

平成30年7月3日(火) 開催

平成30年度

司法修習生指導担当者協議会(第1回)出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

序名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
東京地方裁判所	判事	民事	本間健裕	ホンマ ケンユウ	40期
〃	〃	民事	梅本圭一郎	ウメモト ケイイチロウ	42期
〃	〃	刑事	島田一	シマダ ハジメ	41期
〃	〃	刑事	佐々木一夫	ササキ カズオ	45期
東京地方裁判所立川支部	〃	民事	三浦隆志	ミウラ タカシ	42期
〃	〃	刑事	宮本孝文	ミヤモト タカフミ	40期
東京地方検察庁	検事		大山邦士	オオヤマ クニオ	48期
〃	〃		岡村佳明	オカムラ ヨシアキ	53期
東京地方検察庁立川支部	〃		乙部竜夫	オトベ タツオ	49期
東京弁護士会	弁護士		鈴木道夫	スズキ ミチオ	43期
第一東京弁護士会	〃		本山正人	モトヤマ マサト	47期
第二東京弁護士会	〃		柏原智行	カシハラ トモユキ	53期
東京三弁護士会多摩支部(二弁)	〃		松浦信平	マツウラ シンペイ	47期
横浜地方裁判所	判事	民事	大竹優子	オオタケ ユウコ	40期
〃	〃	刑事	景山太郎	カゲヤマ タロウ	45期
横浜地方検察庁	検事		本村行広	モトムラ ユキヒロ	62期
神奈川県弁護士会	弁護士		佐藤正知	サトウ マサトモ	54期
さいたま地方裁判所	判事	民事	岡部純子	オカベ ジュンコ	43期
〃	〃	刑事	河村俊哉	カワムラ トシヤ	45期
さいたま地方検察庁	検事		橋本千恵子	ハシモト チエコ	46期
埼玉弁護士会	弁護士		松本輝夫	マツモト テルオ	37期
千葉地方裁判所	判事	民事	小濱浩庸	コハマ ヒロノブ	44期
〃	〃	刑事	金子武志	カネコ タケシ	39期
千葉地方検察庁	検事		大極俊紀	ダイゴク トシキ	57期
千葉県弁護士会	弁護士		村上典子	ムラカミ ノリコ	42期
水戸地方裁判所	判事	民事	岡田伸太	オカダ ノブヒロ	45期
〃	〃	刑事	寺澤真由美	テラサワ マユミ	47期
水戸地方検察庁	検事		芦沢和貴	アシザワ カズヨシ	60期
茨城県弁護士会	弁護士		龟田哲也	カメダ テツヤ	50期
宇都宮地方裁判所	判事	民事	河本晶子	カワモト アキコ	44期
〃	〃	刑事	二宮信吾	ニノミヤ シンゴ	44期
宇都宮地方検察庁	検事		眞田寿彦	サンダ トシヒコ	47期
栃木県弁護士会	弁護士		近藤峰明	コンドウ ミネアキ	49期
前橋地方裁判所	判事	民事	菅家忠行	カンケ タダユキ	43期
〃	〃	刑事	國井恒志	クニイ コウシ	46期
前橋地方検察庁	検事		寺尾智子	テラオ トモコ	54期
群馬弁護士会	弁護士		紺正行	コン マサユキ	49期
静岡地方裁判所	判事	民事	関口剛弘	セキグチ タケヒロ	42期
〃	〃	刑事	伊東顕	イトウ アキラ	43期
静岡地方検察庁	検事		大串雅里	オオグシ マサノリ	46期
静岡県弁護士会	弁護士		杉田直樹	スギタ ナオキ	46期
甲府地方裁判所	判事	民事	峯俊之	ミネ トシユキ	38期
〃	〃	刑事	丸山哲巳	マルヤマ テツミ	49期
甲府地方検察庁	検事		堀内伸浩	ホリウチ ノブヒロ	47期
山梨県弁護士会	弁護士		小澤義彦	オザワ ヨシヒコ	38期
長野地方裁判所	判事	民事	田中芳樹	タナカ ヨシキ	46期
〃	〃	刑事	室橋雅仁	ムロハシ マサヒト	49期

府名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
長野地方検察庁	検事		干川 亜紀	ホシカワ アキ	47期
長野県弁護士会	弁護士		田下 佳代	タシタ カヨ	42期
新潟地方裁判所	判事	民事	今井 弘晃	イマイ ヒロアキ	46期
"	"	刑事	山崎 威	ヤマザキ タケシ	49期
新潟地方検察庁	検事		片岡 純	カタオカ ジュン	64期
新潟県弁護士会	弁護士		伊藤 秀夫	イトウ ヒデオ	45期
名古屋地方裁判所	判事	刑事	神田 大助	カンダ ダイスケ	47期
名古屋地方検察庁	検事		川瀬 雅彦	カワセ マサヒコ	46期
愛知県弁護士会	弁護士		山下 勇樹	ヤマシタ イサキ	39期
岐阜地方裁判所	判事	民事	池町 知佐子	イケマチ チサコ	45期
"	"	刑事	鈴木 芳胤	スズキ ヨシタネ	43期
岐阜地方検察庁	検事		小島 健	コジマ ケン	52期
岐阜県弁護士会	弁護士		安藤 友人	アンドウ トモヒト	33期
金沢地方裁判所	判事	民事	加島 滋人	カシマ シゲヒト	44期
"	"	刑事	田中 聖浩	タナカ キヨヒロ	46期
金沢地方検察庁	検事		森 博英	モリ ヒロヒデ	50期
金沢弁護士会	弁護士		宮西 香	ミヤニシ カオル	43期
富山地方裁判所	判事	民事	和久田 道雄	ワクダ ミチオ	44期
"	"	刑事	大村 泰平	オオムラ タイヘイ	50期
富山地方検察庁	検事		和田 文彦	ワダ フミヒコ	50期
富山県弁護士会	弁護士		串田 光成	クシタ ミツナリ	65期
仙台地方裁判所	判事	民事	村主 隆行	スグリ タカユキ	48期
"	"	刑事	江口 和伸	エグチ カズノブ	50期
仙台地方検察庁	検事		児嶋 隆司	コジマ タカシ	49期
仙台弁護士会	弁護士		金成 有祐	カナリ ユウスケ	新63期
福島地方裁判所	判事	民事	遠藤 東路	エンドウ トウル	47期
"	"	刑事	柴田 雅司	シバタ マサシ	50期
福島地方検察庁	検事		望月 栄里子	モチヅキ エリコ	50期
福島県弁護士会	弁護士		横 裕康	マキ ヒロヤス	55期
山形地方裁判所	判事	民事	貝原 信之	カイハラ ノブユキ	41期
"	"	刑事	兒島 光夫	コジマ ミツオ	51期
山形地方検察庁	検事		鶴野澤 亮	ウノサワ リョウ	49期
山形県弁護士会	弁護士		及川 善大	オイカワ ヨシヒロ	64期
盛岡地方裁判所	判事	民事	中村 恭	ナカムラ キヨウ	45期
"	"	刑事	中島 経太	ナカジマ ケイタ	47期
盛岡地方検察庁	検事		吉武 斎彦	ヨシタケ ナオヒコ	54期
岩手弁護士会	弁護士		榎田 裕之	マスダ ヒロユキ	49期
秋田地方裁判所	判事	民事	綱島 公彦	ツナシマ キミヒコ	45期
"	"	刑事	杉山 正明	スギヤマ マサアキ	48期
秋田地方検察庁	検事		大前 裕之	オオマエ ヒロユキ	52期
秋田弁護士会	弁護士		伊勢 昌弘	イセ マサヒロ	42期
青森地方裁判所	判事	民事	飯畠 勝之	イイハタ カツユキ	45期
"	"	刑事	古玉 正紀	コダマ マサノリ	52期
青森地方検察庁	検事		吉武 恵美子	ヨシタケ エミコ	54期
青森県弁護士会	弁護士		竹本 真紀	タケモト マサキ	51期
札幌地方裁判所	判事	民事	武部 知子	タケベ トモコ	48期
"	"	刑事	島戸 純	シマト ジュン	48期
札幌地方検察庁	検事		小出 幹	コイデ モトキ	47期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
札幌弁護士会	弁護士		荒木 健介	アラキ ケンスケ	50期
函館地方裁判所	判事	民事	布施 雄士	フセ ユウジ	51期
"	"	刑事	橋本 健	ハシモト タケシ	50期
函館地方検察庁	検事		小島 健太	コジマ ケンタ	53期
函館弁護士会	弁護士		高橋 維新	タカハシ イシン	66期
旭川地方裁判所	判事	民事	湯川 克彦	ユカワ カツヒコ	48期
"	"	刑事	佐藤 英彦	サトウ ヒデヒコ	48期
旭川地方検察庁	検事		神谷 雄一郎	カミヤ ユウイチロウ	53期
旭川弁護士会	弁護士		飯塚 正浩	イイヅカ マサヒロ	58期
釧路地方裁判所	判事	民事	鈴木 紀子	スズキ ノリコ	51期
"	"	刑事	小林 謙介	コバヤシ ケンスケ	52期
釧路地方検察庁	検事		中川 知三	ナカガワ トモミ	53期
釧路弁護士会	弁護士		蓑島 弘幸	ミノシマ ヒロユキ	57期

参列者

日本弁護士連合会 (第一東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員	岩崎 晃	イワサキ アキラ	44期
------------------------	------------------	------	----------	-----

司法研修所

所長		永野 厚郎	ナガノ アツオ	35期
教官 (判事)	民事裁判担当	松本 利幸	マツモト トシユキ	42期
"	"	徳増 誠一	トクマス セイイチ	49期
"	刑事裁判担当	細田 啓介	ホソダ ケイスケ	40期
"	"	佐藤 弘規	サトウ ヒロノリ	48期
教官 (検事)	検察担当	石山 宏樹	イシヤマ ヒロキ	46期
"	"	渡邊 ゆり	ワタナベ ユリ	48期
教官 (弁護士)	民事弁護担当	大瀧 敦子	オオタキ アツコ	46期
"	"	兼川 真紀	カネカワ マキ	48期
"	刑事弁護担当	高橋 俊彦	タカハシ トシヒコ	52期
"	"	原 琢己	ハラ タクミ	52期
事務局長		染谷 武宣	ソメヤ タケノブ	46期
事務局次長		大澤 賢次	オオサワ ケンジ	
事務局所付		住田 知也	スミタ トモヤ	新61期

平成30年7月6日(金) 開催

平成30年度

司法修習生指導担当者協議会(第2回)出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

府名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
大阪地方裁判所	判事	民事	倉地 真寿美	クラチ マスミ	43期
〃	〃	刑事	長瀬 敬昭	ナガセ タカアキ	46期
大阪地方検察庁	検事		川越 弘毅	カワゴシ ヒロトシ	48期
大阪弁護士会	弁護士		伴城 宏	バンジョウ ヒロシ	50期
京都地方裁判所	判事	民事	島崎 邦彦	シマザキ クニヒコ	48期
〃	〃	刑事	齋藤 正人	サイトウ マサト	40期
京都地方検察庁	検事		山上 真由美	ヤマガミ マユミ	48期
京都弁護士会	弁護士		日下部 和弘	クサカベ カズヒロ	44期
神戸地方裁判所	判事	民事	山口 浩司	ヤマグチ コウジ	42期
〃	〃	刑事	川上 宏	カワカミ ヒロシ	47期
神戸地方検察庁	検事		鈴木 建俊	スズキ タケトシ	57期
兵庫県弁護士会	弁護士		新井 大介	アライ ダイスケ	58期
奈良地方裁判所	判事	民事	島岡 大雄	シマオカ ヒロオ	45期
〃	〃	刑事	西川 篤志	ニシカワ アツシ	48期
奈良地方検察庁	検事		太田 玲子	オオタ レイコ	46期
奈良弁護士会	弁護士		石黒 良彦	イシグロ ヨシヒコ	54期
大津地方裁判所	判事	民事	西岡 繁靖	ニシオカ シゲヤス	48期
〃	〃	刑事	伊藤 寛樹	イトウ ヒロキ	50期
大津地方検察庁	検事		高橋 和人	タカハシ マサト	46期
滋賀弁護士会	弁護士		中井 陽一	ナカイ ヨウイチ	57期
和歌山地方裁判所	判事	民事	中山 誠一	ナカヤマ セイイチ	46期
〃	〃	刑事	武田 正	タケダ タダシ	49期
和歌山地方検察庁	検事		藤川 浩司	フジカワ ヒロシ	46期
和歌山弁護士会	弁護士		田邊 和喜	タナベ カズキ	52期
名古屋地方裁判所	判事	民事	桃崎 剛	モモザキ ツヨシ	48期
津地方裁判所	判事	民事	鈴木 幸男	スズキ ユキオ	47期
〃	〃	刑事	田中 伸一	タナカ シンイチ	49期
津地方検察庁	検事		小島 達朗	コジマ タツアキ	50期
三重弁護士会	弁護士		板垣 謙太郎	イタガキ ケンタロウ	49期
福井地方裁判所	判事	民事	武宮 英子	タケミヤ ヒデコ	48期
〃	〃	刑事	渡邊 史朗	ワタナベ シロウ	54期
福井地方検察庁	検事		中山 博晴	ナカヤマ ヒロハル	51期
福井弁護士会	弁護士		神田 芳和	カンダ ヨシカズ	59期
広島地方裁判所	判事	民事	高島 義行	タカシマ ヨシユキ	49期
〃	〃	刑事	安藤 範樹	アンドウ ノリキ	44期
広島地方検察庁	検事		横山 繁夫	ヨコヤマ シゲオ	47期
広島弁護士会	弁護士		大松 洋二	オオマツ ヨウジ	45期
山口地方裁判所	判事	民事	福井 美枝	フクイ ミエ	44期
〃	〃	刑事	井野 憲司	イノ ケンジ	52期
山口地方検察庁	検事		雲野 晴久	ウンノ ハルヒサ	51期
山口県弁護士会	弁護士		猪俣 俊雄	イノマタ トシオ	35期
岡山地方裁判所	判事	民事	横溝 邦彦	ヨコミゾ クニヒコ	40期
〃	〃	刑事	後藤 有己	ゴトウ ユウキ	53期
岡山地方検察庁	検事		柴田 真	シバタ シン	47期
岡山弁護士会	弁護士		的場 真介	マトバ シンスケ	36期
鳥取地方裁判所	判事	民事	藤澤 裕介	フジサワ ユウスケ	51期
〃	〃	刑事	荒木 未佳	アラキ ミカ	51期
鳥取地方検察庁	検事		向 洋伸	ムカイ ヒロノブ	53期
鳥取県弁護士会	弁護士		森 祥平	モリ ショウヘイ	57期

序名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
松江地方裁判所	判事	民事	堀部亮一	ホリベリョウイチ	49期
"	"	刑事	本村暁宏	モトムラアキヒロ	53期
松江地方検察庁	検事		関口真美	セキグチマミ	52期
島根県弁護士会	弁護士		熱田雅夫	アツタマサオ	46期
福岡地方裁判所	判事	民事	倉澤守春	クラサワモリハル	45期
"	"	刑事	平塚浩司	ヒラツカコウジ	44期
福岡地方検察庁	検事		長田守弘	オサダモリヒロ	47期
福岡県弁護士会	弁護士		井上正義	イノウエマサヨシ	50期
佐賀地方裁判所	判事	民事	達野ゆき	タツノユキ	50期
"	判事	刑事	吉井広幸	ヨシイヒロユキ	43期
佐賀地方検察庁	検事		奥野博	オクノヒロシ	54期
佐賀県弁護士会	弁護士		福田恵巳	フクダエミ	53期
長崎地方裁判所	判事	民事	武田瑞佳	タケダミカ	49期
"	"	刑事	小松本卓	コマツモトタク	48期
長崎地方検察庁	検事		岡田馨之朗	オカダケイシロウ	50期
長崎県弁護士会	弁護士		梶村龍太	カジムラリュウタ	51期
大分地方裁判所	判事	民事	佐藤重憲	サトウシゲノリ	46期
"	"	刑事	有賀貞博	アリガサダヒロ	50期
大分地方検察庁	検事		中田光治	ナカタコウジ	51期
大分県弁護士会	弁護士		玉木正明	タマキマサアキ	60期
熊本地方裁判所	判事	民事	小野寺優子	オノデラユウコ	47期
"	"	刑事	溝國禎久	ミゾクニヨシヒサ	44期
熊本地方検察庁	検事		江口昌英	エグチマサヒデ	50期
熊本県弁護士会	弁護士		辻上友男	ツジガミトモオ	64期
鹿児島地方裁判所	判事	民事	日景聰	ヒカゲサトシ	49期
"	"	刑事	岩田光生	イワタミツオ	47期
鹿児島地方検察庁	検事		遠藤裕介	エンドウユウスケ	51期
鹿児島県弁護士会	弁護士		山口大観	ヤマグチヒロミ	新62期
宮崎地方裁判所	判事	民事	小田島靖人	オダジマヤスト	46期
"	"	刑事	岡崎忠之	オカザキタダユキ	53期
宮崎地方検察庁	検事		久家健志	クガタケシ	50期
宮崎県弁護士会	弁護士		西田隆二	ニシダリュウジ	43期
那覇地方裁判所	判事	民事	剣持淳子	ケンモツジュンコ	50期
"	"	刑事	柴田寿宏	シバタトシヒロ	46期
那覇地方検察庁	検事		白井智之	シライトモユキ	48期
沖縄弁護士会	弁護士		高良誠	タカラマコト	59期
高松地方裁判所	判事	民事	森實将人	モリザネマサト	42期
"	"	刑事	三上孝浩	ミカミタカヒロ	48期
高松地方検察庁	検事		今村智仁	イマムラトモヒト	48期
香川県弁護士会	弁護士		白井一郎	シライイチロウ	45期
徳島地方裁判所	判事	民事	川畠公美	カワバタクミ	43期
"	"	刑事	坂本好司	サカモトコウジ	50期
徳島地方検察庁	検事		町田聰	マチダサトシ	53期
徳島弁護士会	弁護士		山本啓司	ヤマモトケイジ	51期
高知地方裁判所	判事	民事	西村修	ニシムラオサム	51期
"	"	刑事	山田裕文	ヤマダヒロフミ	51期
高知地方検察庁	検事		石井寛也	イシイヒロヤ	53期
高知弁護士会	弁護士		西森やよい	ニシモリヤヨイ	53期

府名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
松山地方裁判所	判事	民事	久保井 恵子	クボイ ケイコ	46期
"	"	刑事	末弘陽一	スエヒロ ヨウイチ	49期
松山地方検察庁	検事		蜂須賀 三紀雄	ハチスカ ミキオ	51期
愛媛弁護士会	弁護士		高橋直人	タカハシ ナオト	50期

参列者

日本弁護士連合会 (第一東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員	岩崎 晃	イワサキ アキラ	44期
------------------------	------------------	------	----------	-----

司法研修所

所長		永野 厚郎	ナガノ アツオ	35期
教官(判事)	民事裁判担当	松本 利幸	マツモト トシユキ	42期
"	"	徳増 誠一	トクマス セイイチ	49期
"	刑事裁判担当	細田 啓介	ホソダ ケイスケ	40期
"	"	佐藤 弘規	サトウ ヒロノリ	48期
教官(検事)	検察担当	石山 宏樹	イシヤマ ヒロキ	46期
"	"	渡邊 ゆり	ワタナベ ユリ	48期
教官(弁護士)	民事弁護担当	大瀧 敦子	オオタキ アツコ	46期
"	"	兼川 真紀	カネカワ マキ	48期
"	刑事弁護担当	高橋 俊彦	タカハシ トシヒコ	52期
"	"	原 琢己	ハラ タクミ	52期
事務局長		染谷 武宣	ソメヤ タケノブ	46期
事務局次長		大澤 賢次	オオサワ ケンジ	
事務局所付		住田 知也	スミタ トモヤ	新61期

協議事項

1 導入修習と分野別実務修習の連携等について

(出題理由及び協議事項)

導入修習については、第68期以降4期分が実施され、修習開始段階で司法修習生に不足している実務的知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにするという二つの目的に照らして、一定の成果が上がっているものと考えられるところである。もっとも、司法修習生に対するアンケート結果や昨年度までの協議によれば、導入修習において自己の知識等の不足に気付きながらも、その気付きが実務修習期間中の指導や自学自修に十分生かされていないのではないかという指摘があり、この問題への対処として、第71期司法修習生からは、導入修習時に「導入修習チェックシート」を作成させ、これを実務修習地の配属庁会に配布したところである。そこで、まず、導入修習チェックシートの分野別実務修習における指導に当たっての活用の実情について伺い、効果的と考えられた活用例や、活用に当たっての隘路等について協議したい。

また、今期の活用状況等を踏まえ、導入修習チェックシートの記載項目等について、要望があれば伺いたい。

2 分野別実務修習の実情及び充実方策について

(出題理由及び協議事項)

これまでの協議等によれば、実務修習ガイドラインの周知、同ガイドラインに沿った指導の実現が順次進んでいるものと考えられ、各分野とも、同ガイドラインで求められている数値目標自体については、概ね達成できていたり、達成に向

けた改善が見られるところであるが、今後は、これを前提としつつ、更なる質の向上に向け、指導上の工夫を図っていく必要がある。そこで、昨年度に引き続き、分野別実務修習の質を更に向上させるための方策等について協議したい。

3 選択型実務修習の実情及び充実方策について

(出題理由及び協議事項)

(1) 選択型実務修習の一層の充実を図るため、各庁会において、個別修習プログラムの提供方法（実施日数・方法等）を工夫したり、実施時期を調整するなどの取組がされているところであるが、プログラムによっては応募者数が少ないなどの指摘も見られる。そこで、昨年度に引き続き、選択型実務修習の実情、問題点の解決や修習内容の充実を図るための工夫等を伺いたい。

(2) ホームグラウンド修習の実施の在り方について

以上

資料目録

(事務局長説明関係)

- 1 第70期集合修習A班カリキュラムの概要
- 2 第70期集合修習B班カリキュラムの概要
- 3 第71期修習日程
- 4 第71期導入修習カリキュラムの概要
- 5 第71期A班集合修習日程予定表
- 6 第71期B班集合修習日程予定表
- 7 導入修習に関するアンケート集計結果（第71期）
- 8 導入修習チェックシート（第71期）
- 9 修習結果簿（71期第1クール：民事裁判修習）集計結果
- 10 修習結果簿（71期第1クール：刑事裁判修習）集計結果
- 11 修習結果簿（71期第1クール：検察修習）集計結果
- 12 修習結果簿（71期第1クール：弁護修習）集計結果
- 13 選択型実務修習 全国プログラム集計（第71期）
- 14 司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティ対策について（依頼）
- 15 司法修習生の情報セキュリティ対策について（事務連絡）

①

(平成 30・2・20)

第70期集合修習A班カリキュラムの概要

司 法 研 修 所

は し が き

平成28年度（第70期）司法修習生のうち、A班（実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山である者）を対象とする集合修習のカリキュラムは、13クラス編成で平成29年8月14日に開始され、同年9月25日に終了した（その後、各実務修習地等において選択型実務修習が実施された。）。

第70期A班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成28年度（第70期）司法修習生A班集合修習日程予定表」のとおりである。

集合修習のカリキュラム策定に当たっては、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等並びに分野別実務修習の成果を踏まえて「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」（司法修習生指導要綱（甲）第1章第1）を修得させる観点から、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的に汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨としている（要綱（甲）第3章第1）。

このような趣旨を踏まえ、第70期A班においても、修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心としつつ（同第4の1），従来の司法修習で要求していたような法律書面の全体を形式面も含めて起案させることにはこだわらず、より実質的に、書面の内容の根底をなす思考過程を明らかにさせることを重視する方法で出題がされているほか、ロールプレイングも含めた民事・刑事の様々な講義、演習、問題研究や法曹倫理、国際人権等に関する演習、講演なども実施された。

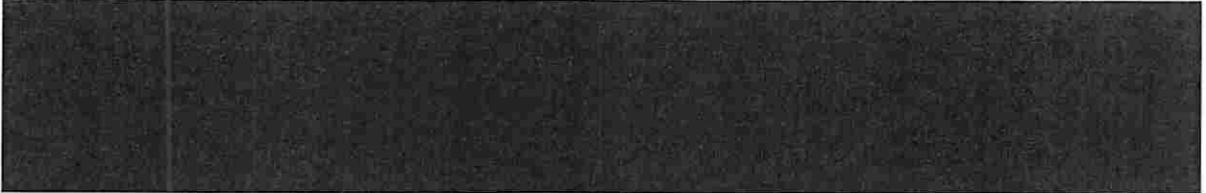
司法修習生指導担当者各位におかれでは、本資料を今後の実務修習における指導の参考としていただきたい。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

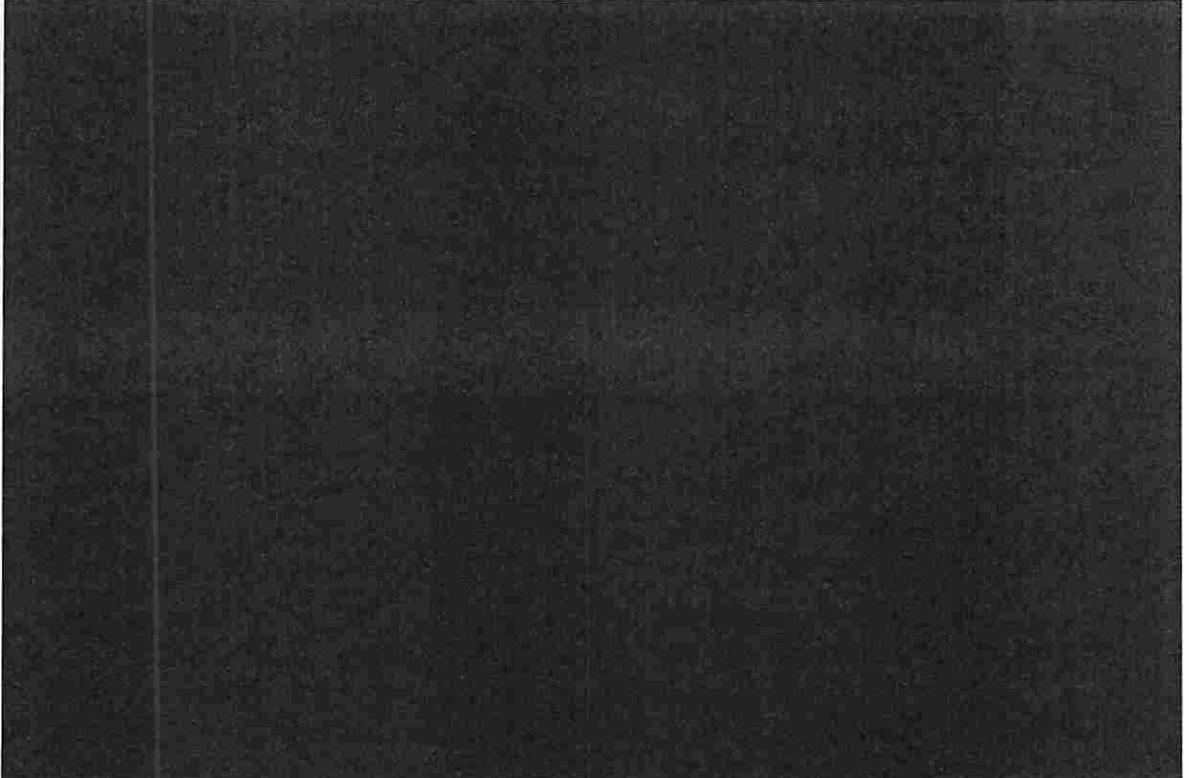
1 講義

集合修習の冒頭に、集合修習に向けてのガイダンスをし、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学修方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行った。



2 起案

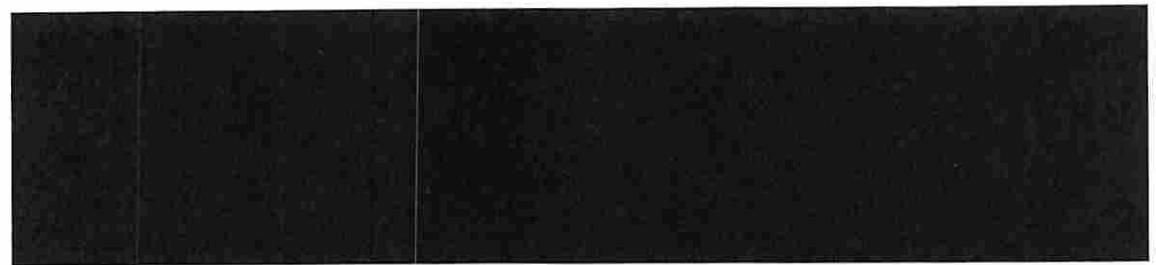
(1) 総説



(2) 起案 1

ア 事案の概要





イ 起案事項等

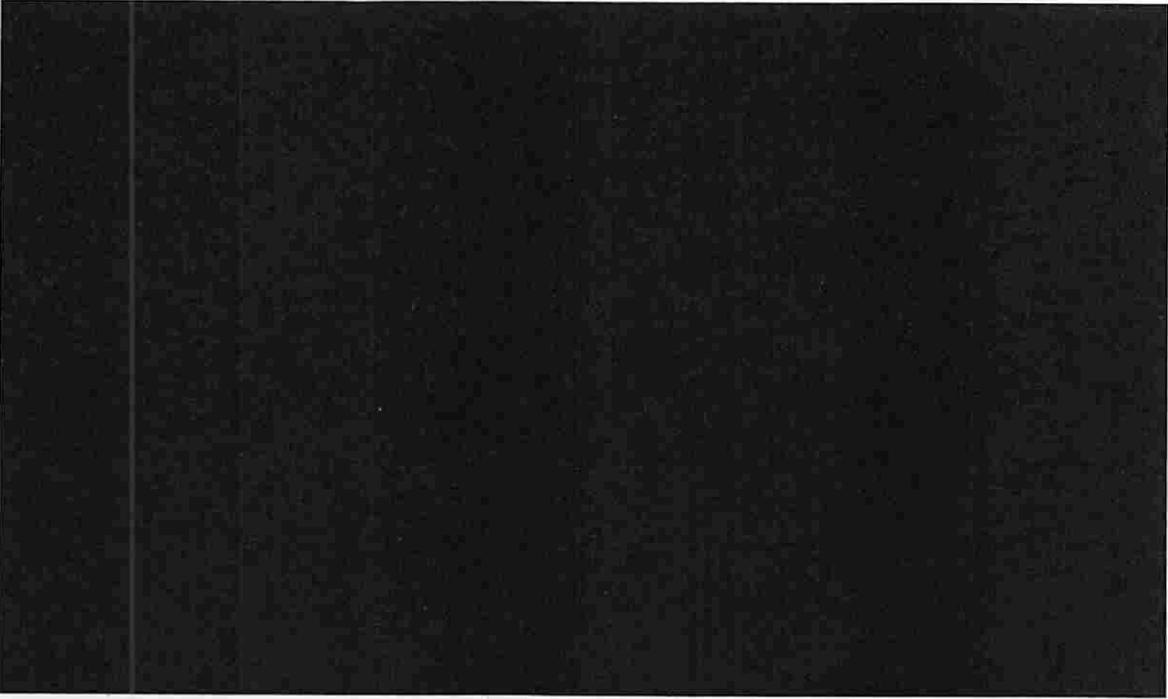


(3) 起案 2

ア 事案の概要



イ 起案事項等

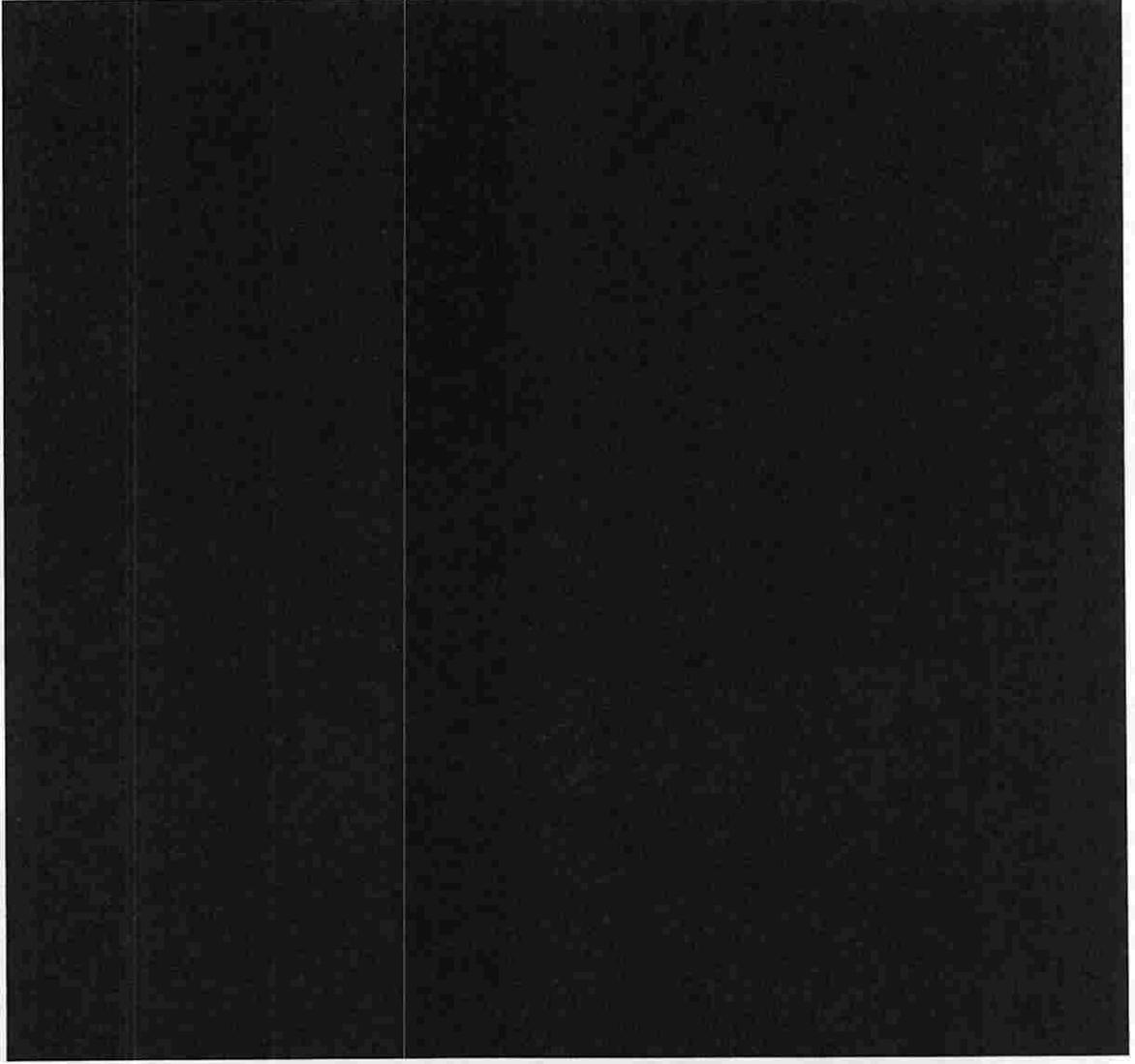


3 演習（争点整理）

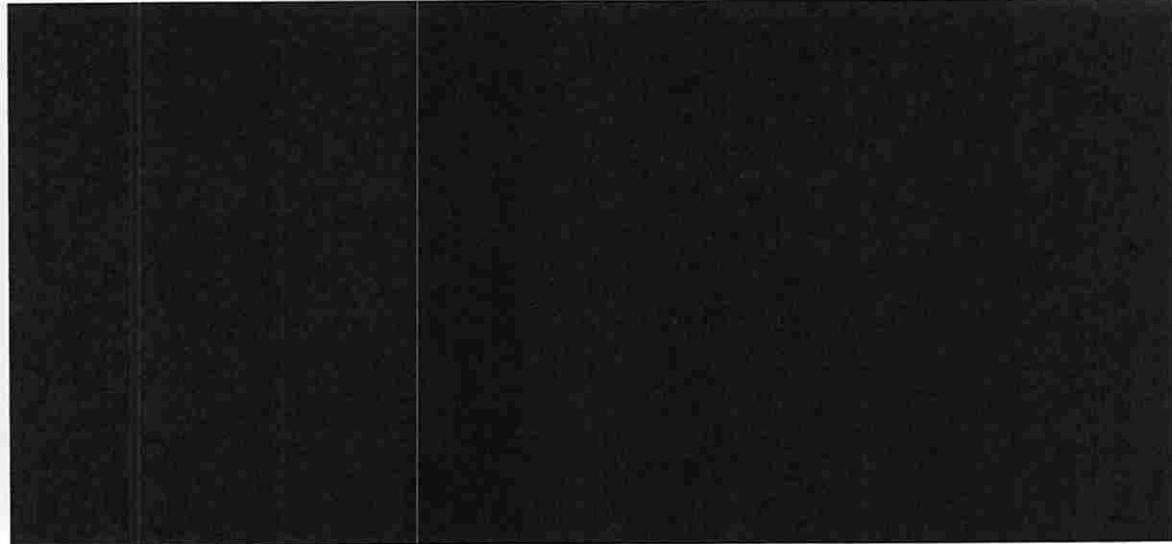
(1) 総説



(2) 事案の概要



(3) 演習内容等



このように、本カリキュラムは、実務家としての基礎的かつ実践的な思考力、状況に応じた紛争解決能力のかん養を目的とするものであり、法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

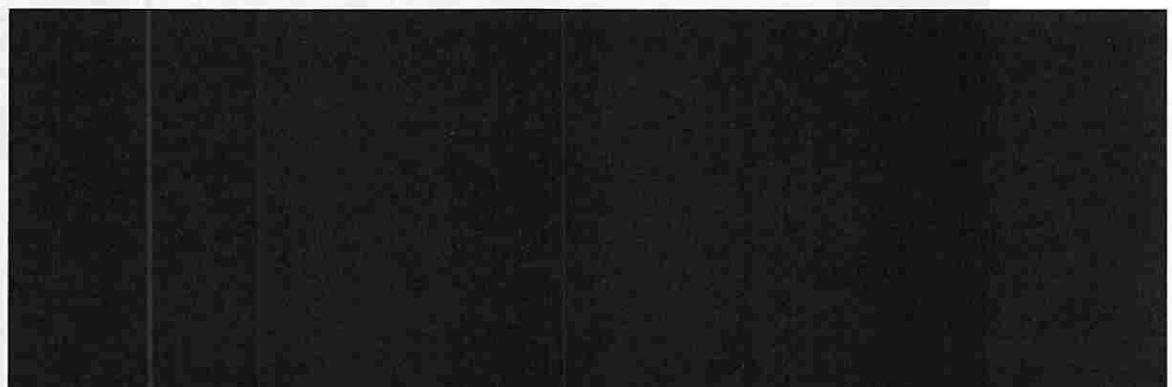
II 民事弁護

1 問題研究 1, 2

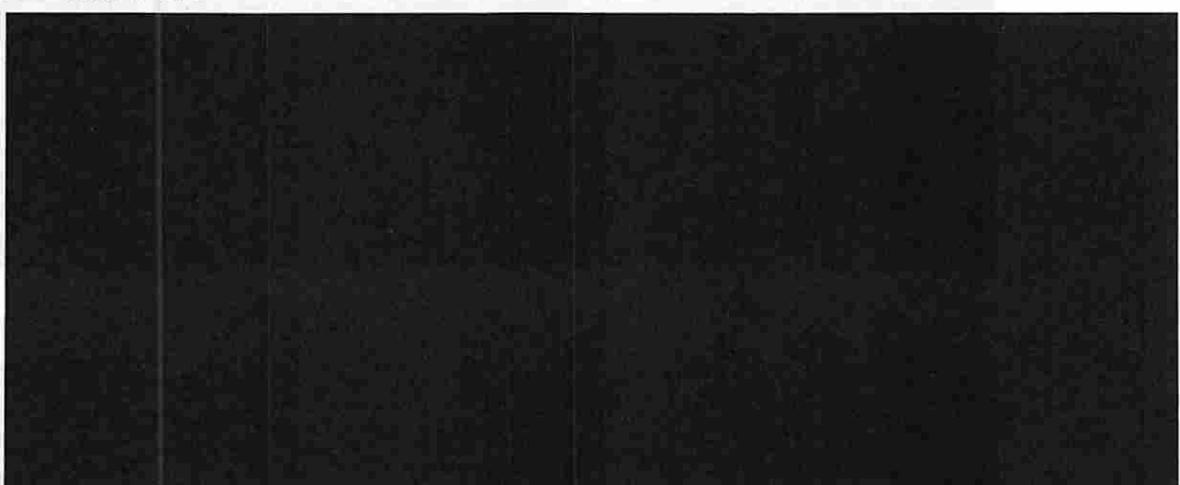
(1) 実施内容



(2) 事案の概要



(3) 研究事項等



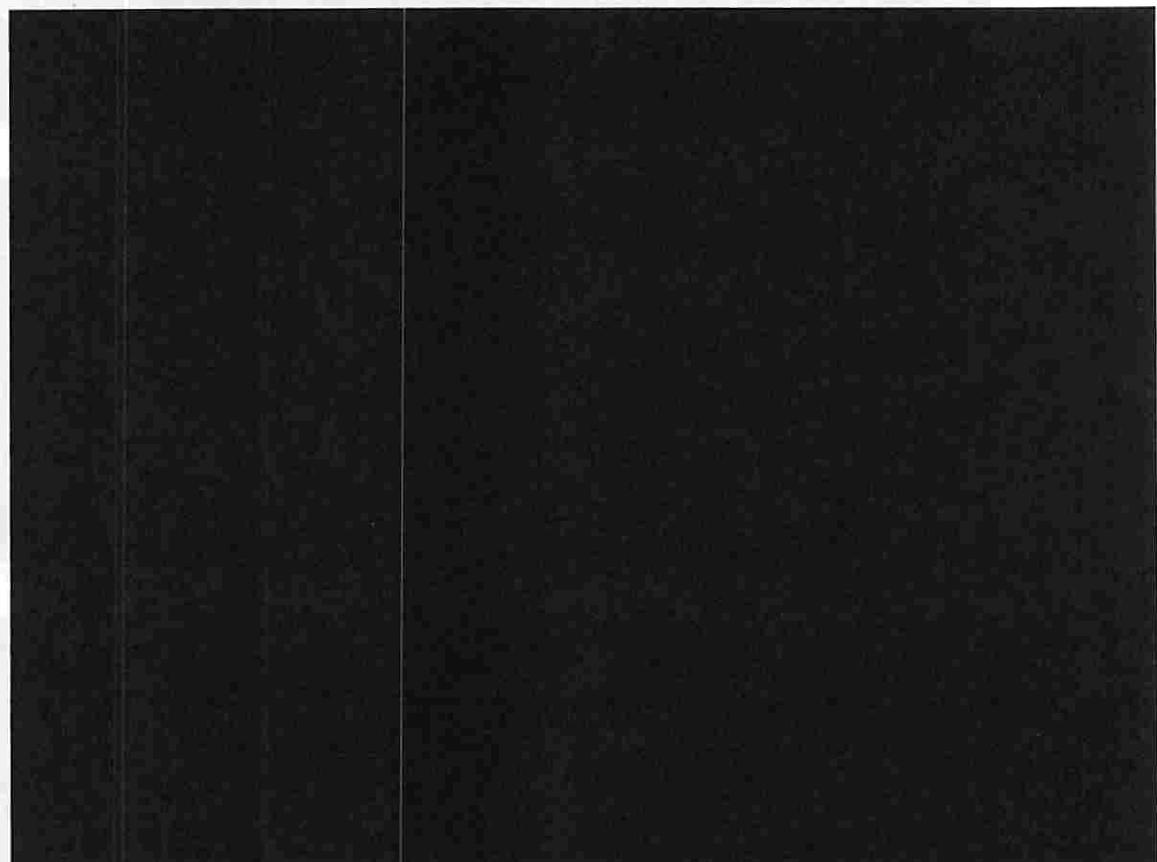
2 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要



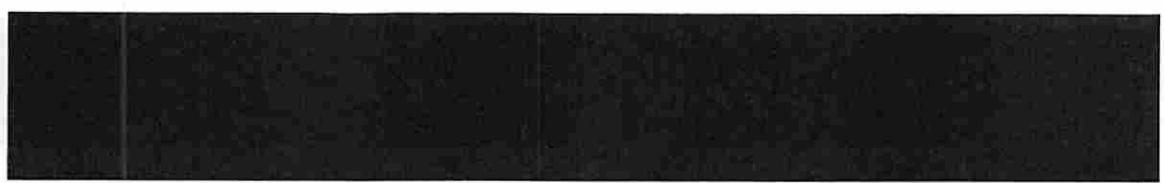
イ 起案事項等



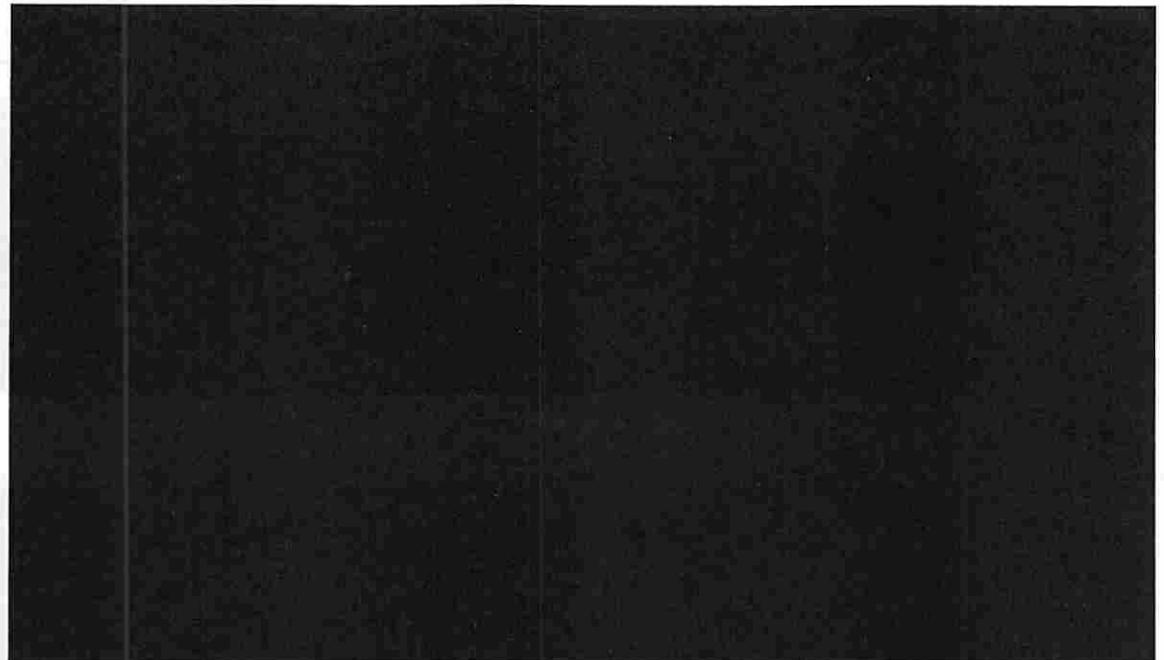
(2) 起案 2

ア 事案の概要





イ 起案事項等



3 講義（和解条項）

(1) 実施の概要



(2) 講義の目的



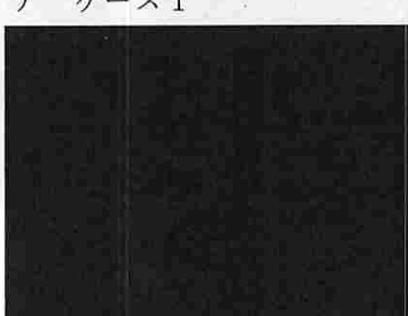
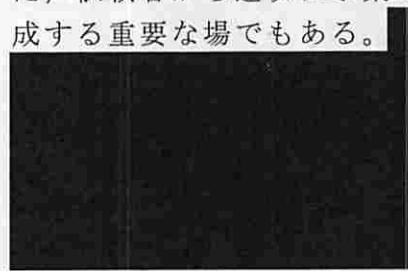
4 演習（法律相談）

(1) 実施の概要



(2) 演習の目的

法律相談は、受任に先立つ行為として、受任の可否、事案解決の見込み、処理方針などを判断し、かつ、依頼者に対して、事案処理方針の説明、報酬等の説明をした上で、弁護士委任契約の締結などを行う重要なステージである。また、依頼者から適切に事案の本質を聴き出し、かつ、依頼者との信頼関係を醸成する重要な場でもある。

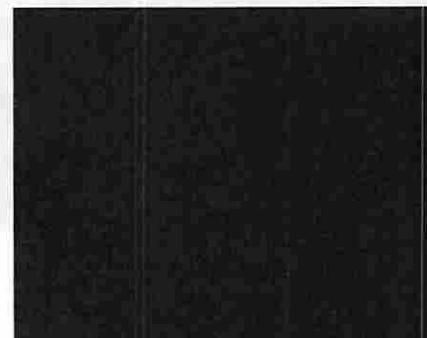


(3) 事案の概要

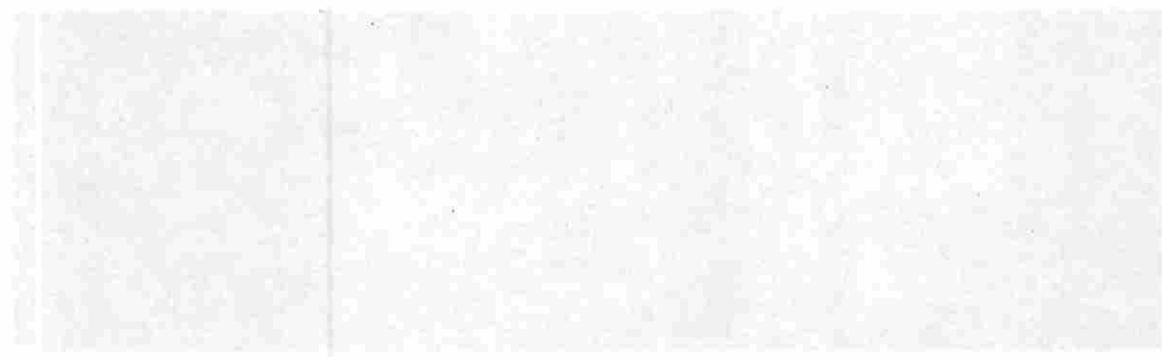
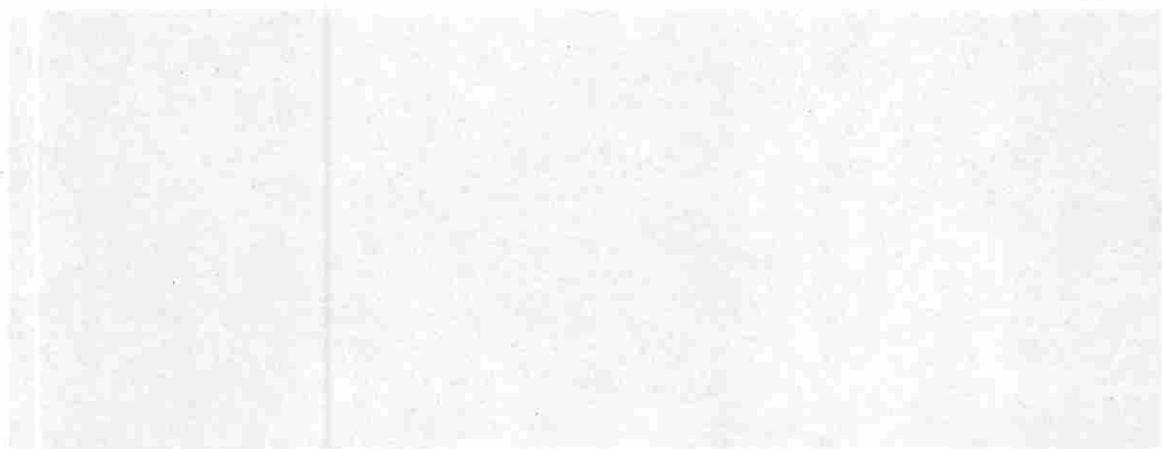
ア ケース 1



イ ケース 2



(4) 実施内容



III 民事共通

1. 民事共通演習 1 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨

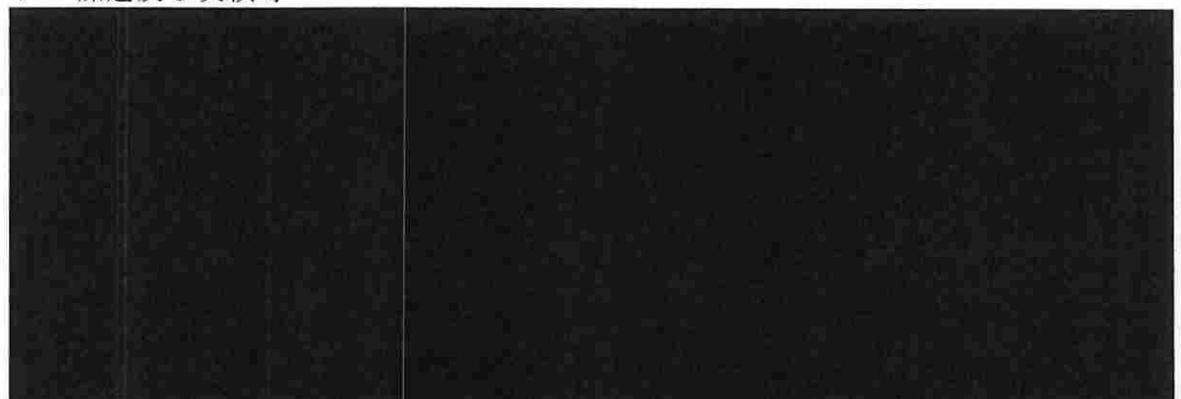


イ 事案の概要



(2) 民事共通演習 1 (口頭弁論)

ア 課題及び実演等



イ 講評



(3) 民事共通演習 2 (弁論準備手続期日)

ア 課題及び実演等



イ 講評等



(4) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨



イ 事前準備等



ウ 交互尋問等



エ 講評等



(ア) 外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評



(イ) 教官による講評



(ウ) 事実認定討論



(5) 民事共通演習 4 (判決)

ア 判決

イ 講評

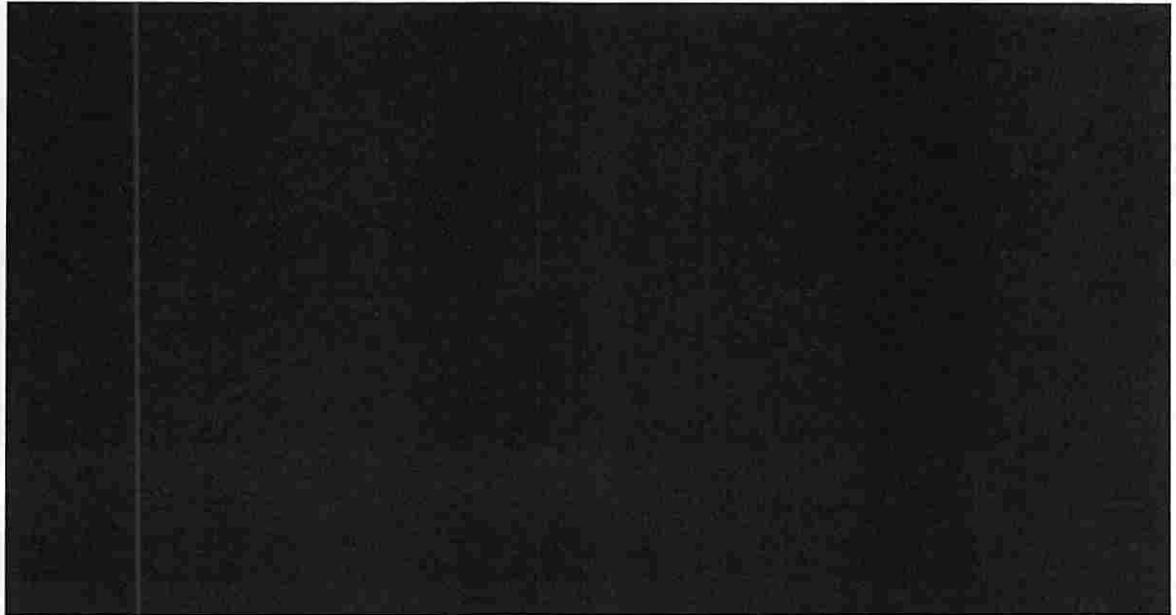
2 民事共通問題研究 (和解)

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 起案

(1) 総説



なお、いずれの設問についても、書式、形式等を要求するものではないし、単なる知識を問うものでもなく、新司法修習における指導理念に対応した、法曹としての活動に共通して必要となる汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いて出題している。

(2) 起案 1

ア 事案の概要



イ 起案事項



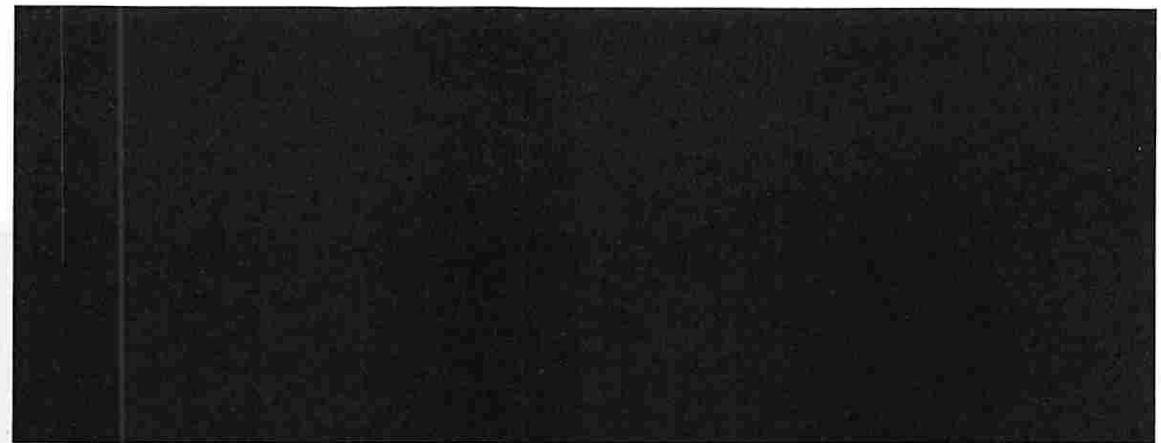
ウ 講評

(3) 起案 2

ア 事案の概要

イ 起案事項

ウ 講評

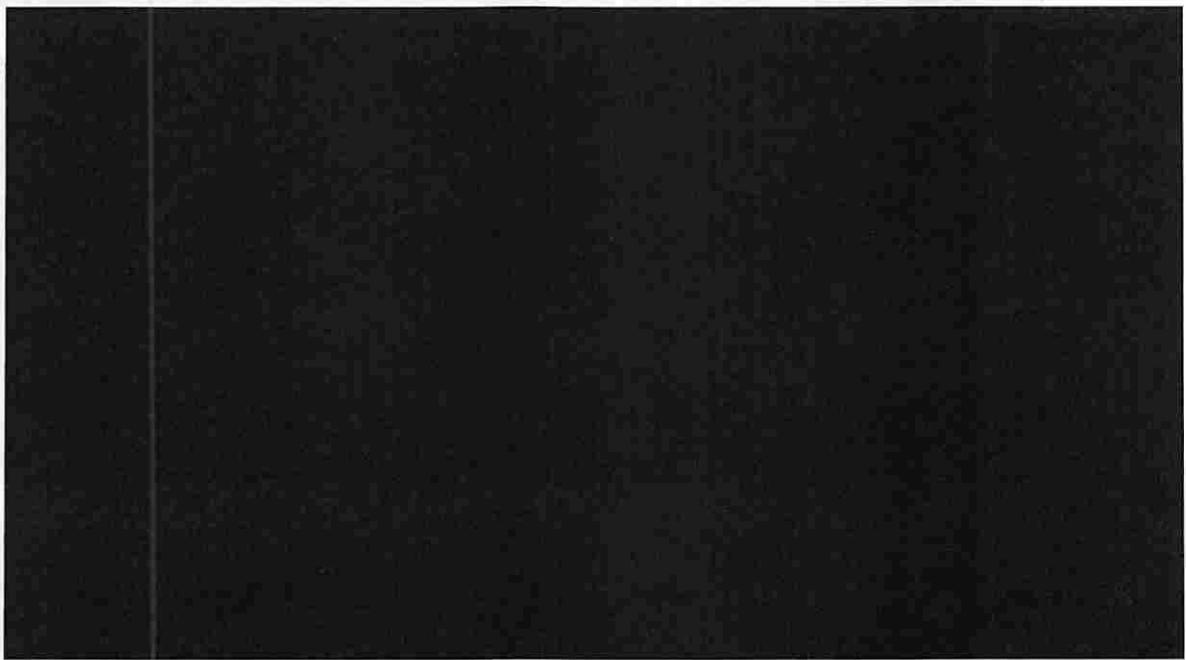


2 問題研究

(1) 指導目標



(2) 実施内容



II 檢 察

1 起案

(1) 檢察起案の概要



司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する問題についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

ア 事案の概要



イ 起案事項等



ウ 講評



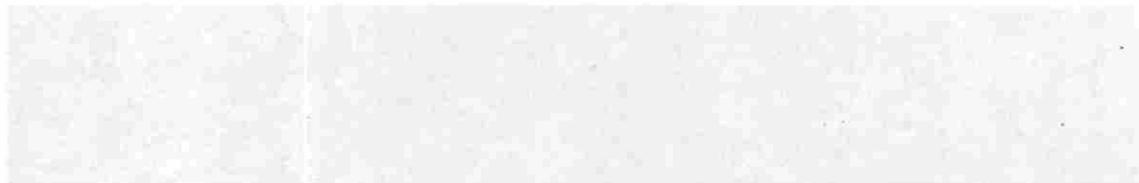
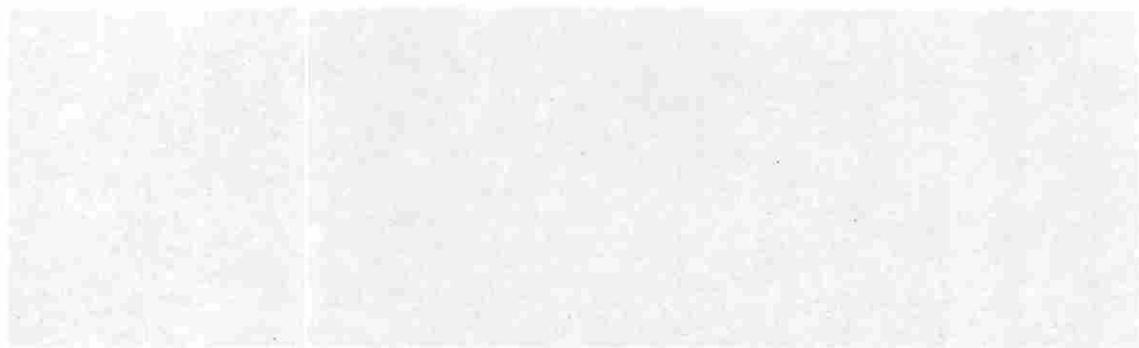
(3) 起案 2

ア 事案の概要

イ 起案事項等

ウ 講評

2 問題研究（被害者保護）
指導目標及び実施内容等

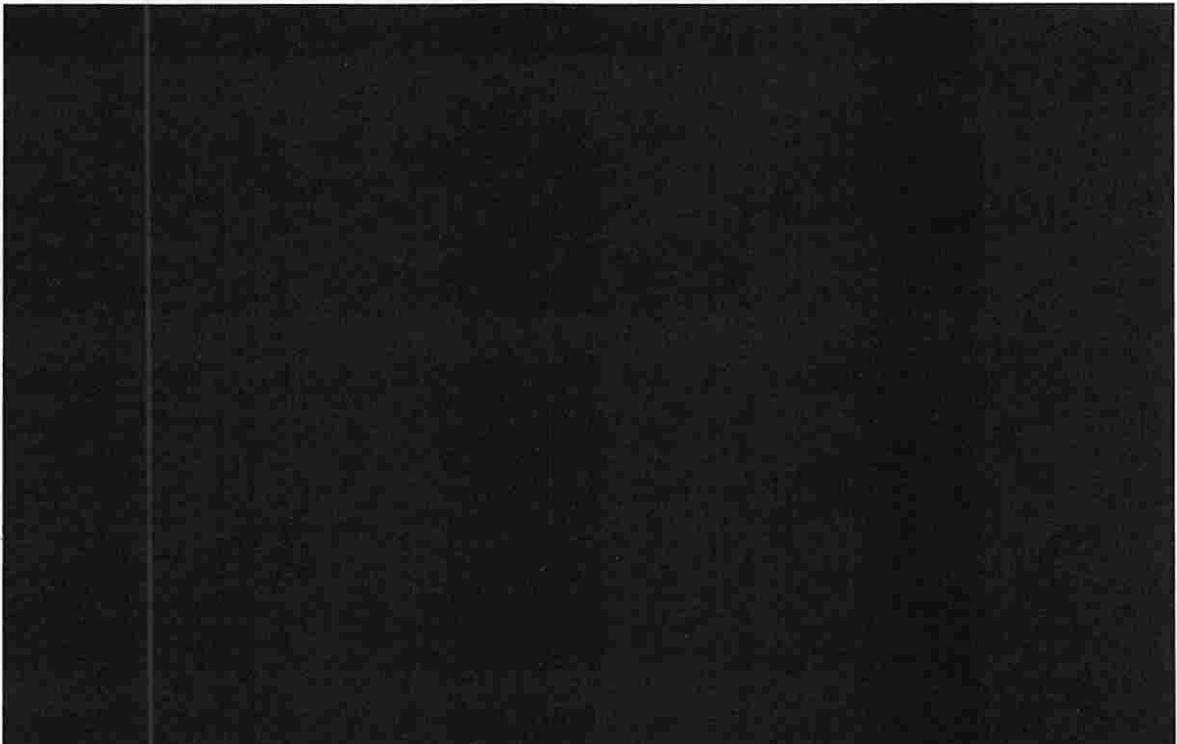


III 刑事弁護

1 起案

(1) 総説

刑事弁護教官室は、修習生に対して、具体的な刑事事件に基づきケース・セオリー（弁護人の求める結論が正しいことを導く論拠）を確立する弁護活動の基本を指導し、弁護人が行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えさせることにより、弁護人としての基本的な能力・技術、さらには、法曹の活動に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力を修得させるとともに、法曹資格取得後の自己研鑽への意識付けをさせることを指導方針としている。



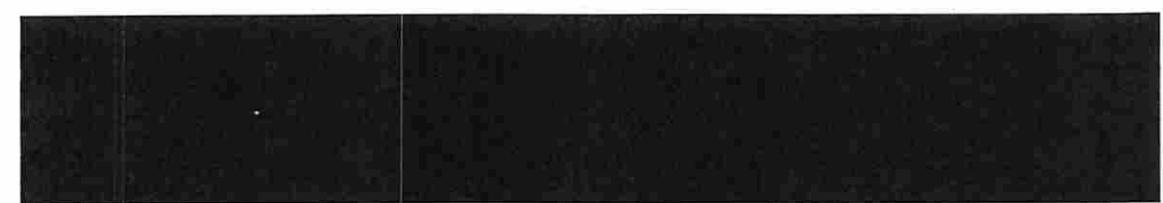
(2) 起案 1

ア 事案の概要

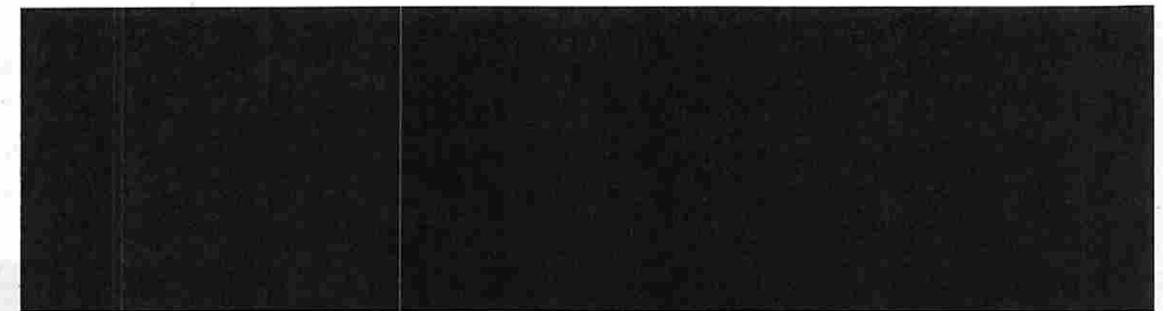


イ 起案事項



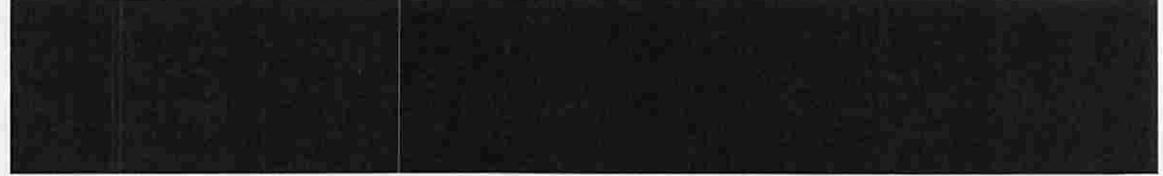


ウ 講評

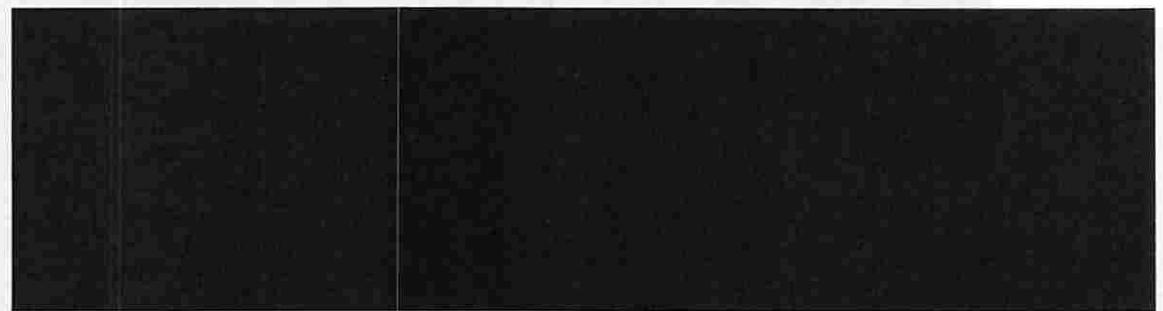


(3) 起案 2

ア 事案の概要



イ 起案事項



ウ 講評

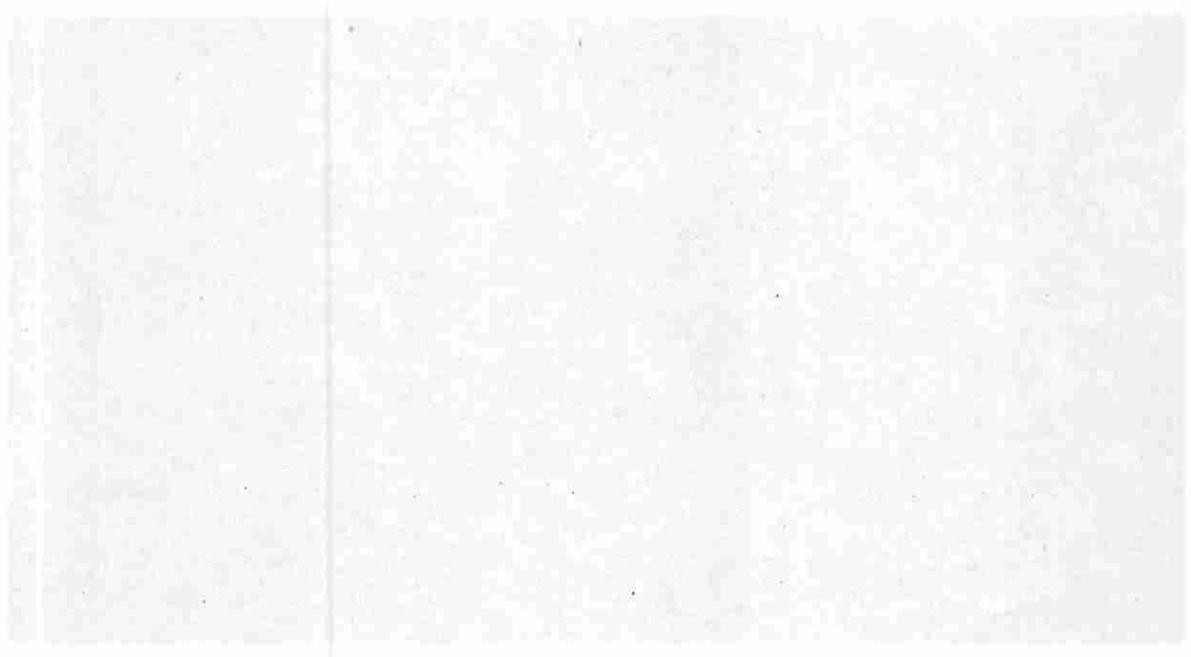
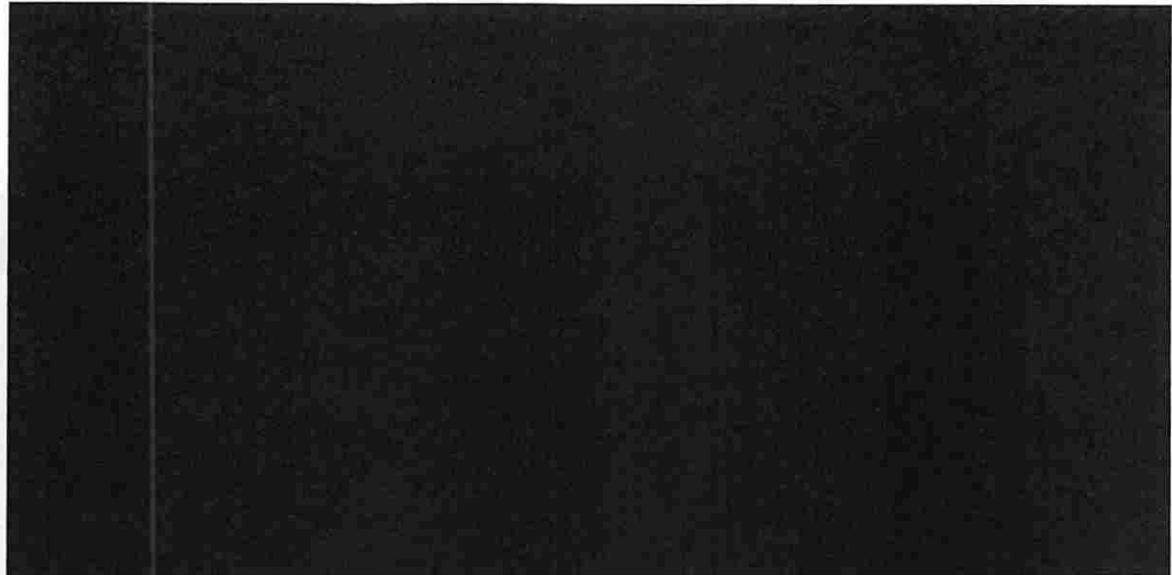


2 問題研究（取調べ対応、示談交渉）

(1) 指導目標



(2) 実施内容



IV 刑事共通

1 刑事共通演習

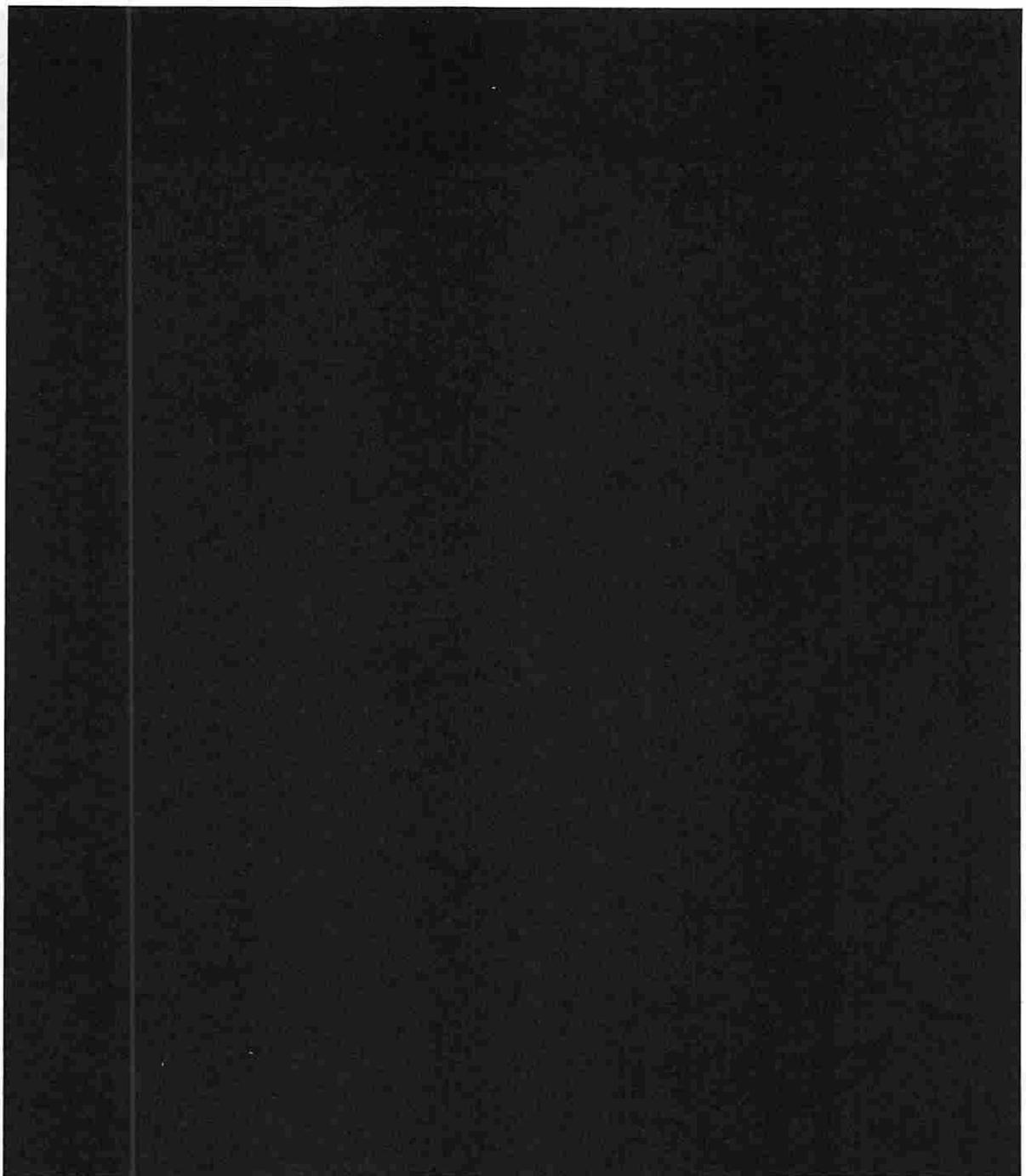
(1) 指導目標



これらの演習を通じ、的確な争点整理を行う上で必要な視点を提供し、これにより、法曹としての活動に共通して必要とされる汎用性のある基礎的な能力を修得させるよう努めた。

(2) 実施内容





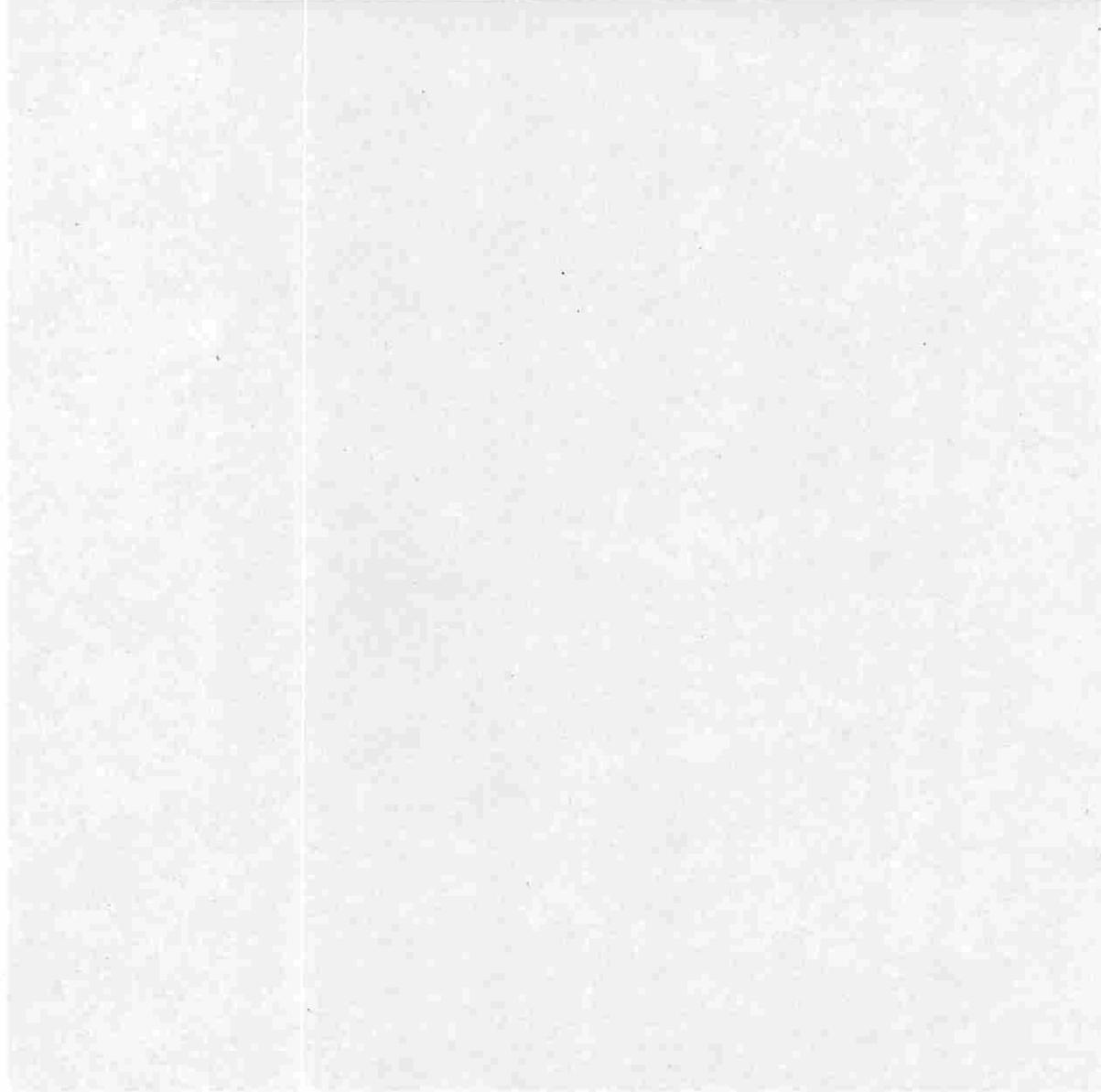
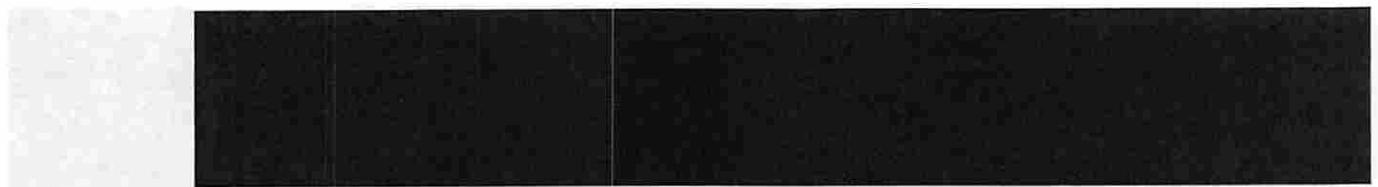
2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標



(2) 實施內容





第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講義「国際人権法の形成と実施」

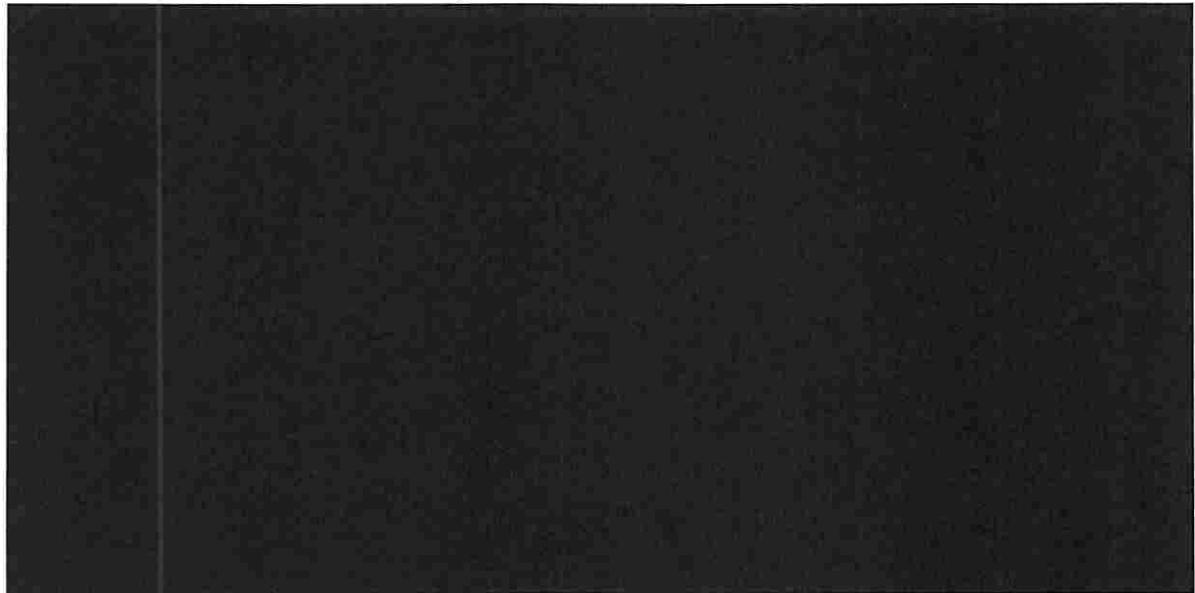
講 師 弁護士（第一東京弁護士会） 上 柳 敏 郎 氏

国際人権については、その重要性に鑑み、各期において全科目共通特別講義という形式で国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

第70期においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権の重要性や、国際人権法の国内的・国際的実施、国際N G Oの活動等について、ロールプレイ及び講演を行った。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」



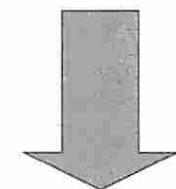
平成28年度（第70期）司法修習生

A班 集合修習日程予定表

（注） 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)				
28	月		民裁起案1講評		25	月	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評					
29	火	刑弁起案1講評		刑共演習(証拠開示等)									
30	水		刑共演習(争点整理等)										
31	木		刑共演習(尋問)										
9 ／ 1	金	民裁起案2（即日）											
4	月	刑弁起案2（即日）											
5	火	刑裁起案1講評		検察起案1講評									
6	水	検察起案1講評		民共演習2（弁論準備手続期日）									
7	木	刑裁起案2（即日）											
8	金		検察起案2（即日）		11 ／ 17	金		考試					
8 ／ 14	月	民裁講義		全共特別講義	11	月	弁共演習(弁護士倫理)	民弁起案1講評	20	月		考試	
15	火	民弁問題研究1			12	火	刑共問題研究 (情状・量刑)	検察問題研究 (被害者保護)	民共問題研究(和解)	21	火		考試
16	水	民裁起案1（即日）			13	水	民弁起案2（即日）			22	水		考試
17	木	刑弁起案1（即日）			14	木	民共演習3準備	民裁演習(争点整理)		23	木		勤労感謝の日
18	金	民共演習1準備		民弁問題研究2	15	金	民裁演習(争点整理)	刑弁問題研究		24	金		考試
21	月	刑裁起案1（即日）			18	月	敬老の日						
22	火	検察起案1（即日）			19	火	民裁起案2講評						
23	水	民弁起案1（即日）			20	水	民共演習3(交互尋問)						
24	木	民弁講義（和解条項）		民弁演習(法律相談)	21	木	刑弁起案2講評	刑裁起案2講評					
25	金	民共演習1(口頭弁論期日)		刑裁問題研究	22	金	刑裁起案2講評	検察起案2講評					

選択型実務修習



凡例

民裁・・・民事裁判 民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判 刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護 全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護 弁共・・・弁護共通
(即日)・・・即日起案
(29.3.13 司研企二印)

②

(平成 30・2・20)

第70期集合修習B班カリキュラムの概要

司法研修所

は し が き

平成28年度（第70期）司法修習生のうち、B班（実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山以外である者）を対象とする集合修習のカリキュラムは、12クラス編成で平成29年10月3日に開始され、同年11月15日に終了した。

第70期B班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成28年度（第70期）司法修習生B班集合修習日程予定表」のとおりである。

集合修習のカリキュラム策定に当たっては、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等並びに実務修習の成果を踏まえて「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」（司法修習生指導要綱（甲）第1章第1）を修得させる観点から、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的に汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨としている（要綱（甲）第3章第1）。

このような趣旨を踏まえ、第70期B班においても、修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心としつつ（同第4の1），従来の司法修習で要求していたような法律書面の全体を形式面も含めて起案させることにはこだわらず、より実質的に、書面の内容の根底をなす思考過程を明らかにさせることを重視する方法で出題がされているほか、ロールプレイングも含めた民事・刑事の様々な講義、演習、問題研究や法曹倫理、国際人権等に関する演習、講演なども実施された。

司法修習生指導担当者各位におかれては、本資料を今後の実務修習における指導の参考としていただきたい。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義

集合修習の冒頭に、集合修習に向けてのガイダンスをし、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学修方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行った。



2 起案

(1) 総説



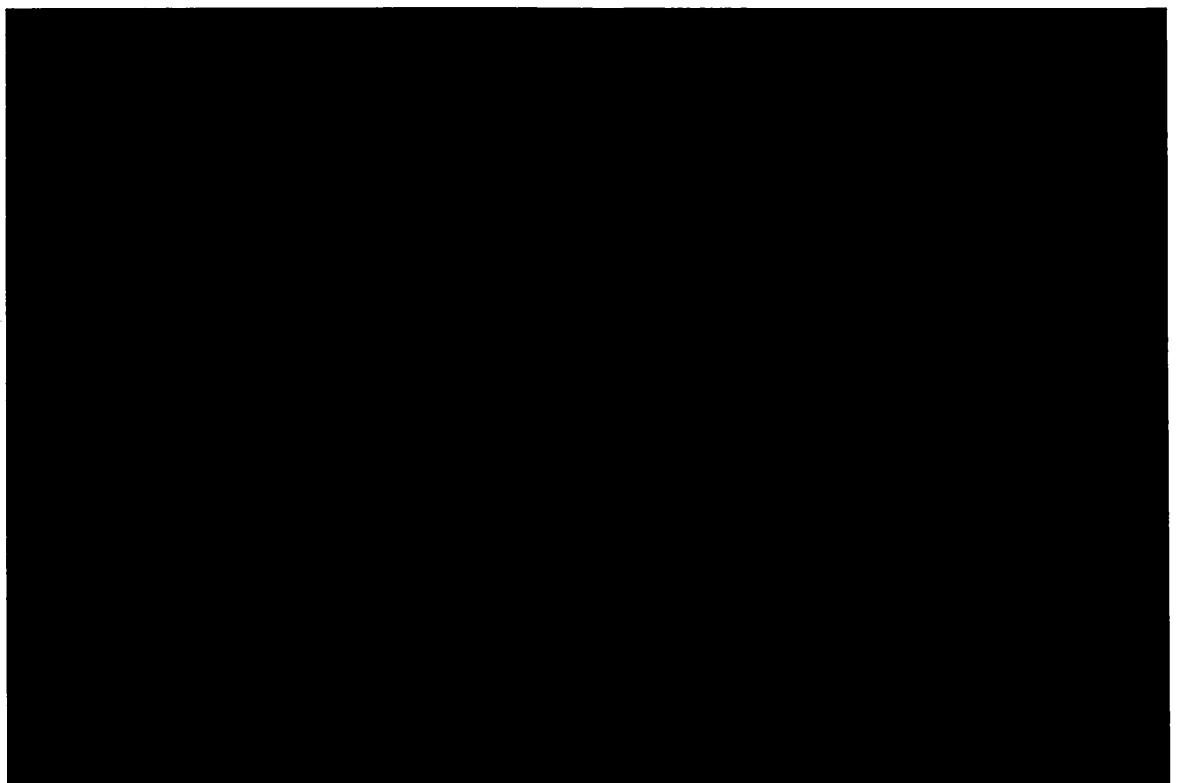
(2) 起案 1

ア 事案の概要





イ 起案事項等



(3) 起案 2

ア 事案の概要





イ 起案事項等



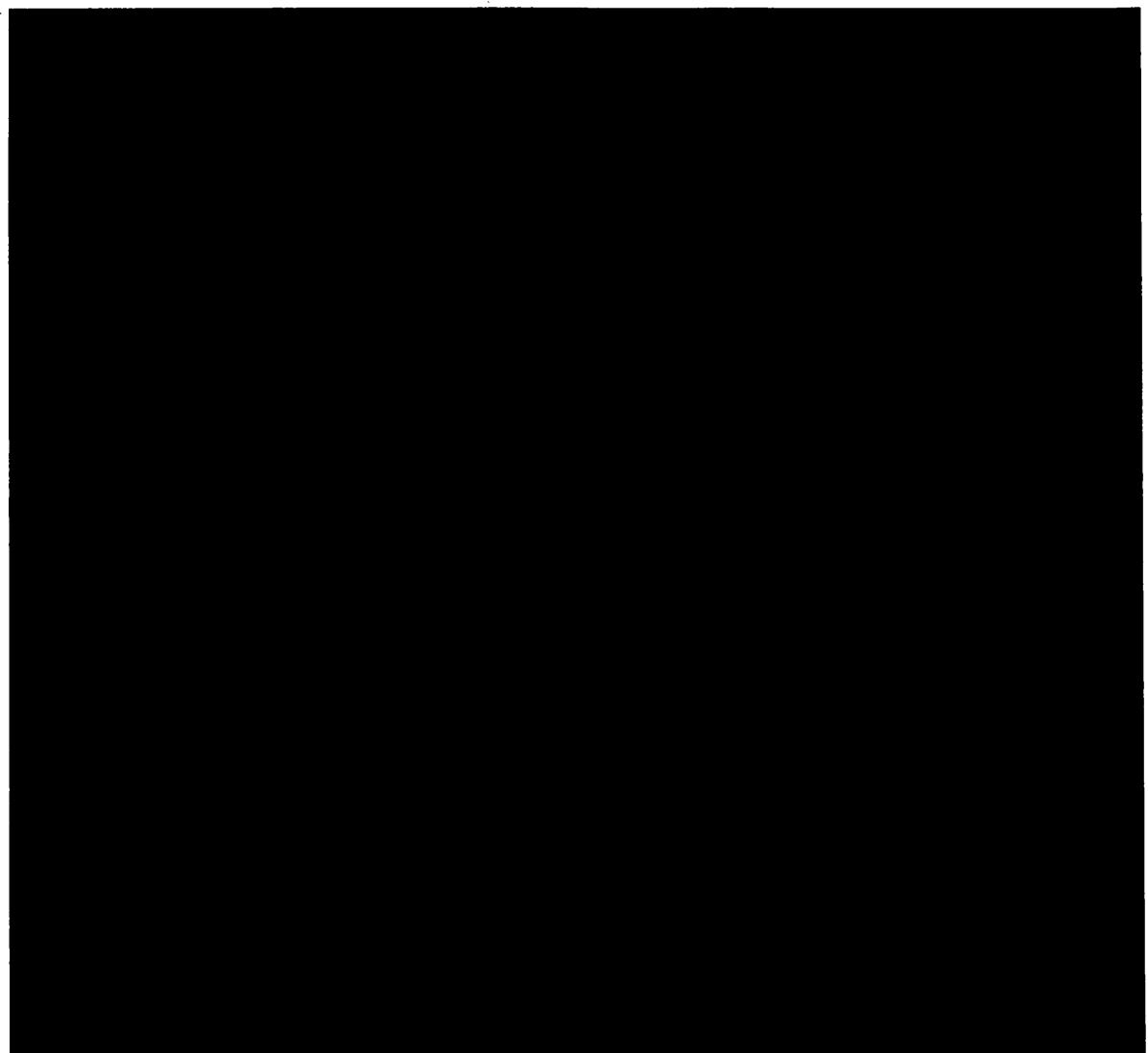
3 演習（争点整理）

(1) 総説





(2) 事案の概要



(3) 演習内容等

このように、本カリキュラムは、実務家としての基礎的かつ実践的な思考力、状況に応じた紛争解決能力のかん養を目的とするものであり、法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

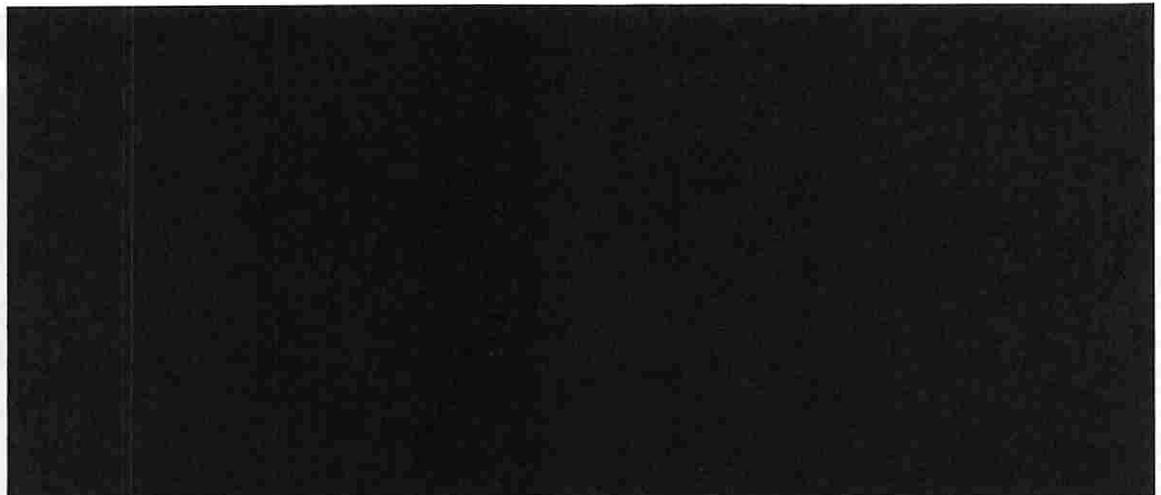
II 民事弁護

1 問題研究 1, 2

(1) 実施内容

(2) 事案の概要

(3) 研究事項等



2 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要



イ 起案事項等



(2) 起案 2

ア 事案の概要

イ 起案事項等

3 講義（和解条項）

(1) 実施の概要

[REDACTED]

(2) 講義の目的・

[REDACTED]

4 演習（法律相談）

(1) 実施の概要

[REDACTED]

(2) 演習の目的

法律相談は、受任に先立つ行為として、受任の可否、事案解決の見込み、処理方針などを判断し、かつ、依頼者に対して、事案処理方針の説明、報酬等の説明をした上で、弁護士委任契約の締結などを行う重要なステージである。また、依頼者から適切に事案の本質を聴き出し、かつ、依頼者との信頼関係を醸成する重要な場でもある。

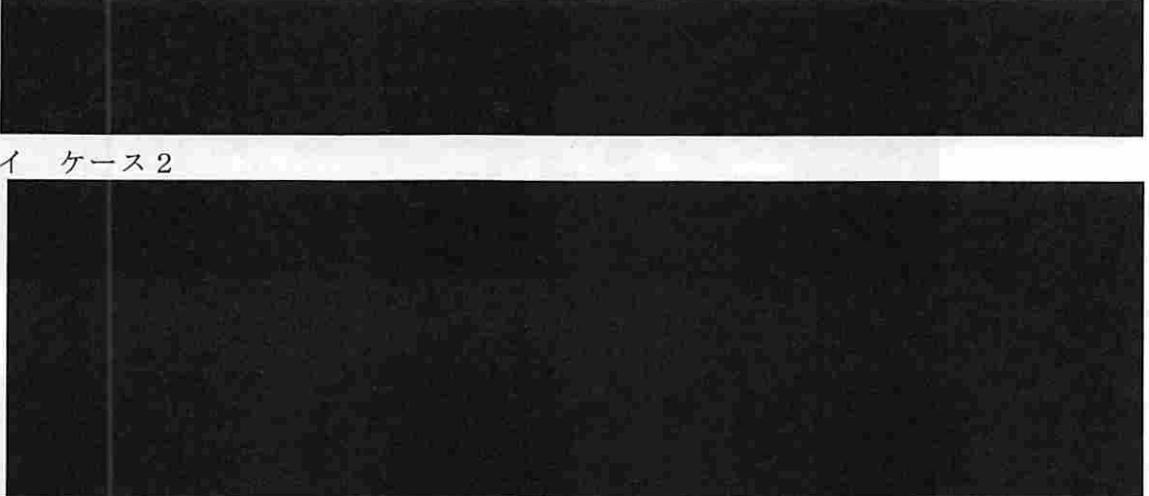
[REDACTED]

(3) 事案の概要

ア ケース 1

[REDACTED]

イ ケース 2



(4) 実施内容



III 民事共通

1 民事共通演習 1 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨



イ 事案の概要



(2) 民事共通演習 1 (口頭弁論)

ア 課題及び実演等

イ 講評

(3) 民事共通演習 2 (弁論準備手続期日)

ア 課題及び実演等

イ 講評等

(4) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨

イ 事前準備等

ウ 交互尋問等

エ 講評等

(ア) 外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評

(イ) 教官による講評

(ウ) 事実認定討論

(5) 民事共通演習4（判決）

ア 判決

イ 講評

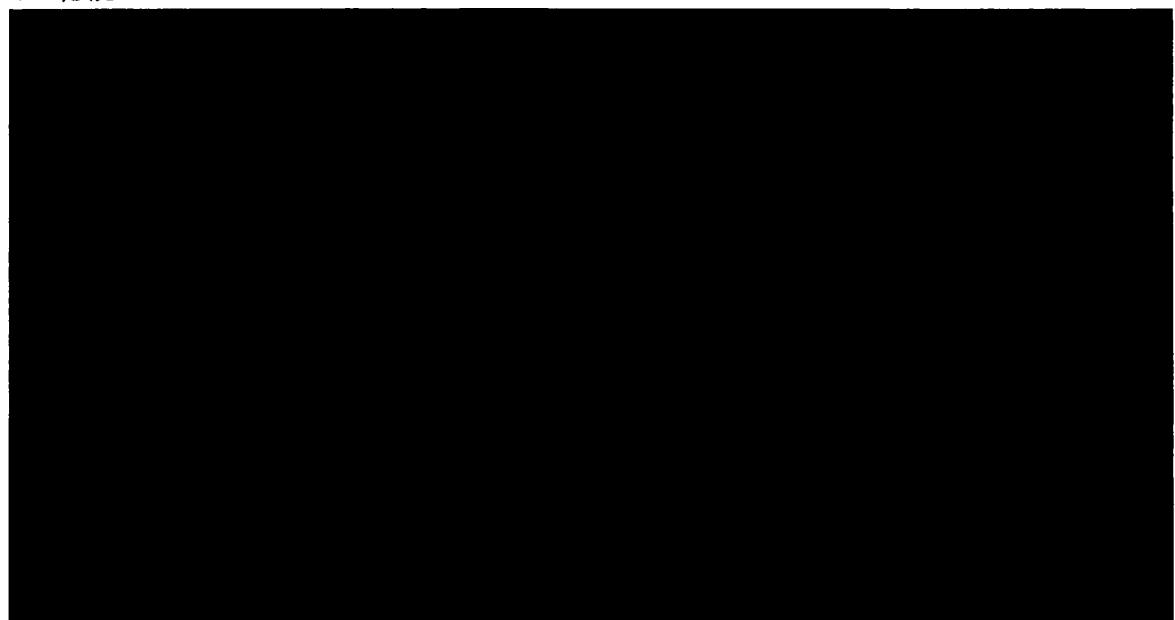
2 民事共通問題研究（和解）

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 起案

(1) 総説



なお、いずれの設問についても、書式、形式等を要求するものではないし、単なる知識を問うものでもなく、新司法修習における指導理念に対応した、法曹としての活動に共通して必要となる汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いて出題している。

(2) 起案1

ア 事案の概要

イ 起案事項



ウ 講評

(3) 起案 2

ア 事案の概要

イ 起案事項

ウ 講評

2 問題研究

(1) 指導目標



(2) 実施内容



II 檢 察

1 起案

(1) 檢察起案の概要



司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する問題についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

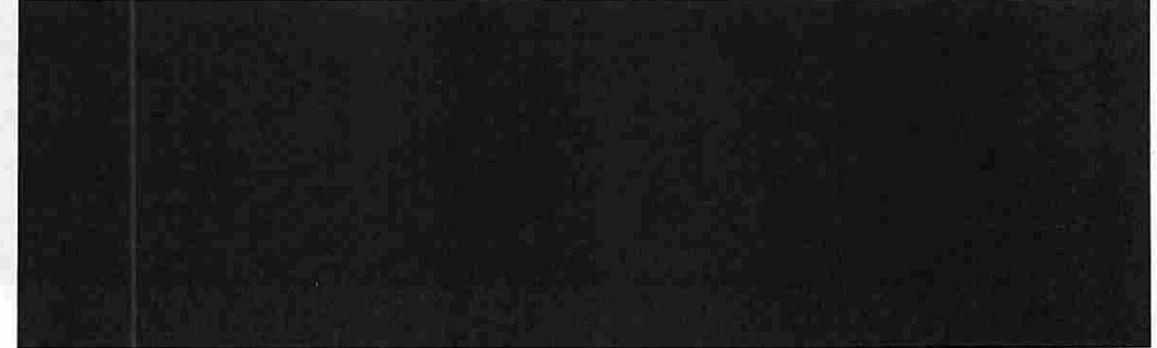
ア 事案の概要



イ 起案事項等



ウ 講評



(3) 起案 2

ア 事案の概要

イ 起案事項等

ウ 講評

2 問題研究（被害者保護）

指導目標及び実施内容等

III 刑事弁護

1 起案

(1) 総説

刑事弁護教官室は、修習生に対して、具体的な刑事事件に基づきケース・セオリー（弁護人の求める結論が正しいことを導く論拠）を確立する弁護活動の基本を指導し、弁護人が行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えさせることにより、弁護人としての基本的な能力・技術、さらには、法曹の活動に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力を修得させるとともに、法曹資格取得後の自己研鑽への意識付けをさせることを指導方針としている。

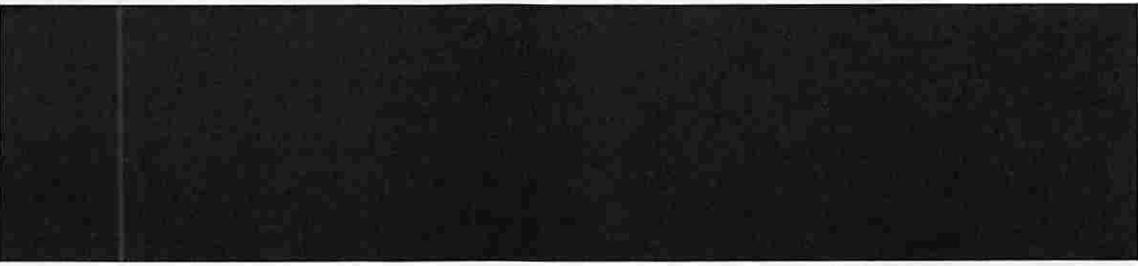


(2) 起案 1

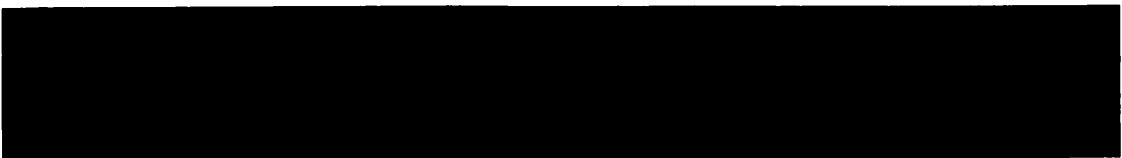
ア 事案の概要



イ 起案事項



ウ 講評

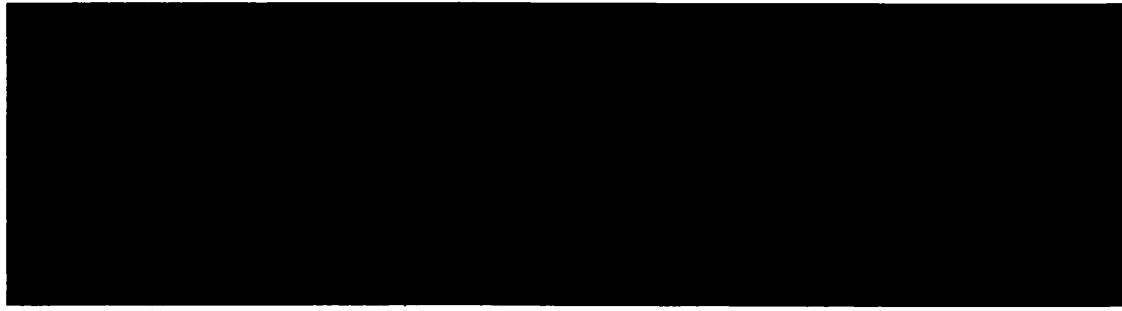


(3) 起案 2

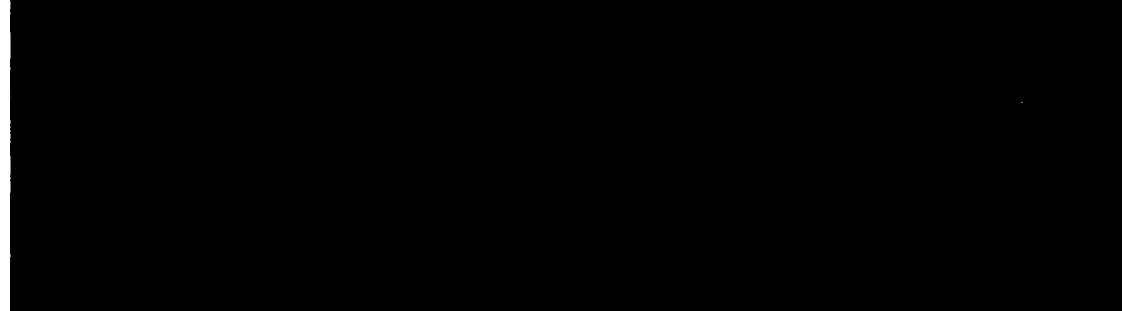
ア 事案の概要



イ 起案事項



ウ 講評

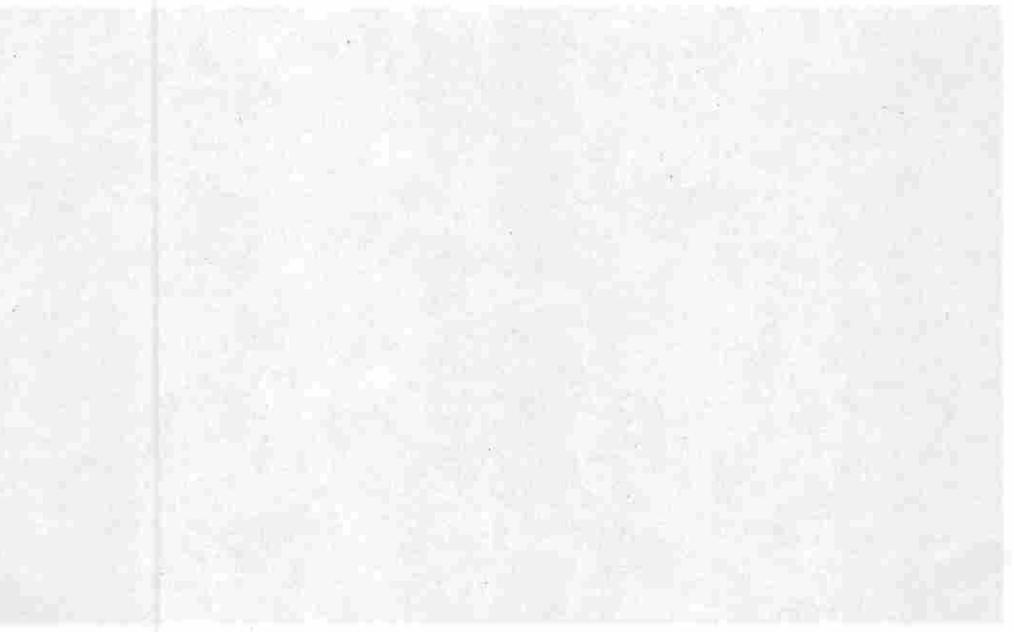
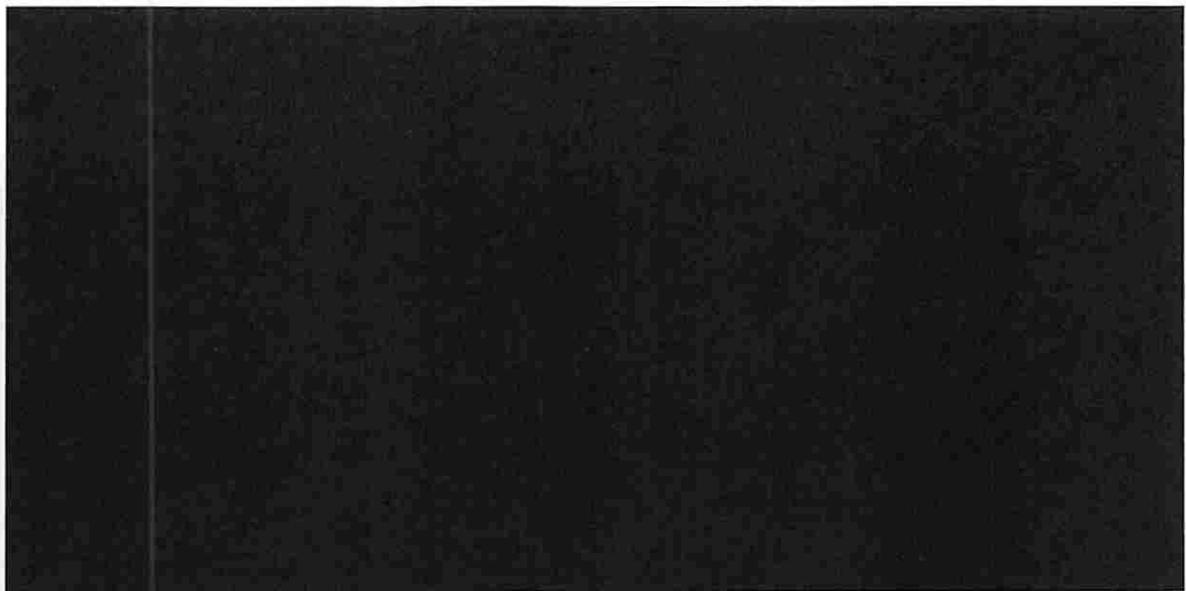


2 問題研究（取調べ対応、示談交渉）

(1) 指導目標



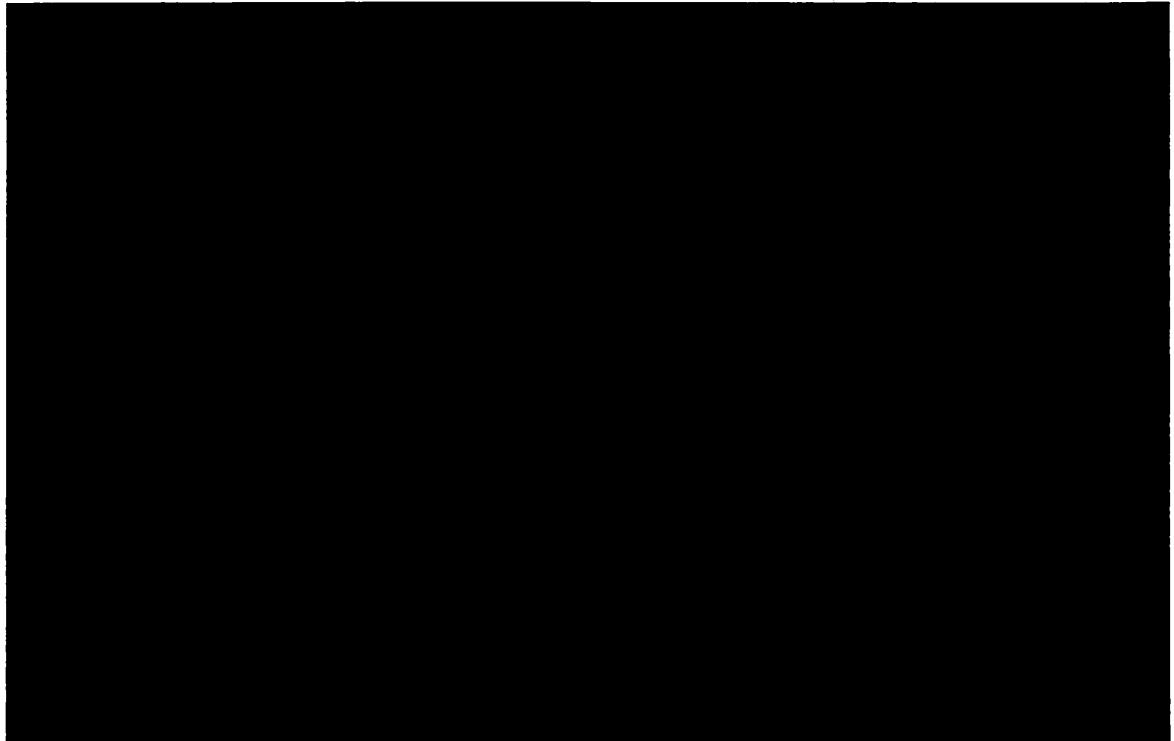
(2) 実施内容



IV 刑事共通

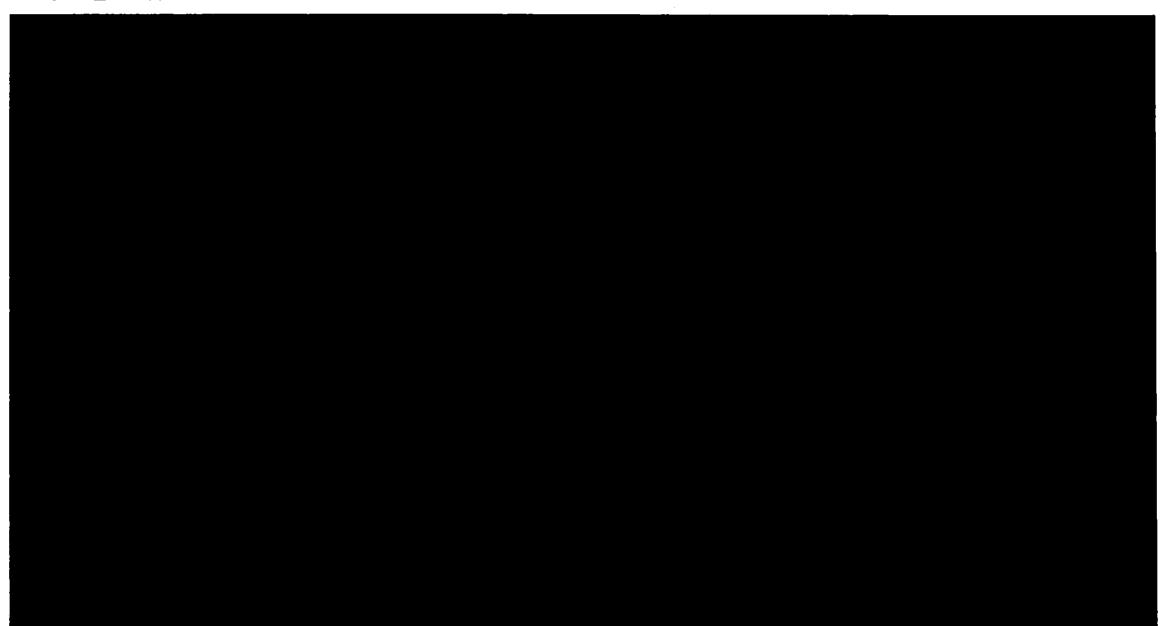
1 刑事共通演習

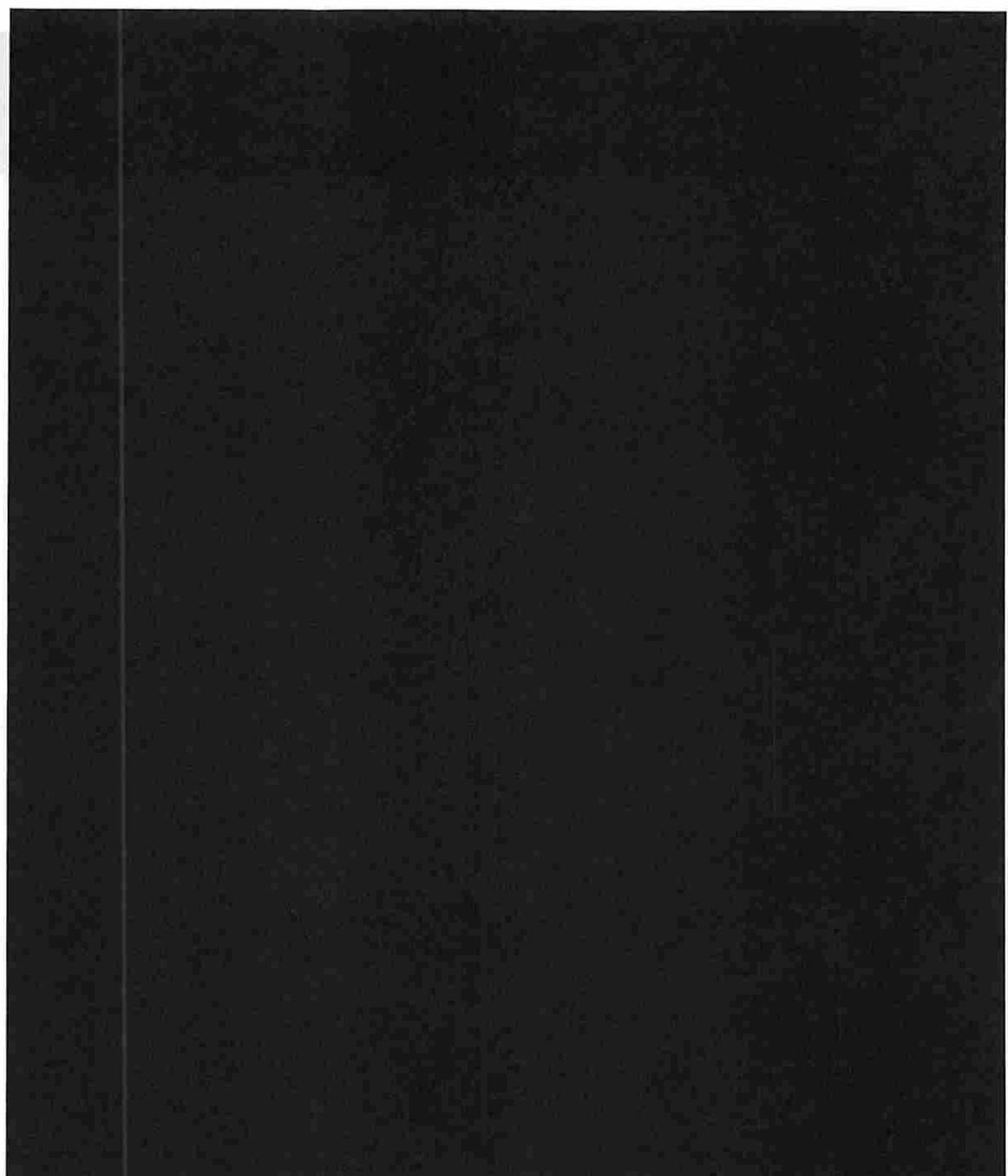
(1) 指導目標



これらの演習を通じ、的確な争点整理を行うまでの必要な視点を提供し、これにより、法曹としての活動に共通して必要とされる汎用性のある基礎的な能力を修得させるよう努めた。

(2) 実施内容





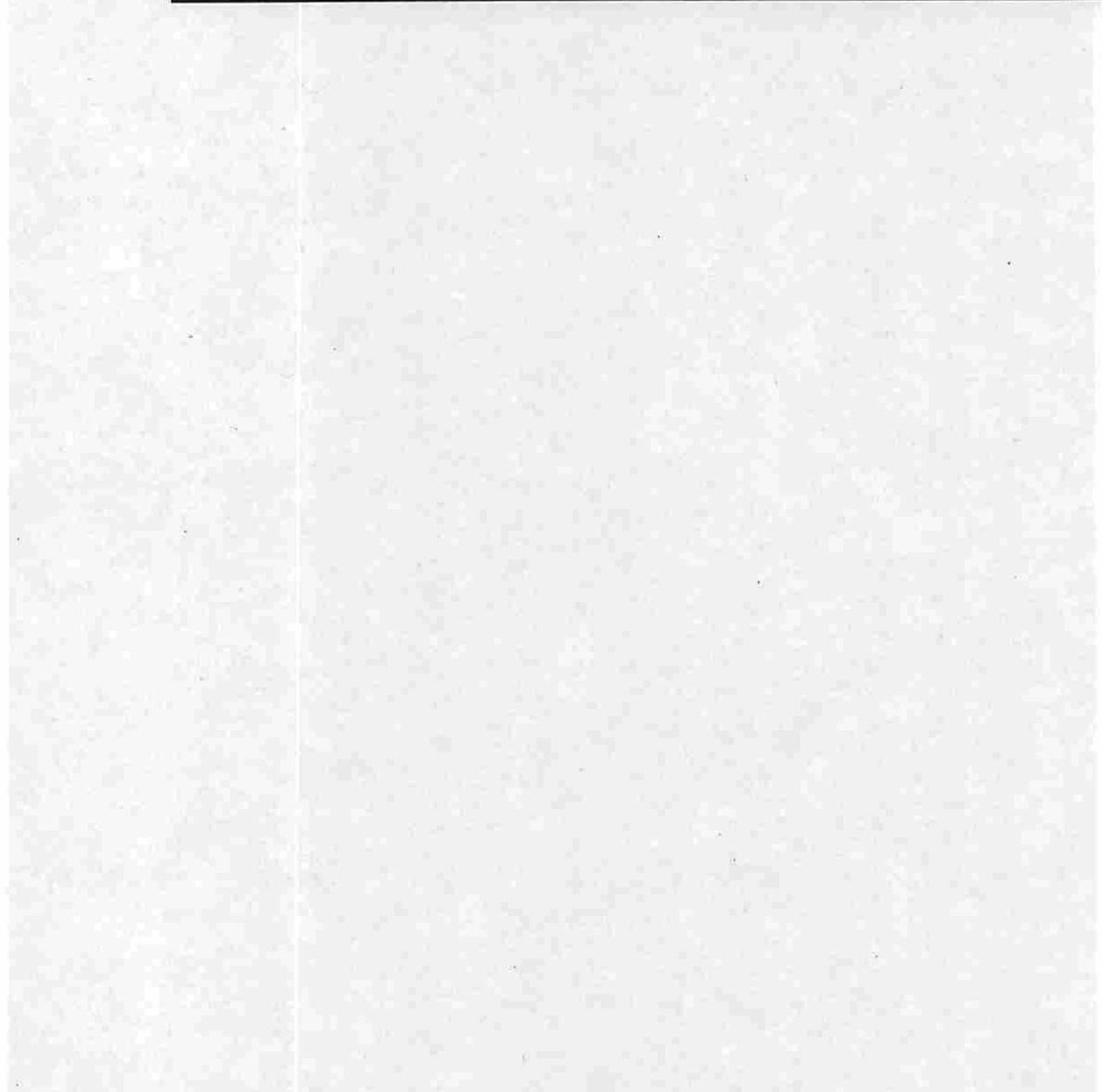
2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標



(2) 實施內容





140711 000000Z



第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講義「国際人権法の形成と実施」

講 師 弁護士（第一東京弁護士会） 上 柳 敏 郎 氏

国際人権については、その重要性に鑑み、各期において全科目共通特別講義という形式で国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

第70期においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権の重要性や、国際人権法の国内的・国際的実施、国際N G Oの活動等について、ロールプレイ及び講演を行った。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」



平成28年度(第70期) 司法修習生

B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月 /日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月 /日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)
16	月	民弁講義(和解条項)	民弁演習(法律相談)		13	月	刑弁起案2講評	刑裁起案2講評	
17	火		民裁起案1講評		14	火	刑裁起案2講評	検察起案2講評	
18	水	刑裁問題研究	刑弁起案1講評		15	水	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評	
19	木	民共演習1(口頭弁論期日)	刑共演習(証拠開示等)		16	木		自由研究日	
20	金	刑共演習(争点整理等)			17	金		考試	
23	月	刑共演習(尋問)			20	月		考試	
24	火	民裁起案2(即日)			21	火		考試	
25	水	刑弁起案2(即日)			22	水		考試	
26	木	刑裁起案1講評	検察起案1講評		23	木	勤労感謝の日		
27	金	検察起案1講評	民共演習2(弁論準備手続期日)		24	金		考試	
月 /日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	30	月	刑裁起案2(即日)		
10 /3	火	民裁講義	検察問題研究 (被害者保護)		31	火	民共問題研究(和解)	民弁起案1講評	
4	水	民裁起案1(即日)			11 /1	水	検察起案2(即日)		
5	木	民弁問題研究1			2	木	民弁起案2(即日)		
6	金	刑弁起案1(即日)			3	金	文化の日		
9	月	体育の日			6	月	民共演習3準備	民裁演習(争点整理)	
10	火	刑裁起案1(即日)			7	火	民裁演習(争点整理)	刑共問題研究 (情状・量刑)	
11	水	検察起案1(即日)			8	水	全共特別講義	刑弁問題研究	弁共演習(弁護士倫理)
12	木	民共演習1準備	民弁問題研究2		9	木	民裁起案2講評		
13	金	民弁起案1(即日)			10	金	民共演習3(交互通問)		

凡例

民裁	・・・	民事裁判	民共	・・・	民事共通
刑裁	・・・	刑事裁判	刑共	・・・	刑事共通
民弁	・・・	民事弁護	全共	・・・	全科共通
刑弁	・・・	刑事弁護	弁共	・・・	弁護共通
(即日) ・・・ 即日起案					
(29.3.13 司研企二印)					

(3)

第71期 修習日程

修習区分	A班		B班	
	修習期間	移動日	修習期間	移動日
導入修習			29.11.27(月)～ 29.12.3(日)※7日	
	開始日	29.12.4(月)	開始日	29.12.4(月)
	終了日	29.12.22(金)	終了日	29.12.22(金)
	実日数	15	実日数	15
分野別実務修習			29.12.23(土)～ 29.12.28(木)※6日	
	開始日	30.1.4(木)	開始日	30.1.4(木)
	終了日	30.2.28(水)	終了日	30.2.28(水)
	実日数	38	実日数	38
	開始日	30.3.1(木)	開始日	30.3.1(木)
	終了日	30.4.24(火)	終了日	30.4.24(火)
	実日数	38	実日数	38
	開始日	30.4.25(水)	開始日	30.4.25(水)
	終了日	30.6.19(火)	終了日	30.6.19(火)
	実日数	37	実日数	37
	開始日	30.6.20(水)	開始日	30.6.20(水)
	終了日	30.8.10(金)	終了日	30.8.10(金)
	実日数	37	実日数	37
選択型実務修習及び集合修習			30.8.11(土)～ 30.8.13(月)※3日	
	集合修習 開始日	30.8.14(火)	選択型修習 開始日	30.8.11(土)
	終了日	30.9.26(水)	終了日	30.9.28(金)
	実日数	30	実日数	33
			30.9.27(木)～ 30.9.30(日)※4日	
	選択型修習 開始日	30.10.1(月)	集合修習 開始日	30.10.3(水)
	終了日	30.11.14(水)	終了日	30.11.14(水)
	実日数	32	実日数	30
	自由研究日	30.11.15(木)	自由研究日	30.11.15(木)

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記考試が行われる予定である。

④

(平成30・3・23)

第71期導入修習カリキュラムの概要

司法研修所

はしがき

導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的としている。

第71期司法修習においても、この導入修習の目的に沿った教育効果を上げることを企図してカリキュラムを策定し、実施した。その概要は、本資料及び別添の「第71期導入修習日程予定表」のとおりである。

司法修習生指導担当者各位におかれましては、本資料を分野別実務修習における司法修習生の指導の参考としていただきたい。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 即日起案・解説

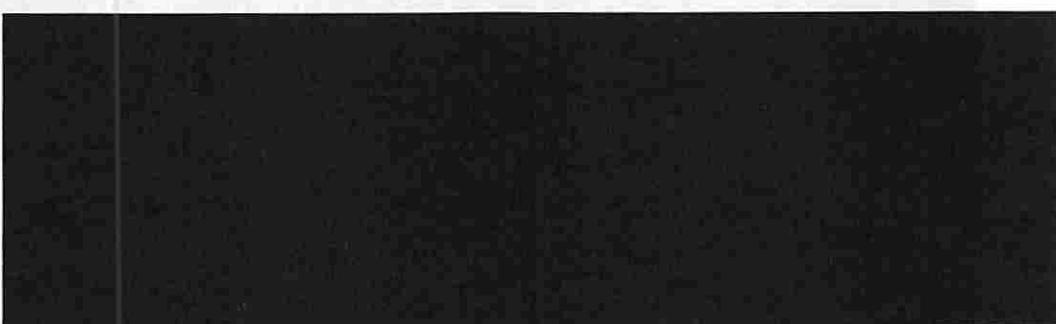
(1) 目的



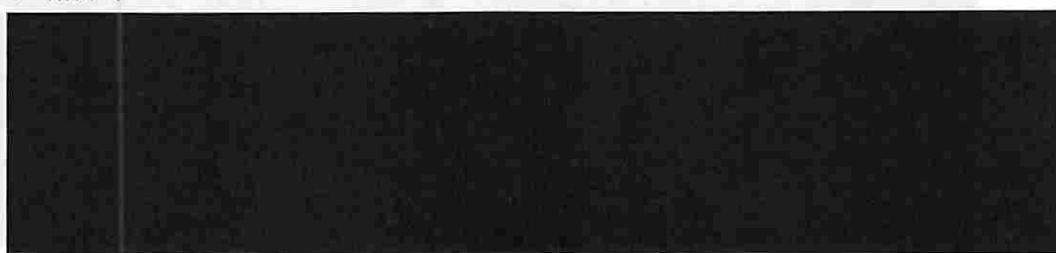
(2) 事案の概要



(3) 起案事項



(4) 講評等

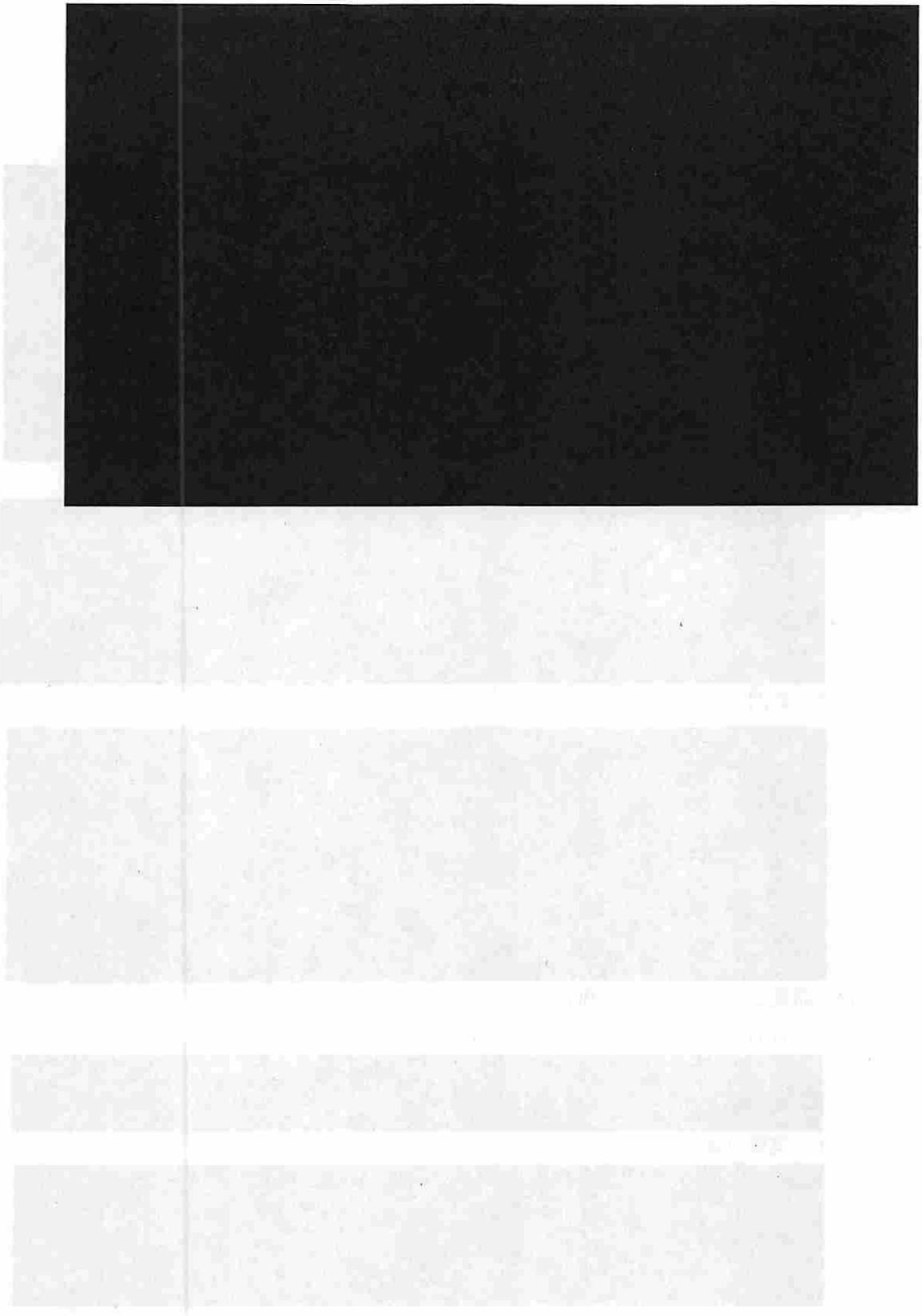


2 民事事実認定の手法と解説



3 裁判修習に向けて（刑事裁判と共通）



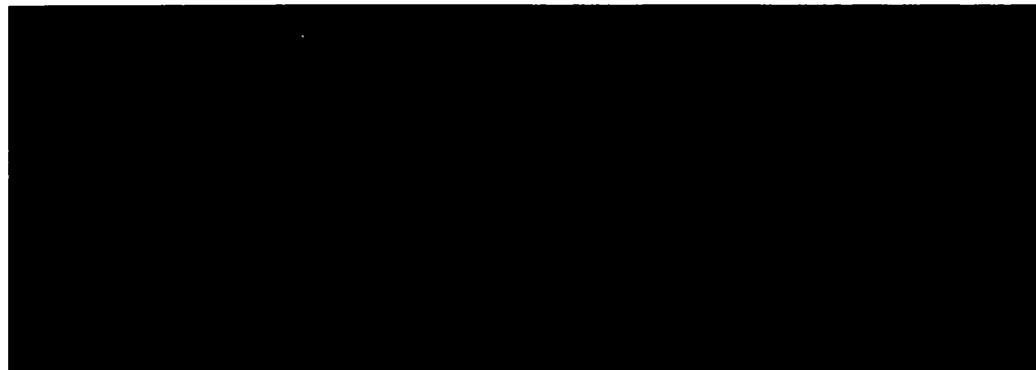


II 民事弁護

1 講義

(1) 講義 1 (民事保全・民事執行)

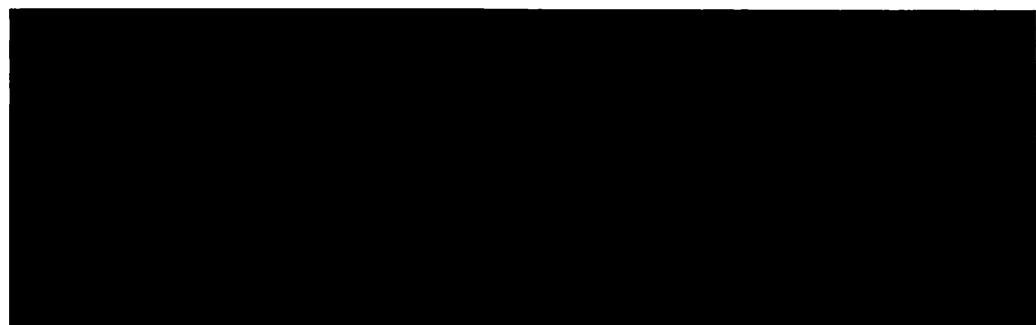
ア 実施の概要



イ DVD教材の内容



ウ 設問内容



(2) 講義 2 (弁護士倫理・職責等)

ア 目的



イ 実施の概要



2 問題研究（即日起案等）

（1）実施の概要



（2）事案の概要



（3）実施内容

ア 問題研究1（事情聴取記録に基づく訴状作成及び訴訟戦略の検討）



イ 問題研究2（即日起案）



ウ 問題研究3（講評）

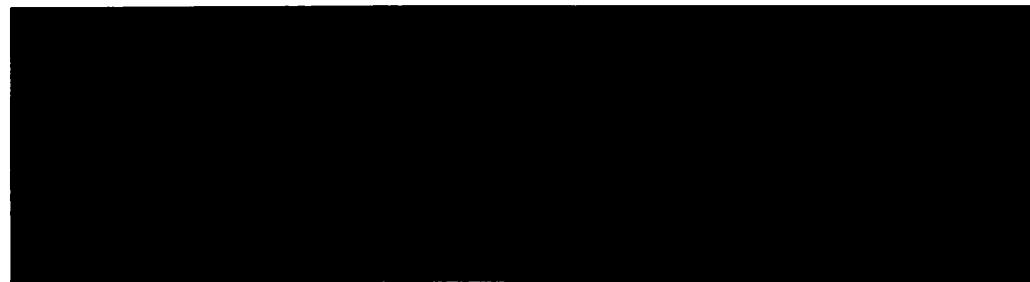


3 演習

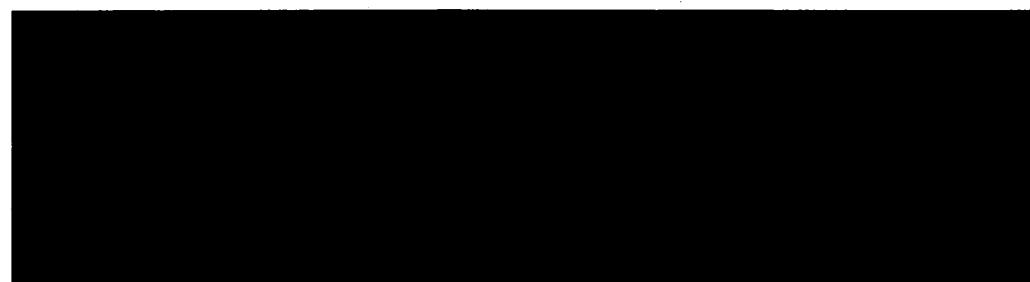
（1）演習1（立証）

ア 実施の概要





イ 設問内容



(2) 演習 2 (和解条項)

ア 実施の概要



イ 設問内容

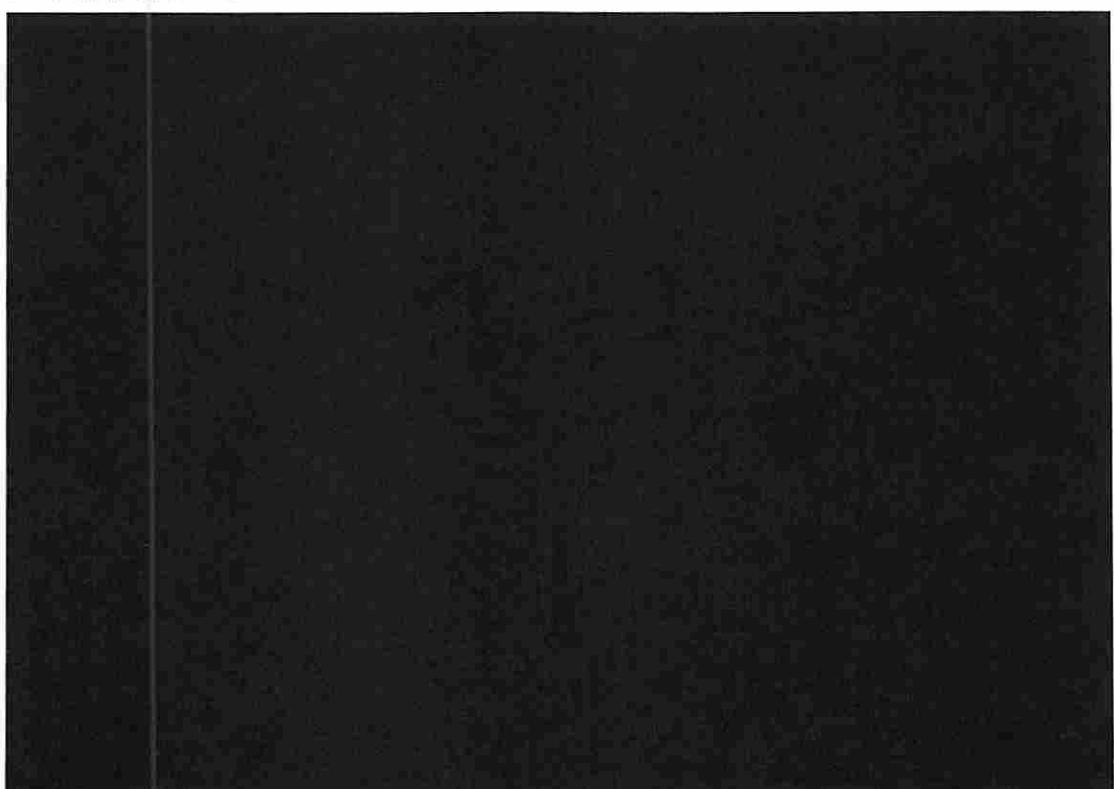


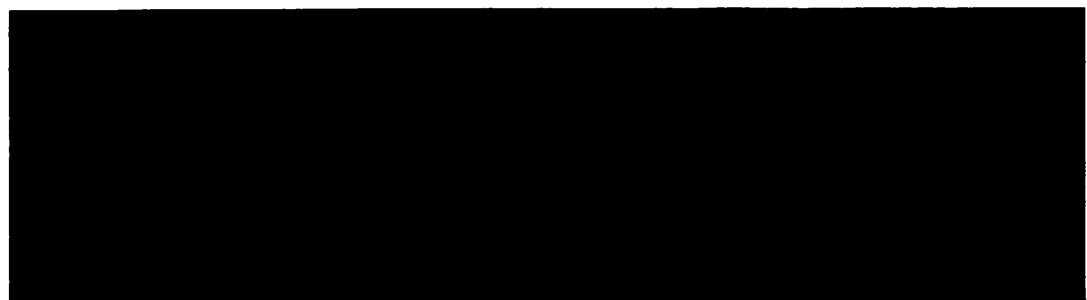
III 民事共通

1 民事第一審手続の概説（講義）



2 民事総合 1・2

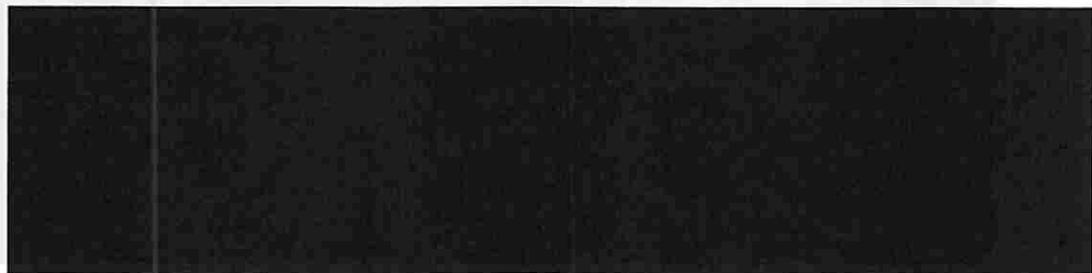




第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義（事前課題解説等）



2 即日起案・事前課題の解説

(1) 即日起案

ア 目的



イ 事案の概要



ウ 起案事項



エ 解説



(2) 事前課題の解説等





3 裁判修習に向けて（民事裁判と共通）

民事裁判の項参照

II 檢察

1 導入講義



2 即日起案

(1) 目的



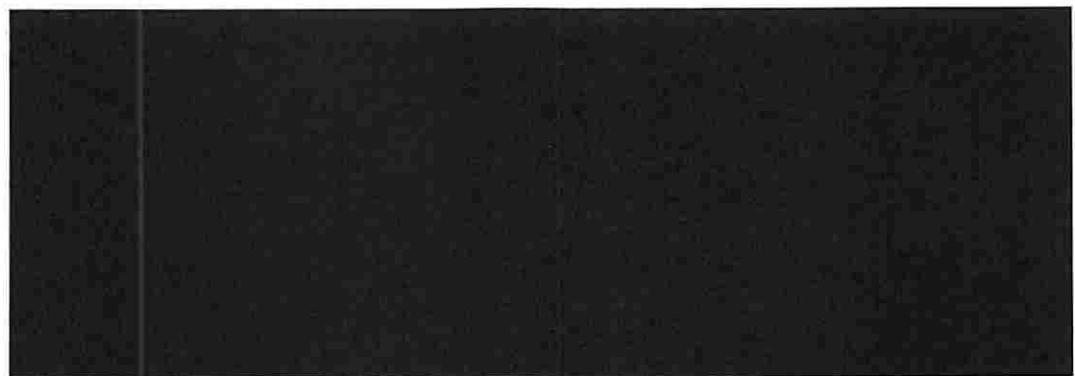
(2) 事案の概要



(3) 起案事項



3 捜査演習



4 即日起案講評＋検察官の心構え等





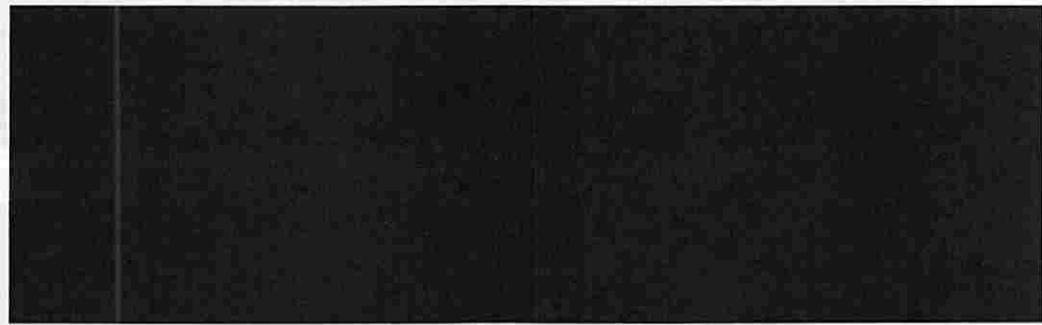
III 刑事弁護

1 刑弁演習1 (捜査弁護)

(1) 目的



(2) 事案の概要



(3) 実施内容



2 刑弁演習2 (即日起案の解説・否認事件)

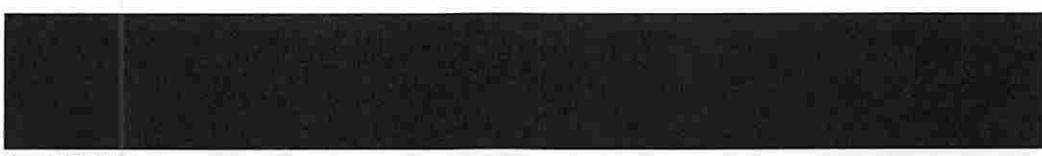
(1) 目的



(2) 事案の概要



(3) 起案事項



(4) 講評等



3 刑弁演習3（量刑事件）

(1) 目的

[REDACTED]

(2) 事案の概要

[REDACTED]

(3) 実施内容

[REDACTED]

IV 刑事共通

1 刑事問題研究（勾留）

(1) 目的

[REDACTED]

(2) 事案の概要

[REDACTED]

(3) 實施内容

[REDACTED]

2 刑事共通演習基礎（公判前整理手続）

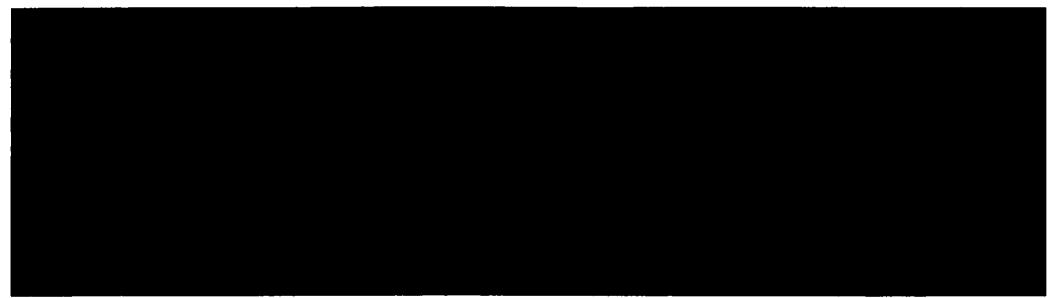
(1) 目的

充実した公判の審理を実現するためには、公判前整理手続において的確かつ迅速に争点整理を行うことが不可欠である。

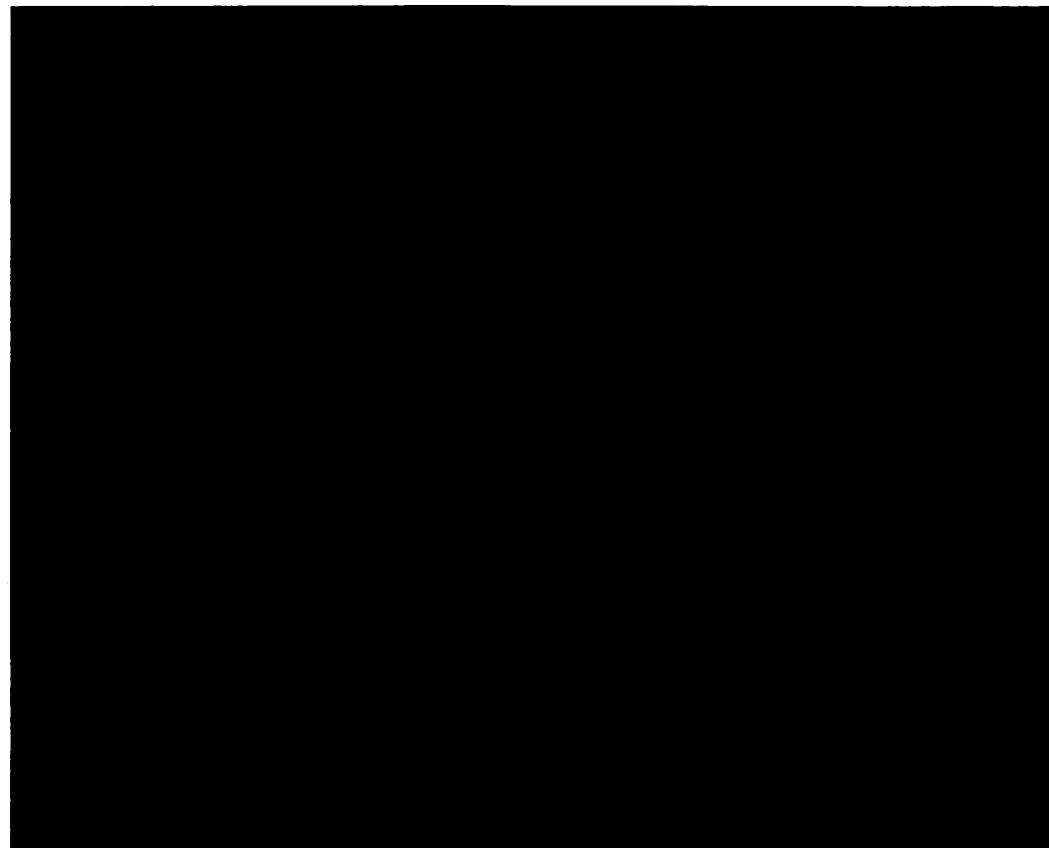
[REDACTED]

(2) 事案の概要

[REDACTED]



(3) 実施内容



第71期 導入修習日程予定表

月／日	曜	A班			B班				
12月4日	月	1限目(165分) (10:35~11:55, 12:45~14:10) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)	2限目(165分) (14:25~17:10) 民弁問題研究1(事案分析)		1限目(110分) (10:35~12:25) 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (13:15~15:05) 検察導入講義	3限目(110分) (15:20~17:10) 刑弁演習1(捜査弁護)		
12月5日 B班昼食会 ①	火	1限目(110分) (10:05~11:55) 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (12:55~14:45) 検察導入講義	3限目(110分) (15:00~16:50) 刑弁演習1(捜査弁護)	1限目(165分) (10:05~11:55, 12:55~13:50) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)	2限目(165分) (14:05~16:50) 民弁問題研究1(事案分析)			
12月6日	水	1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案	2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案		1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案	2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案			
12月7日	木	1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)	2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案		1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)	2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案			
12月8日	金	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁演習1(立証)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(民事保全・民事執行①)		(9:50~12:20, 13:20~16:50) 捜査演習 (検察)				
12月11日 A班昼食会 ①	月	1限目(85分) (9:50~11:15) 民事総合1 (民裁・民弁)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 刑事問題研究(勾留) (刑裁・検察・刑弁)	3限目(180分) (14:10~17:10) 刑弁即日起案	1限目(85分) (9:50~11:15) 刑事問題研究(勾留)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 民事総合1 (民裁・民弁)	3限目(180分) (14:10~17:10) 刑弁即日起案		
12月12日	火	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 捜査演習 (検察)			1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁演習1(立証)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民事総合2 (民裁・民弁)			
12月13日 A班昼食会 ②	水	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習2(和解条項)		(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)				
12月14日	木	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起案解説			(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説				
12月15日 B班昼食会 ②	金	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)		(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)				
12月18日	月	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)			(9:50~12:20, 13:20~16:50) 民裁即日起案解説				
12月19日	火	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説			1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁講義1(民事保全・民事執行①)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習2(和解条項)			
12月20日	水	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)			1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)			
12月21日	木	1限目(170分) (9:50~12:00, 13:00~13:40) 裁判修習に向けて (民裁・刑裁)	2限目(170分) (14:00~16:50) 検察即日起案講評+検察官の心構え等		1限目(170分) (9:50~11:40, 12:40~13:40) 検察即日起案講評+検察官の心構え等	2限目(170分) (14:00~16:50) 裁判修習に向けて (民裁・刑裁)			
12月22日	金	1限目(50分) (9:50~10:40) 民弁講義1(民事保全・民事執行②)	2限目(80分) (10:50~12:10) 民弁講義2 (弁護士倫理・職責等)	3限目(140分) (13:10~15:30) 刑弁演習3(量刑事件)	4限目(70分) (15:50~17:00) 留意事項 事務局長	1限目(140分) (9:50~12:10) 刑弁演習3(量刑事件)	2限目(70分) (13:10~14:20) 留意事項 事務局長	3限目(50分) (14:40~15:30) 民弁講義1(民事保全・民事執行②)	4限目(80分) (15:40~17:00) 民弁講義2 (弁護士倫理・職責等)

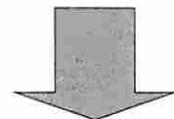
平成29年度（第71期）司法修習生

A班 集合修習日程予定表

（注） 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	
27	月		民裁起案1講評		24	月		秋分の日		
28	火	刑弁問題研究		民共演習1(口頭弁論期日)	25	火	刑共問題研究 (情状・量刑)		刑裁起案2講評	
29	水		刑弁起案1講評	刑共演習(証拠開示等)	26	水	民共演習4 (判決・講評)		民弁起案2講評	
30	木		刑共演習(争点整理等)							
31	金		刑共演習(尋問)							
9 ／ 3	月		民裁起案2(即日)							
4	火		刑弁起案2(即日)							
5	水	検察起案1講評		刑裁起案1講評						
6	木	刑裁起案1講評		民共演習2(弁論準備手続期日)						
7	金		検察起案2(即日)							
月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	10	月	弁共演習(弁護士倫理)	民弁起案1講評		
8 ／ 14	火	民裁講義		民弁問題研究1	11	火		刑裁起案2(即日)		
15	水	民弁問題研究2		全共特別講義	12	水		民弁起案2(即日)		
16	木	民裁起案1(即日)			13	木	民共演習3準備	民裁演習(争点整理)		
17	金	刑弁起案1(即日)			14	金	民裁演習(争点整理)	民共問題研究(和解)		
20	月	刑裁起案1(即日)			17	月		敬老の日		
21	火	民共演習1準備		民弁問題研究3	18	火		民裁起案2講評		
22	水	検察起案1(即日)			19	水		民共演習3(交互尋問)		
23	木	民弁起案1(即日)			20	木	刑弁問題研究	刑弁起案2講評		
24	金	民弁講義(契約)		民弁演習(法律相談)	21	金	検察問題研究 (被害者保護)	検察起案2講評		

選択型実務修習



考試

考試

考試

考試

考試

考試

凡例

民裁	民事裁判	民共	民事共通
刑裁	刑事裁判	刑共	刑事共通
民弁	民事弁護	全共	全科共通
刑弁	刑事弁護	弁共	弁護共通
(即日)		(即日起來)	
(司研企二印)			



平成29年度（第71期）司法修習生

B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

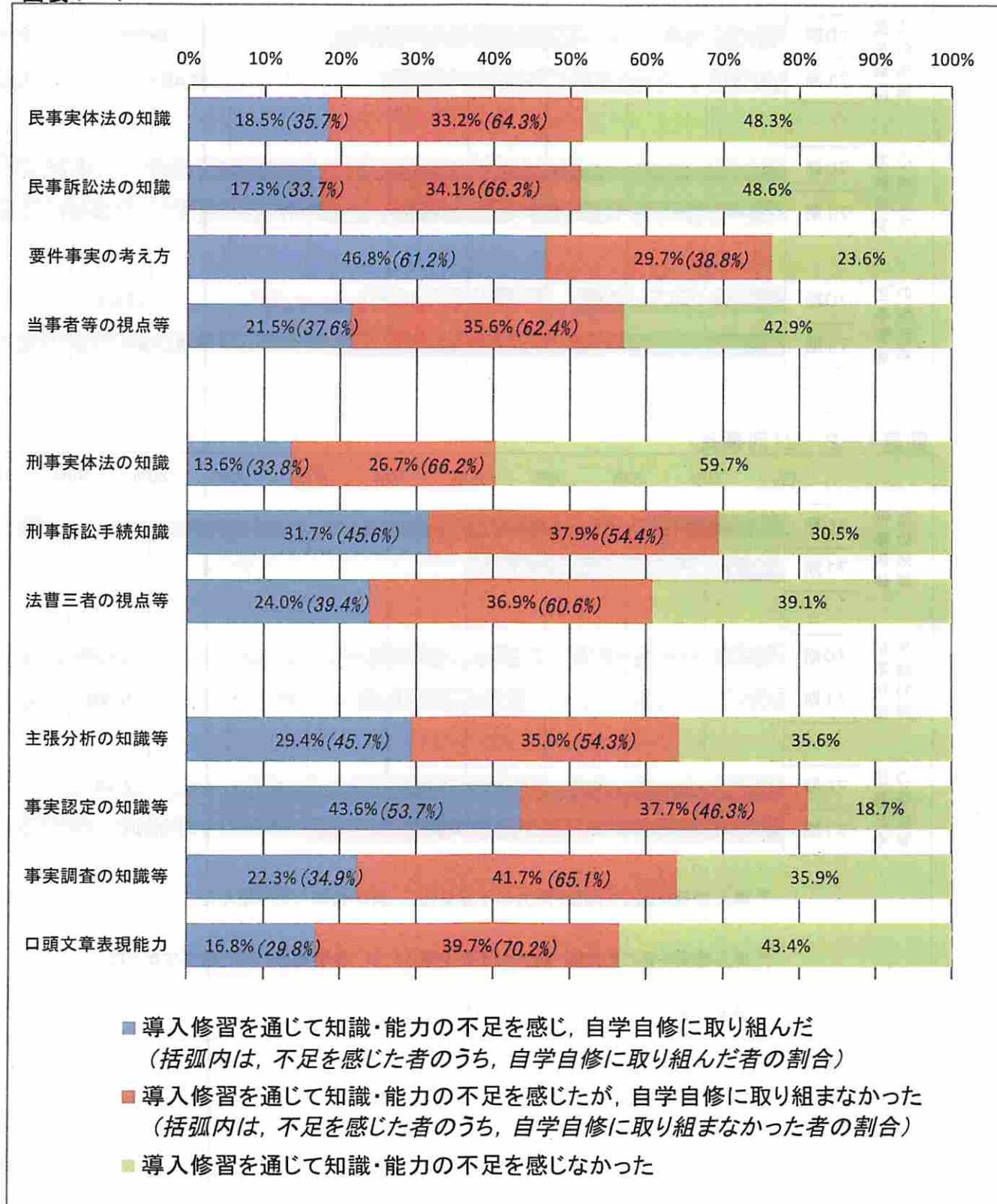
月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
15	月	民弁起案1（即日）			12	月	刑共問題研究 (情状・量刑)	検察起案2講評	
16	火	民裁起案1講評			13	火	検察問題研究 (被害者保護)	刑裁起案2講評	
17	水	民弁講義（契約）	民弁演習（法律相談）		14	水	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評	
18	木	民共演習1（口頭弁論期日）	刑裁問題研究		15	木	自由研究日		
19	金	民裁起案2（即日）							
22	月	弁共演習（弁護士倫理）	刑弁起案1講評					考試	
23	火	検察起案1講評	刑共演習（証拠開示等）					考試	
24	水	刑共演習（争点整理等）						考試	
25	木	刑共演習（尋問）						考試	
26	金	刑弁起案2（即日）						考試	
29	月	民共演習2（弁論準備手続期日）	刑裁起案1講評						
月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	30	火	刑裁起案1講評	民弁起案1講評	
10 ／ 3	水	民裁講義	民弁問題研究1		31	水	検察起案2（即日）		
4	木	民弁問題研究2	全共特別講義		11 ／ 1	木	刑裁起案2（即日）		
5	金	民裁起案1（即日）			2	金	民弁起案2（即日）		
8	月	体育の日			5	月	民共演習3準備	民裁演習（争点整理）	
9	火	検察起案1（即日）			6	火	民裁演習（争点整理）	民共問題研究（和解）	
10	水	刑弁起案1（即日）			7	水	刑弁問題研究	刑弁起案2講評	
11	木	民共演習1準備	民弁問題研究3		8	木	民裁起案2講評		
12	金	刑裁起案1（即日）			9	金	民共演習3（交互尋問）		

凡例	
民裁	民事裁判
刑裁	刑事裁判
民弁	民事弁護
刑弁	刑事弁護
民共	民事共通
刑共	刑事共通
全共	全科共通
弁護	弁護共通
（即日）	即日起來
司研企二印)	

導入修習に関するアンケート集計結果

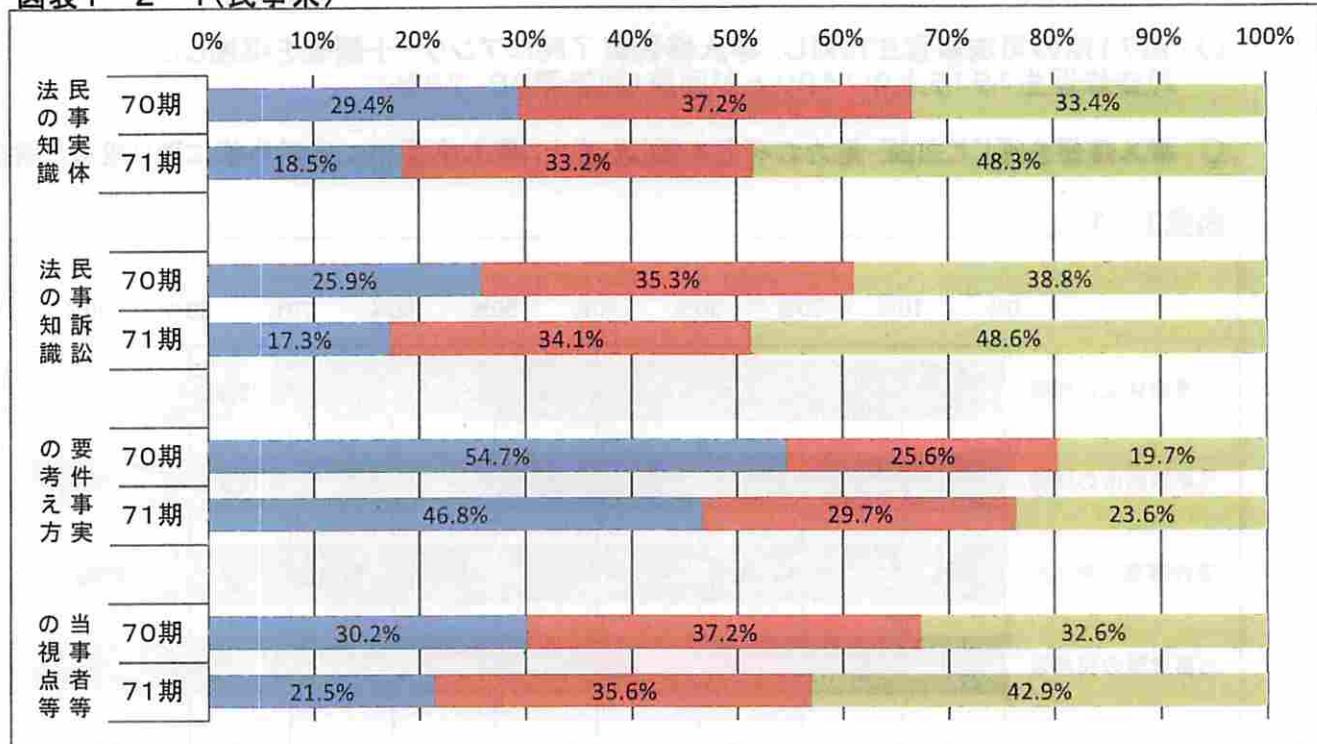
- 第71期の司法修習生に対し、導入修習終了時にアンケート調査を実施した。
司法修習生1516人中1490人が回答(回答率98.28%)
- 導入修習を通じて知識・能力の不足を感じた者と、導入修習中に自学自修に取り組んだ者の割合

図表1-1



○ 70期との比較

図表1-2-1(民事系)



図表1-2-2(刑事系)

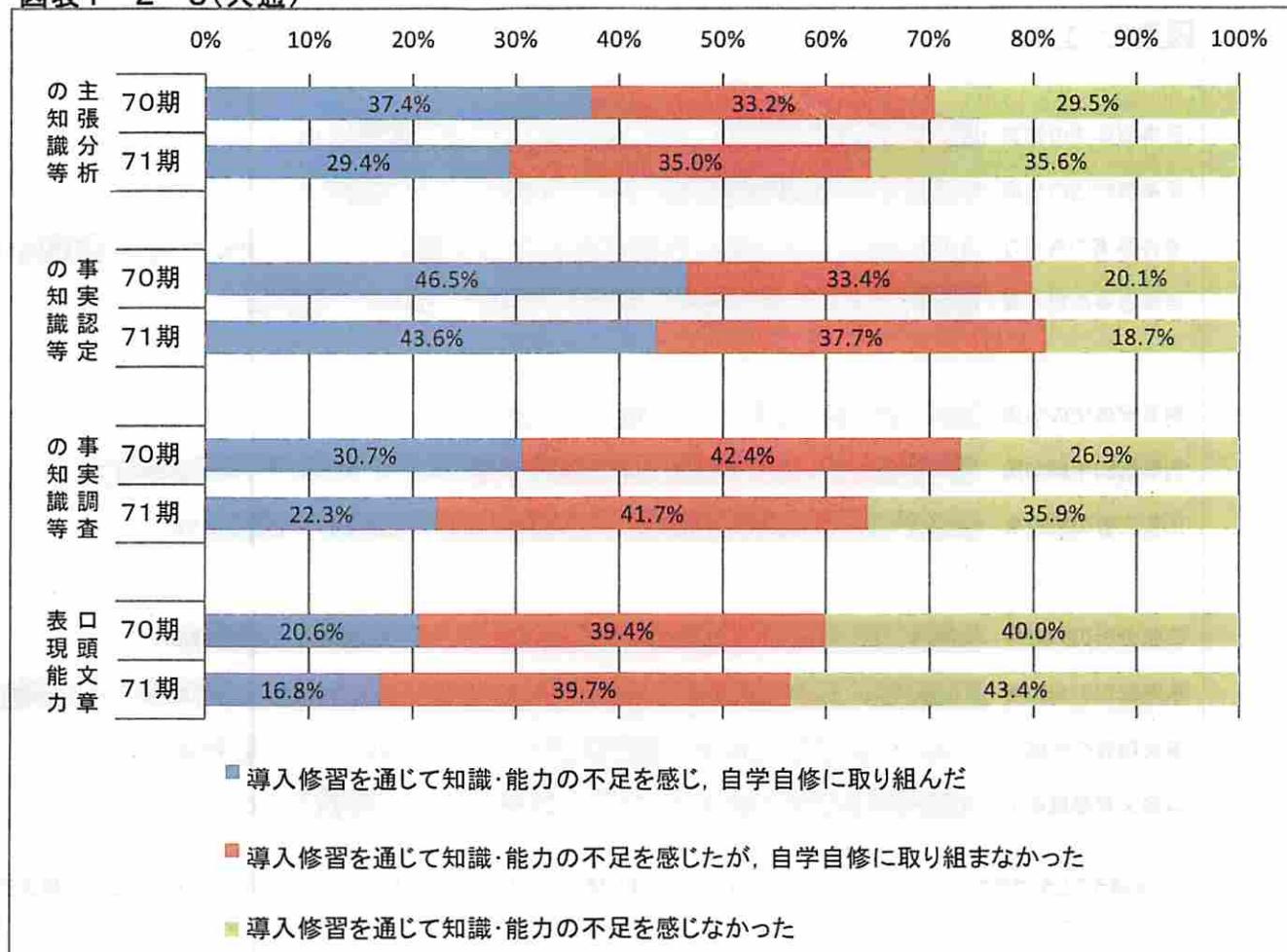


■ 導入修習を通じて知識・能力の不足を感じ、自学自修に取り組んだ

■ 導入修習を通じて知識・能力の不足を感じたが、自学自修に取り組まなかった

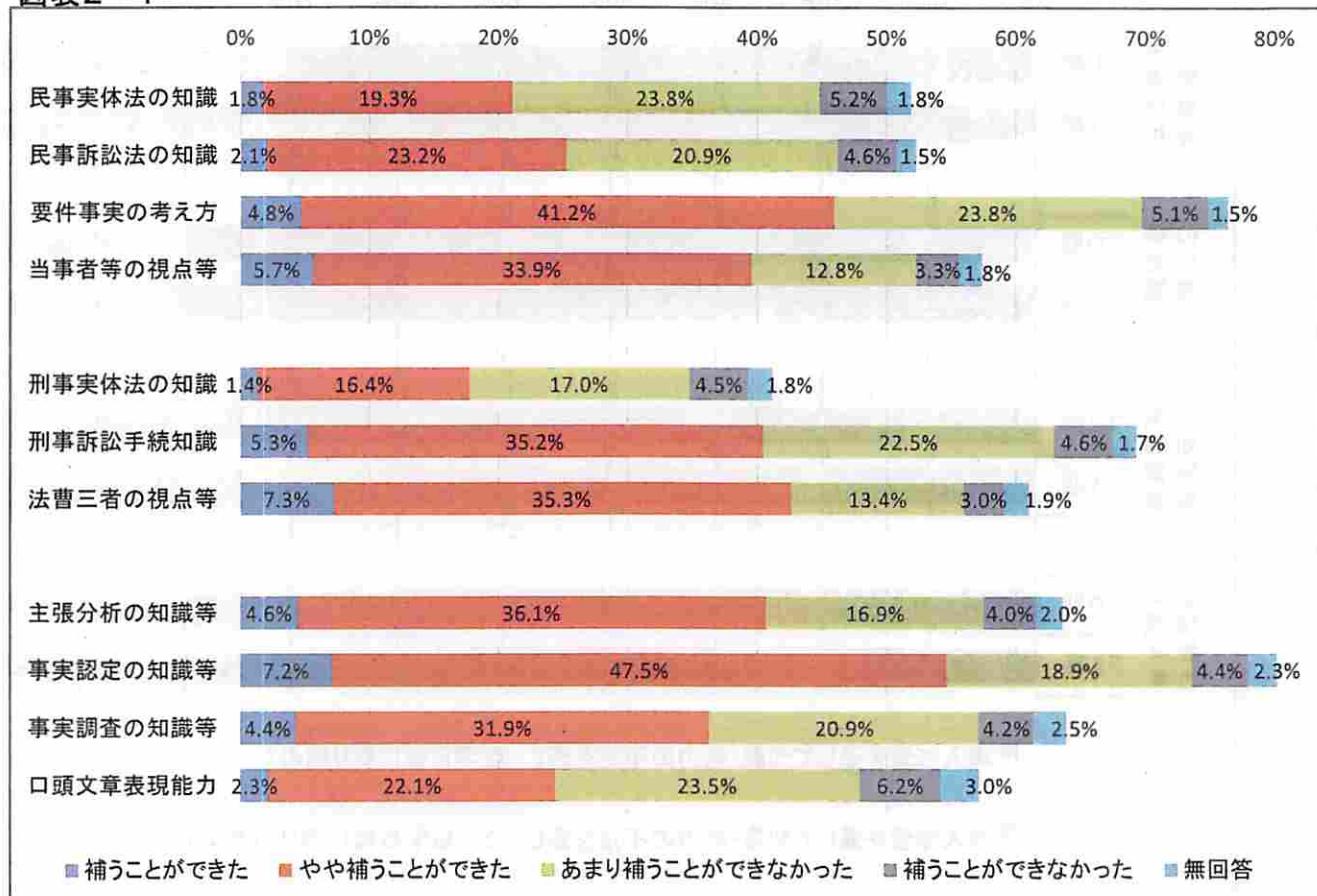
■ 導入修習を通じて知識・能力の不足を感じなかった

図表1-2-3(共通)



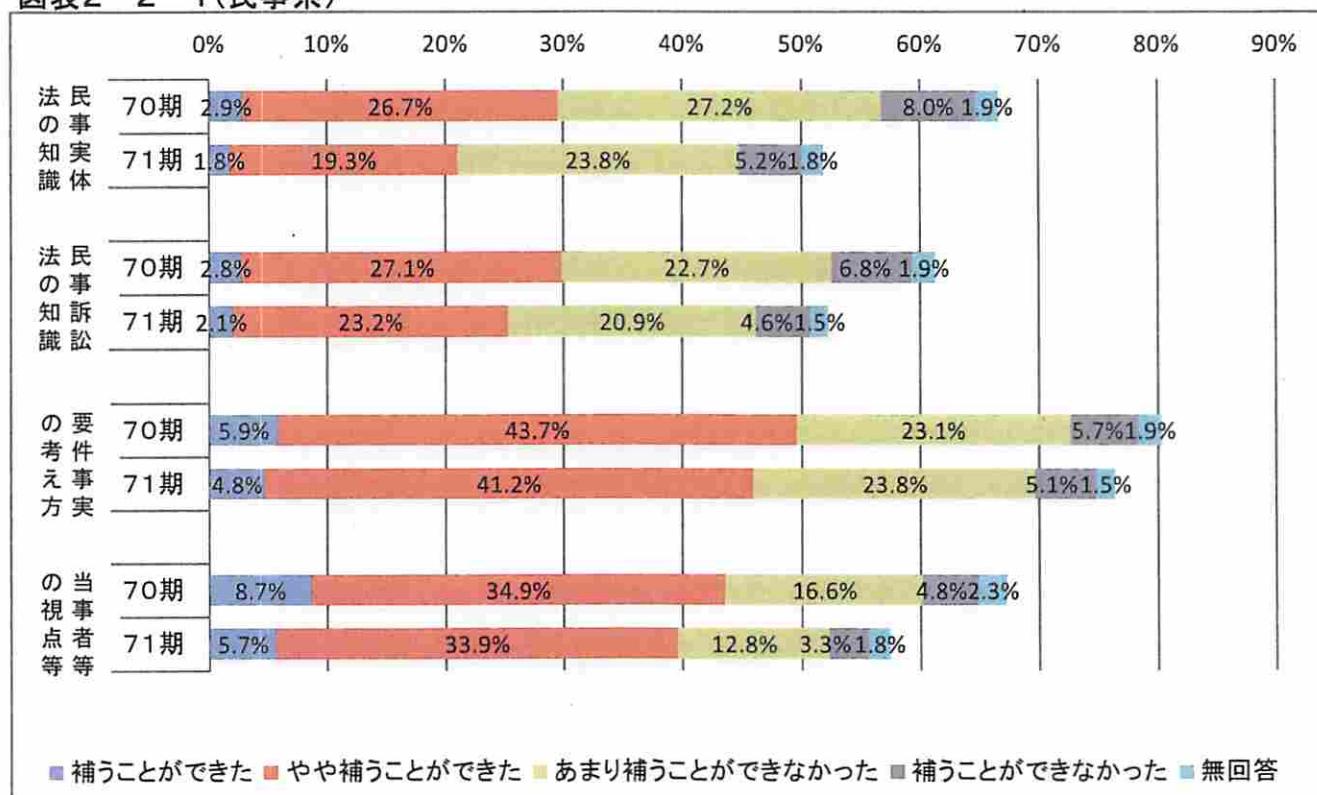
○ 導入修習を通じて不足していた知識・能力をどの程度補うことができたか(母数は回答者全員)

図表2-1

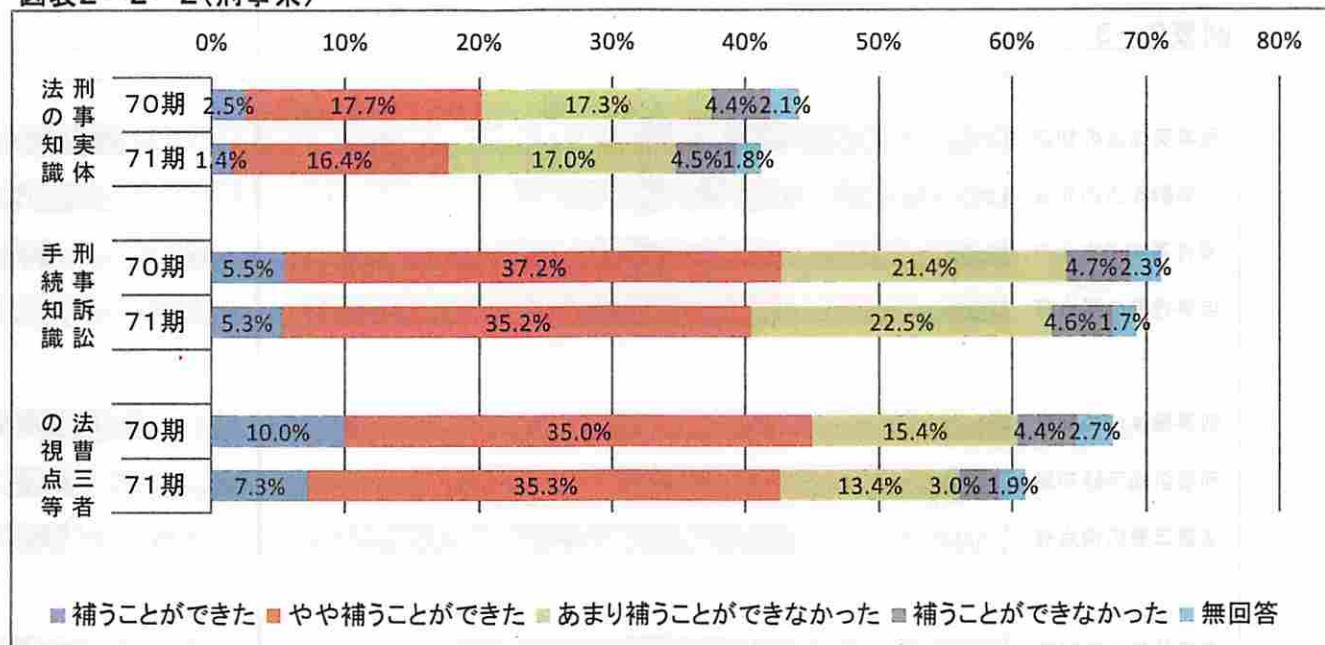


○ 70期との比較(母数は回答者全員)

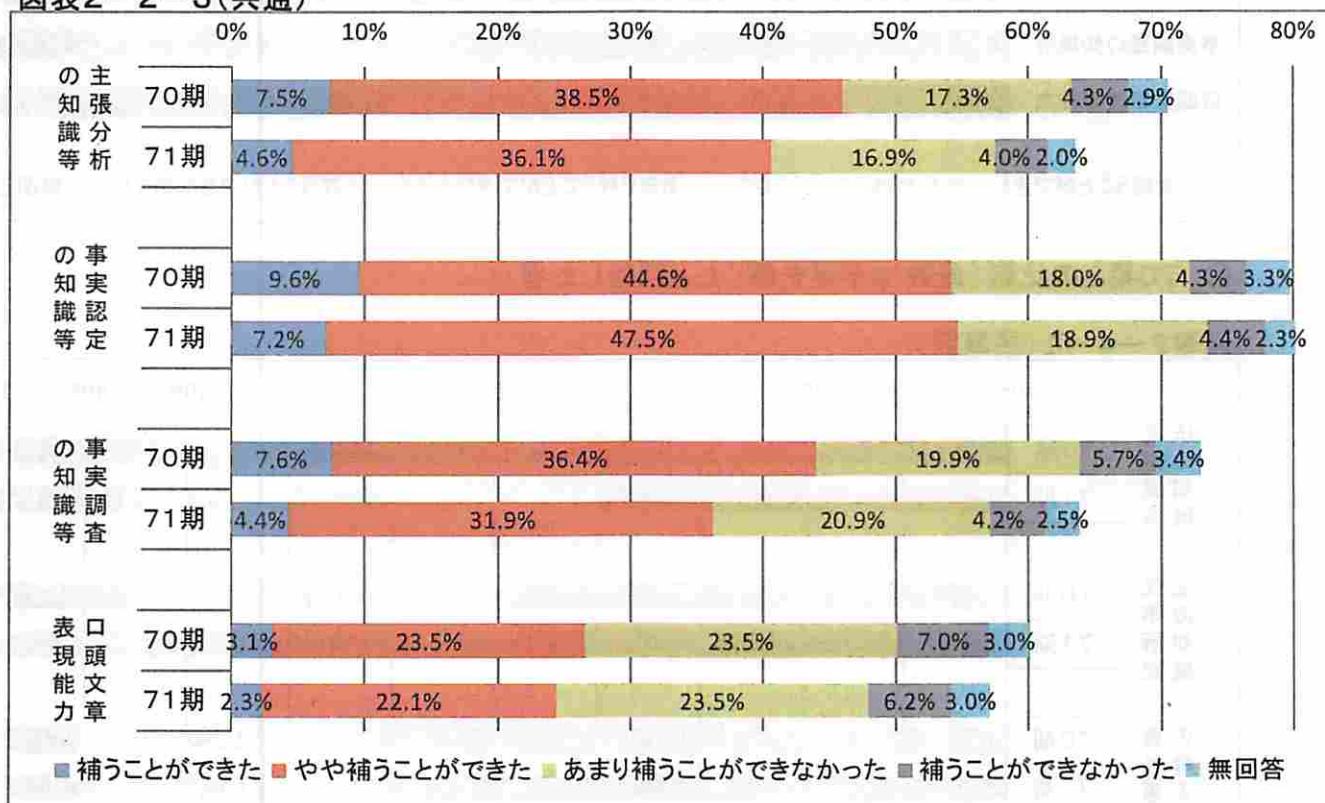
図表2-2-1(民事系)



図表2-2-2(刑事系)

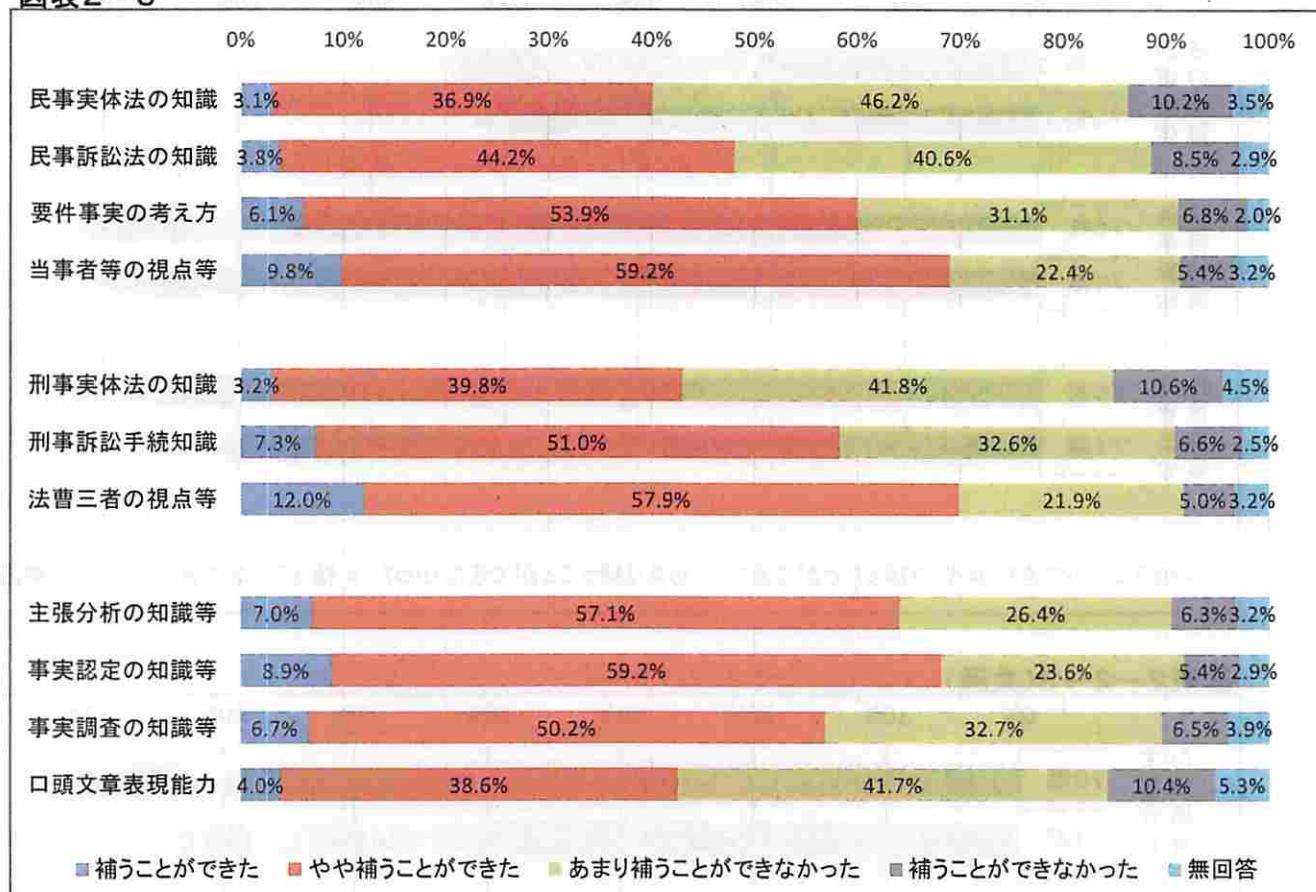


図表2-2-3(共通)



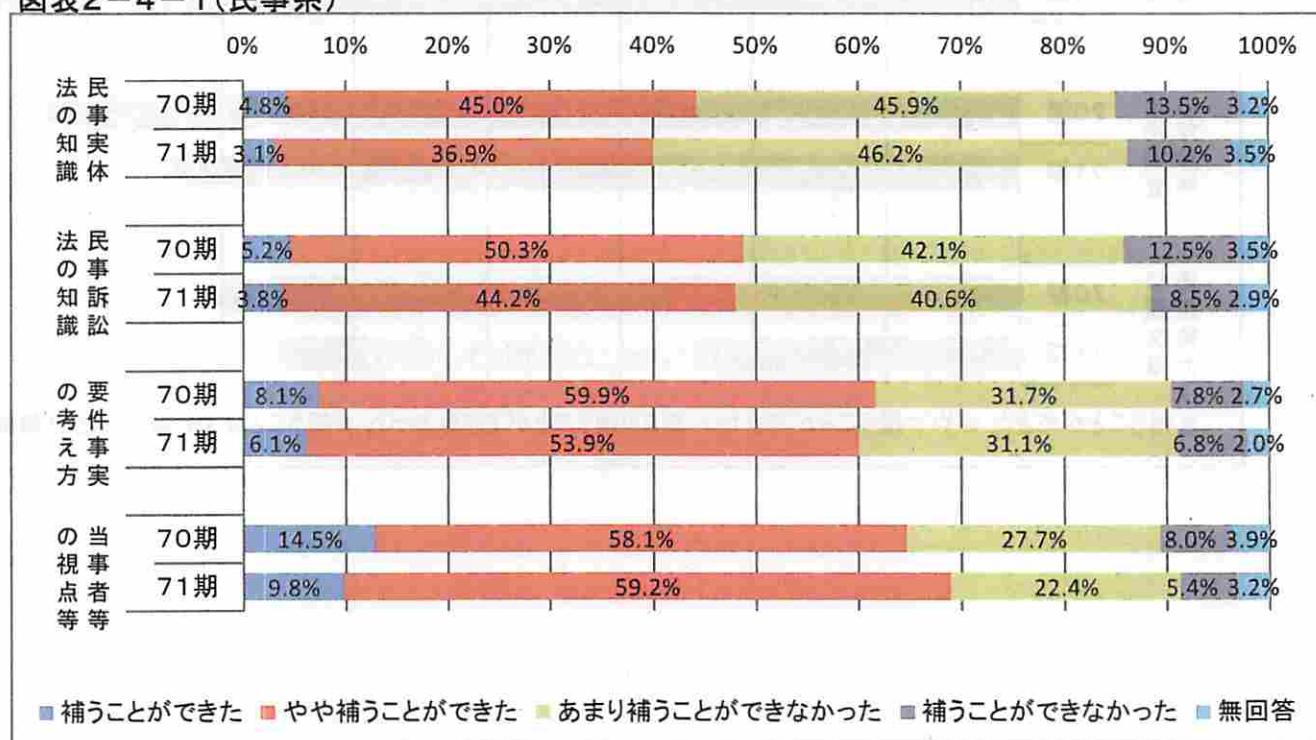
○ 導入修習を通じて不足していた知識・能力をどの程度補うことができたか(母数は不足を感じたと回答した者)

図表2-3

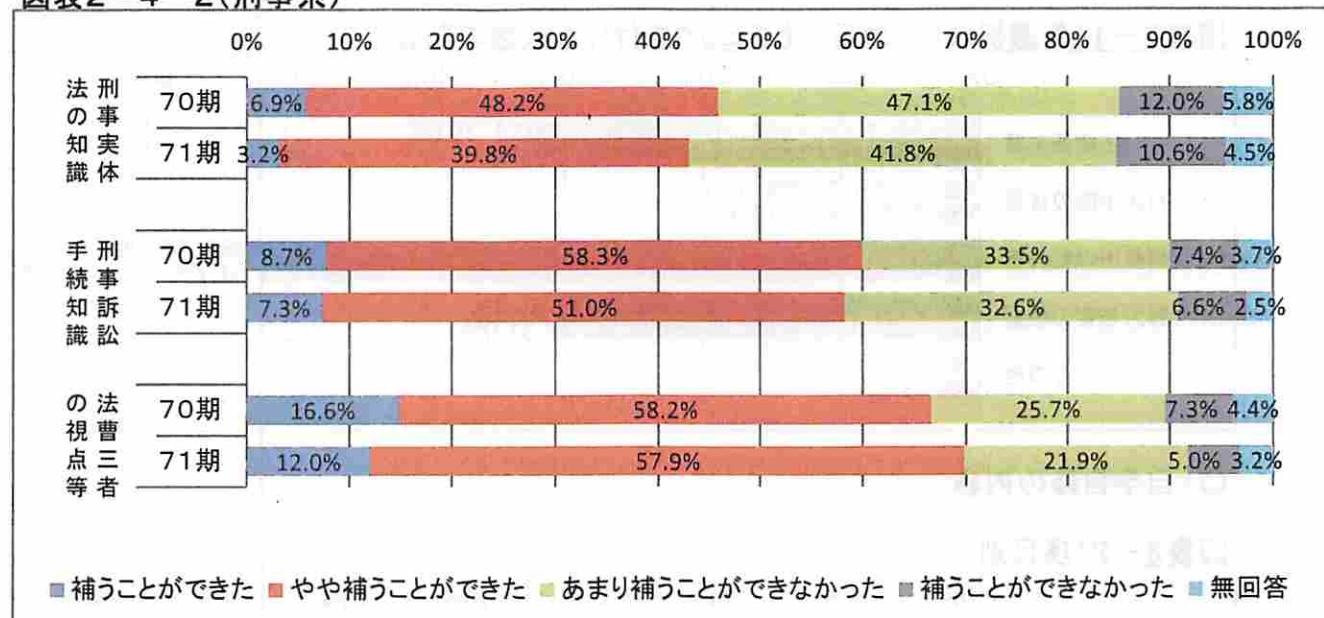


○ 70期との比較(母数は不足を感じたと回答した者)

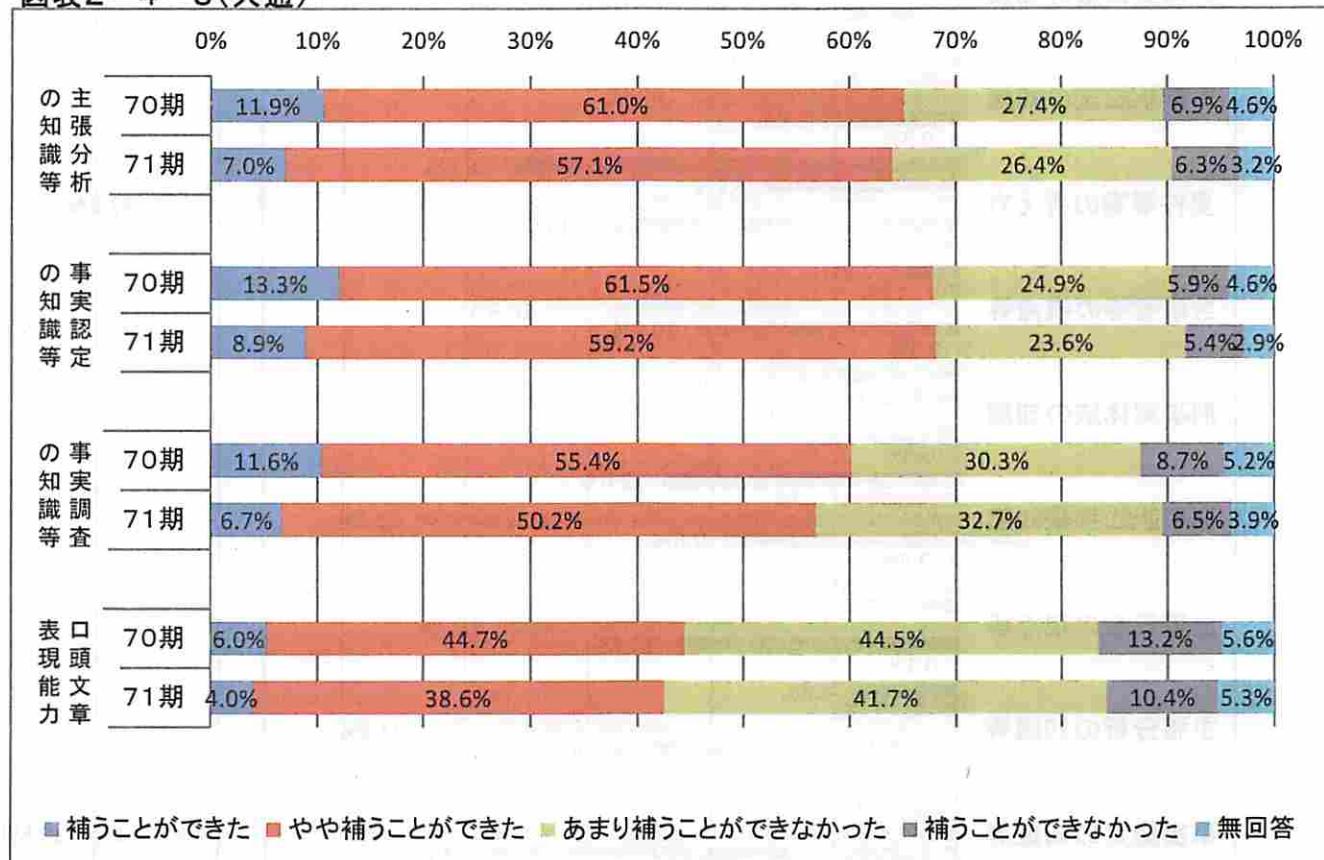
図表2-4-1(民事系)



図表2-4-2(刑事系)

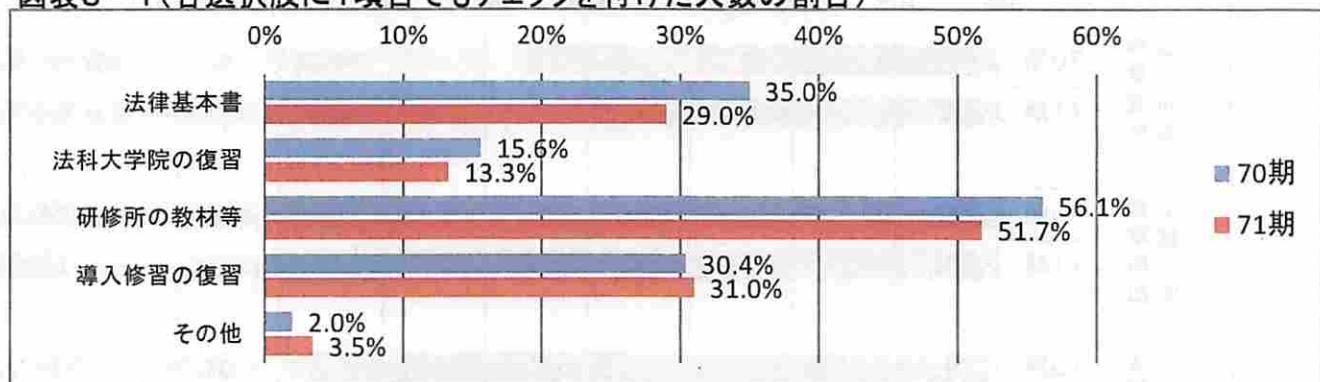


図表2-4-3(共通)



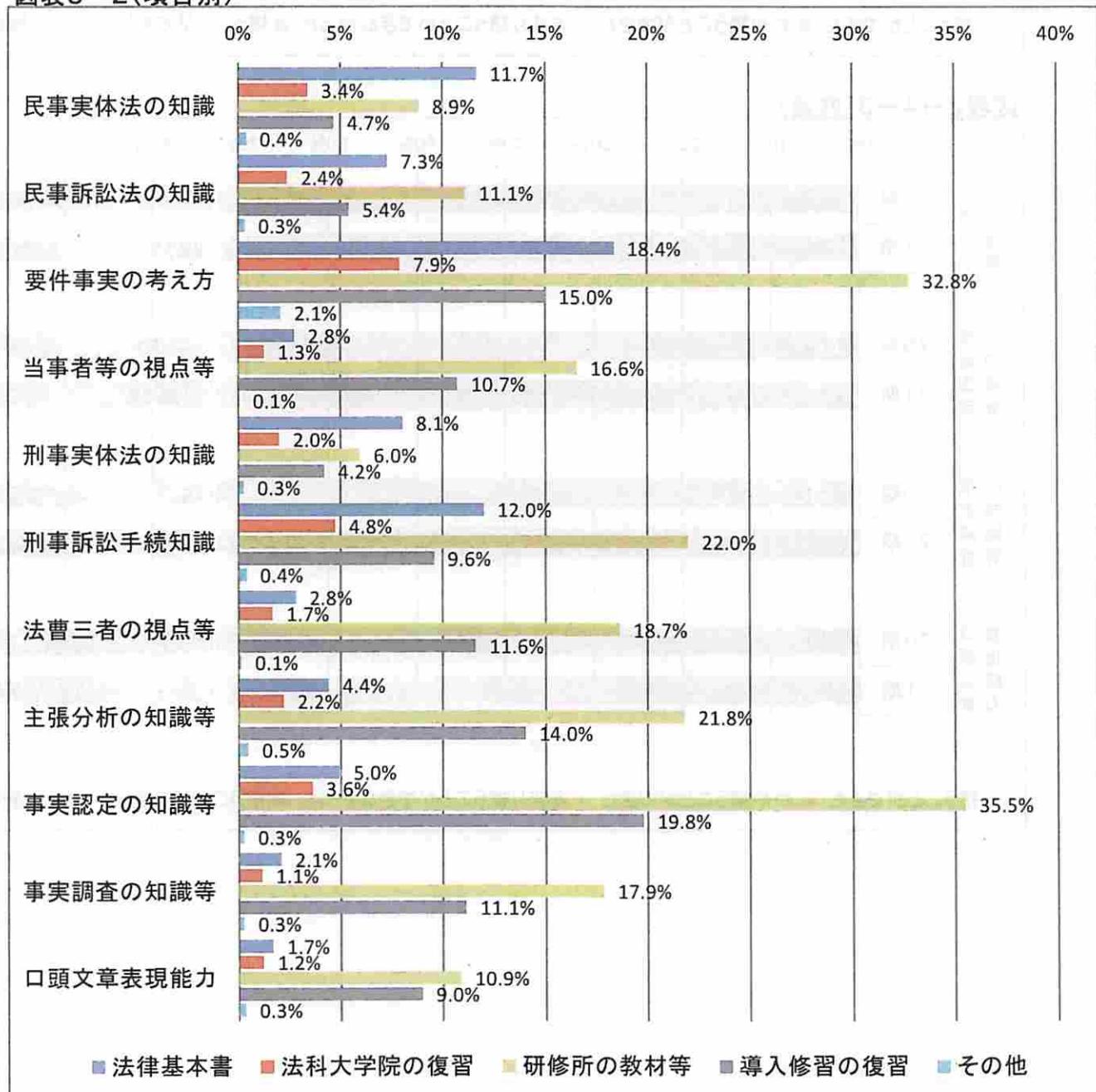
○ 自学自修の内容

図表3-1(各選択肢に1項目でもチェックを付けた人数の割合)



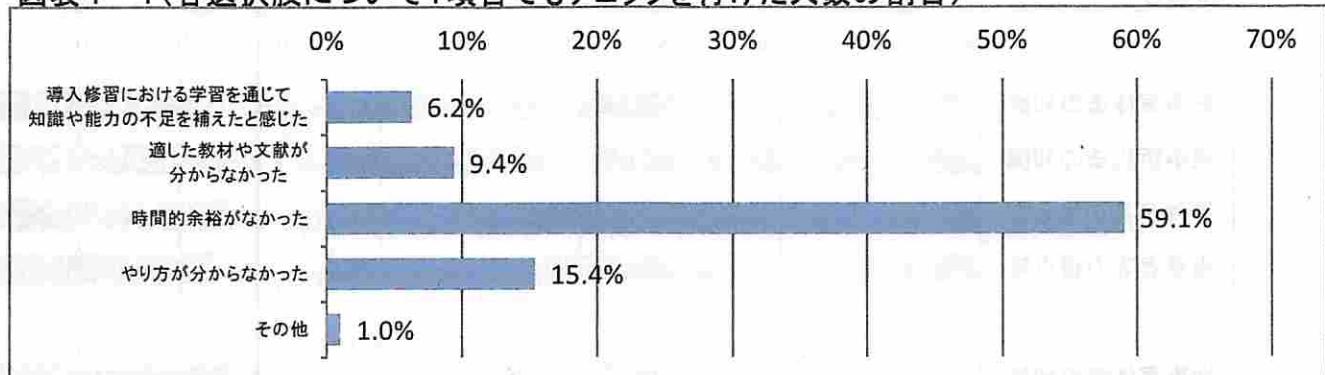
○ 自学自修の内容

図表3-2(項目別)



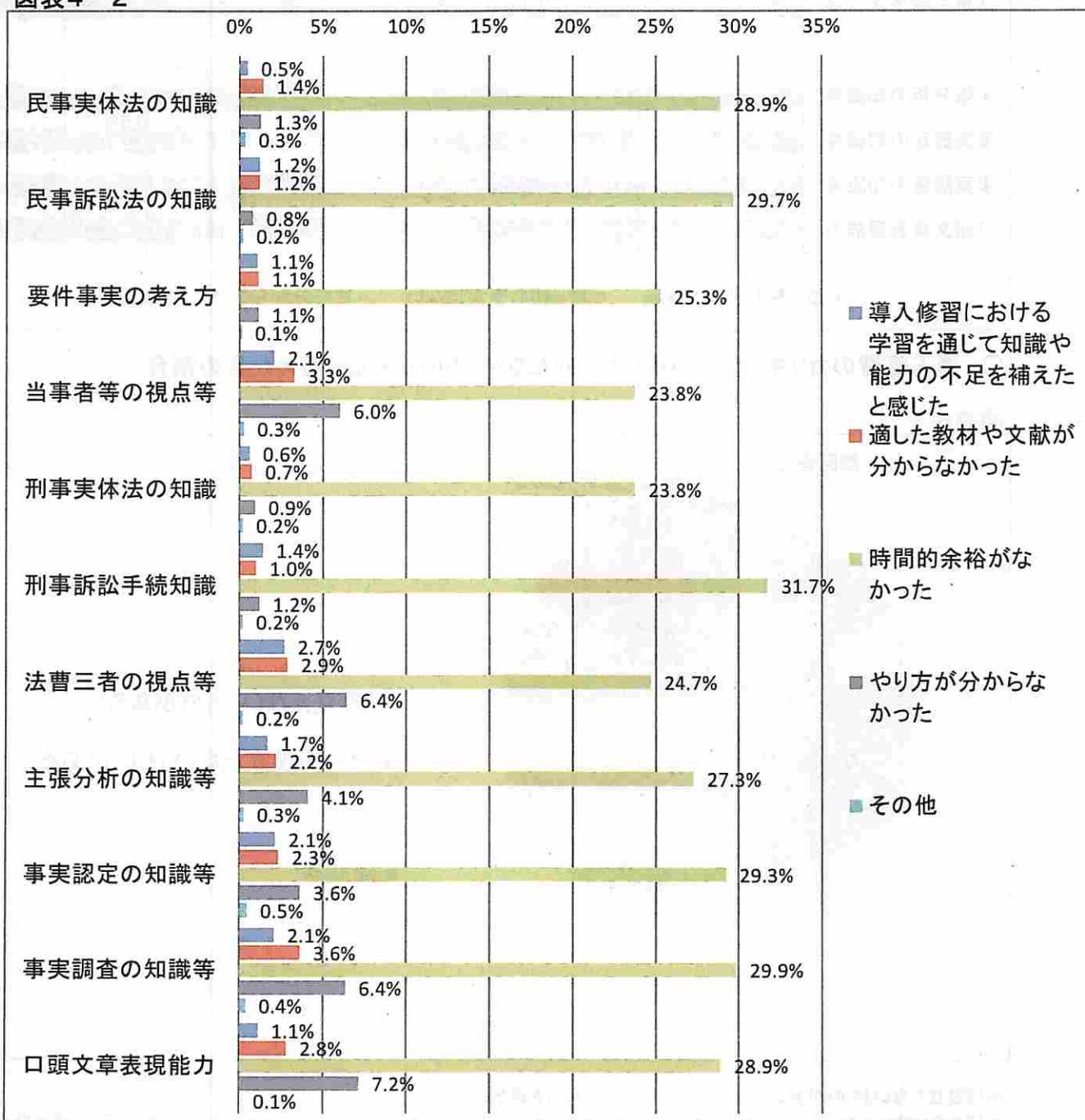
○ 自学自修に取り組まなかった理由

図表4-1(各選択肢について1項目でもチェックを付けた人数の割合)



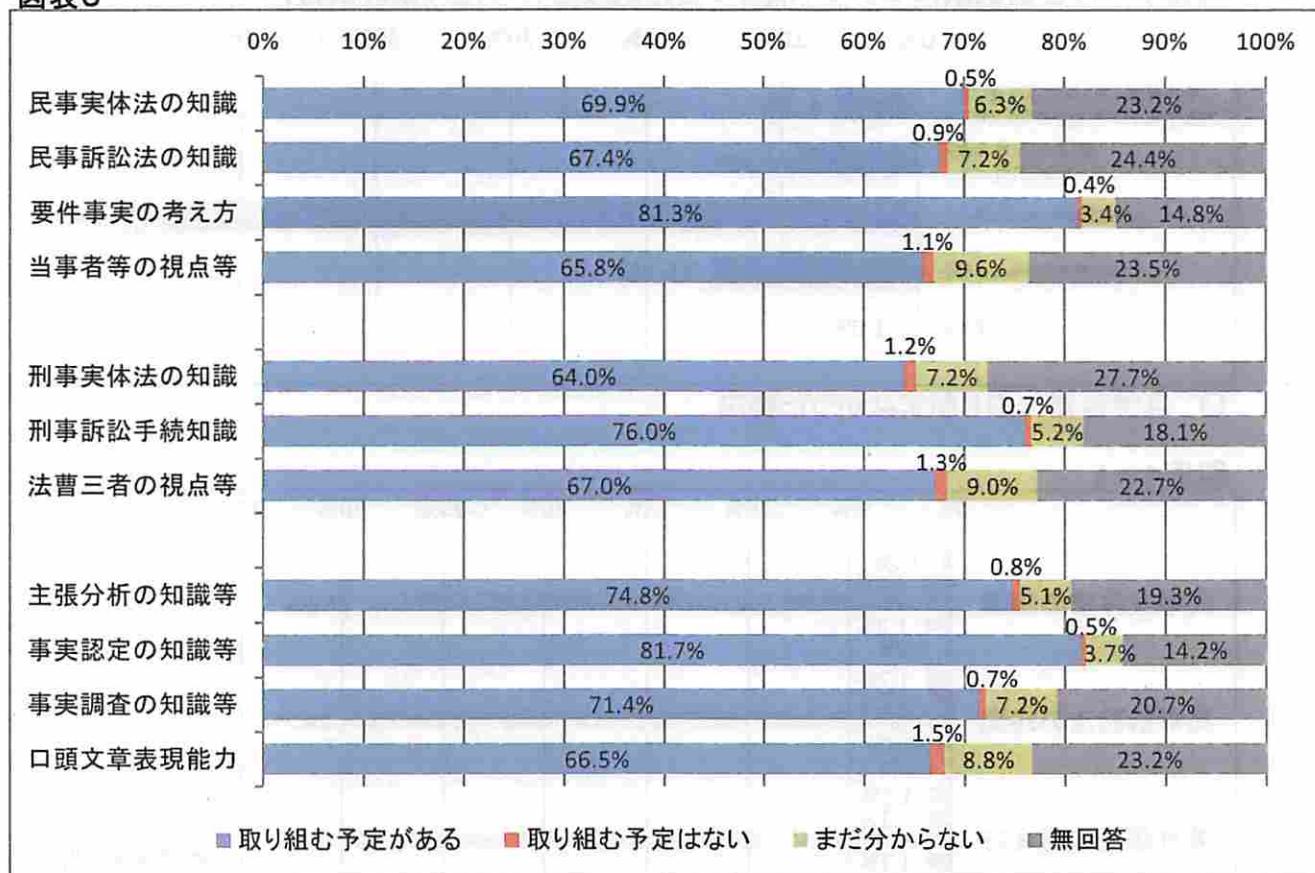
○ 自学自修に取り組まなかった理由

図表4-2



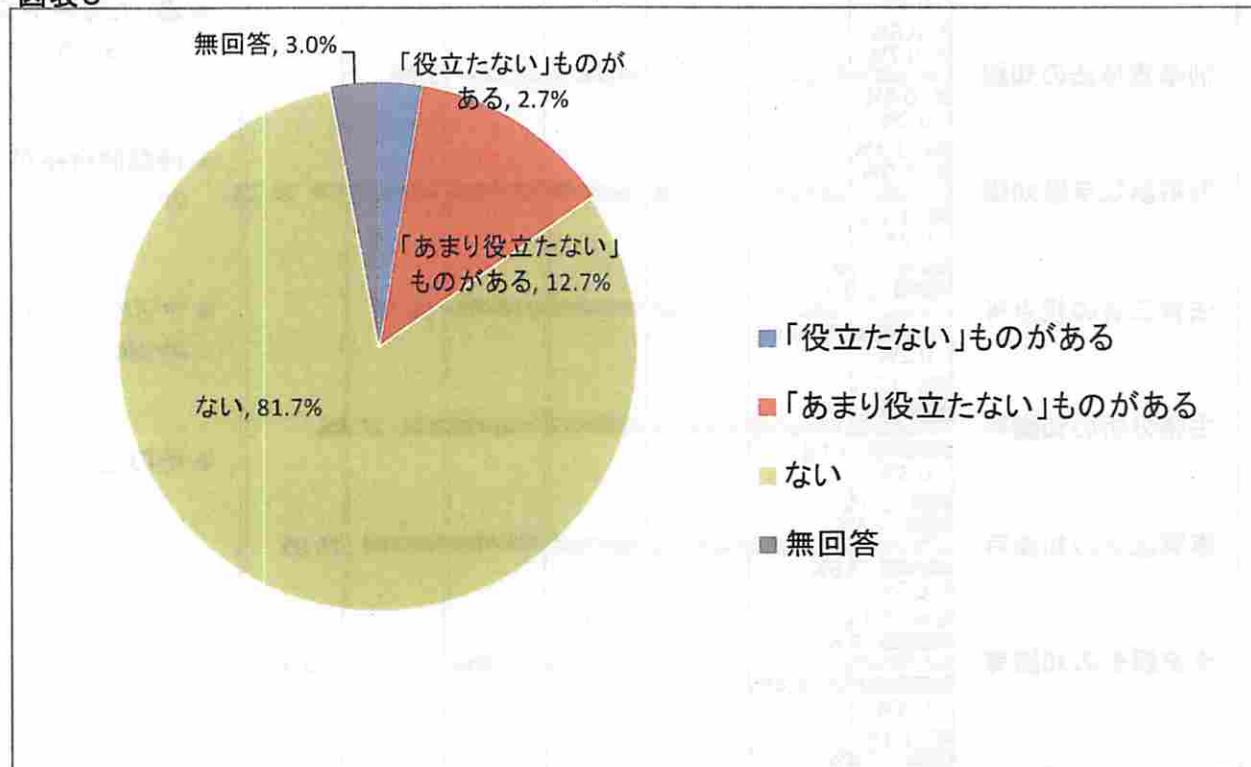
○ 実務修習中に自学自修に取り組む予定はあるか

図表5



○ 導入修習のカリキュラムの中に「役立たない」ものがあると答えた者の割合

図表6

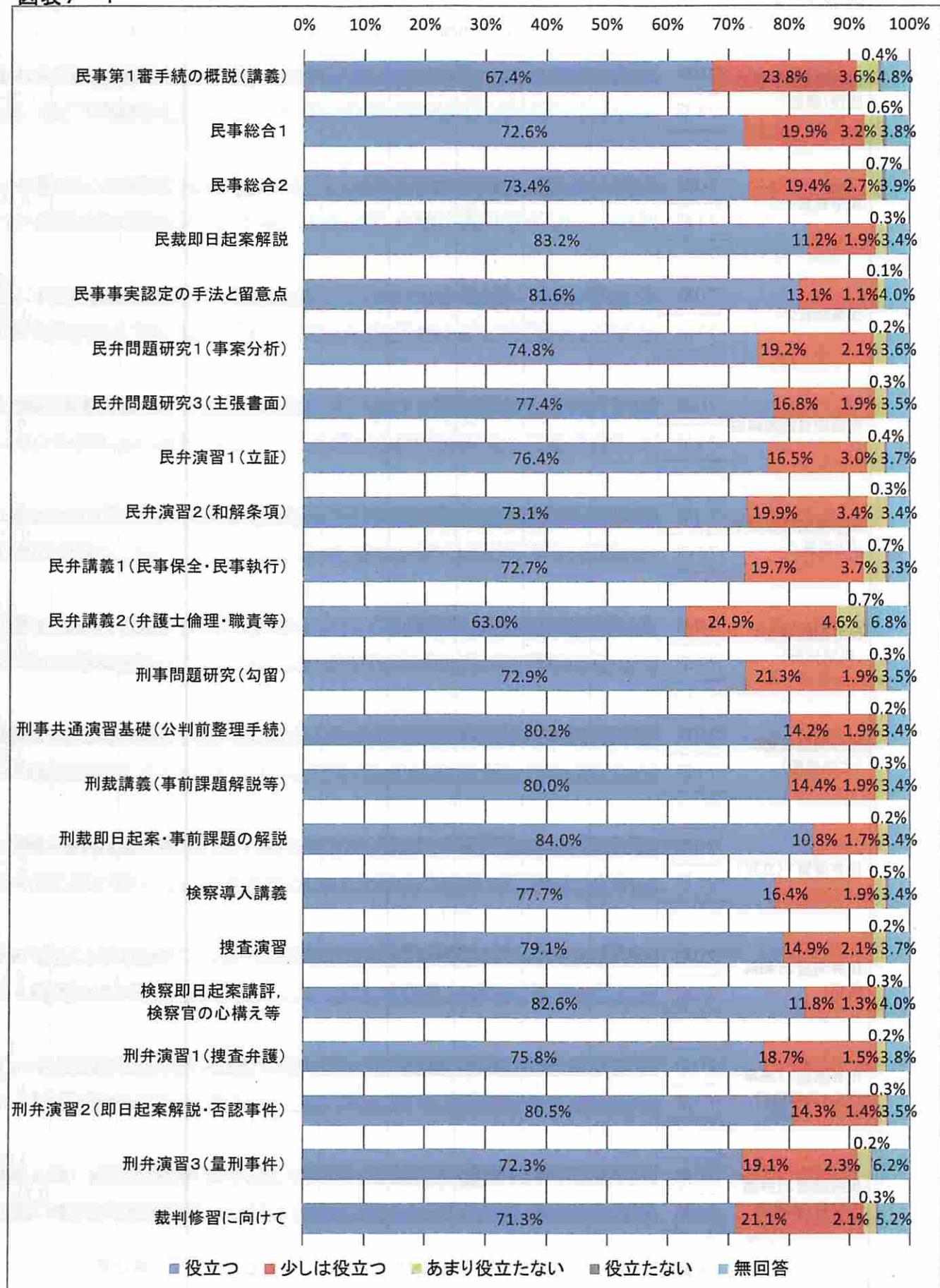


※「『役立たない』ものがある」は、一つでも「役立たない」を選択した者。

※「『あまり役立たない』ものがある」は、一つでも「あまり役立たない」を選択した者のうち、「役立たない」を選択した者を除く。

○ 導入修習の各カリキュラムはどの程度役立つと思うか

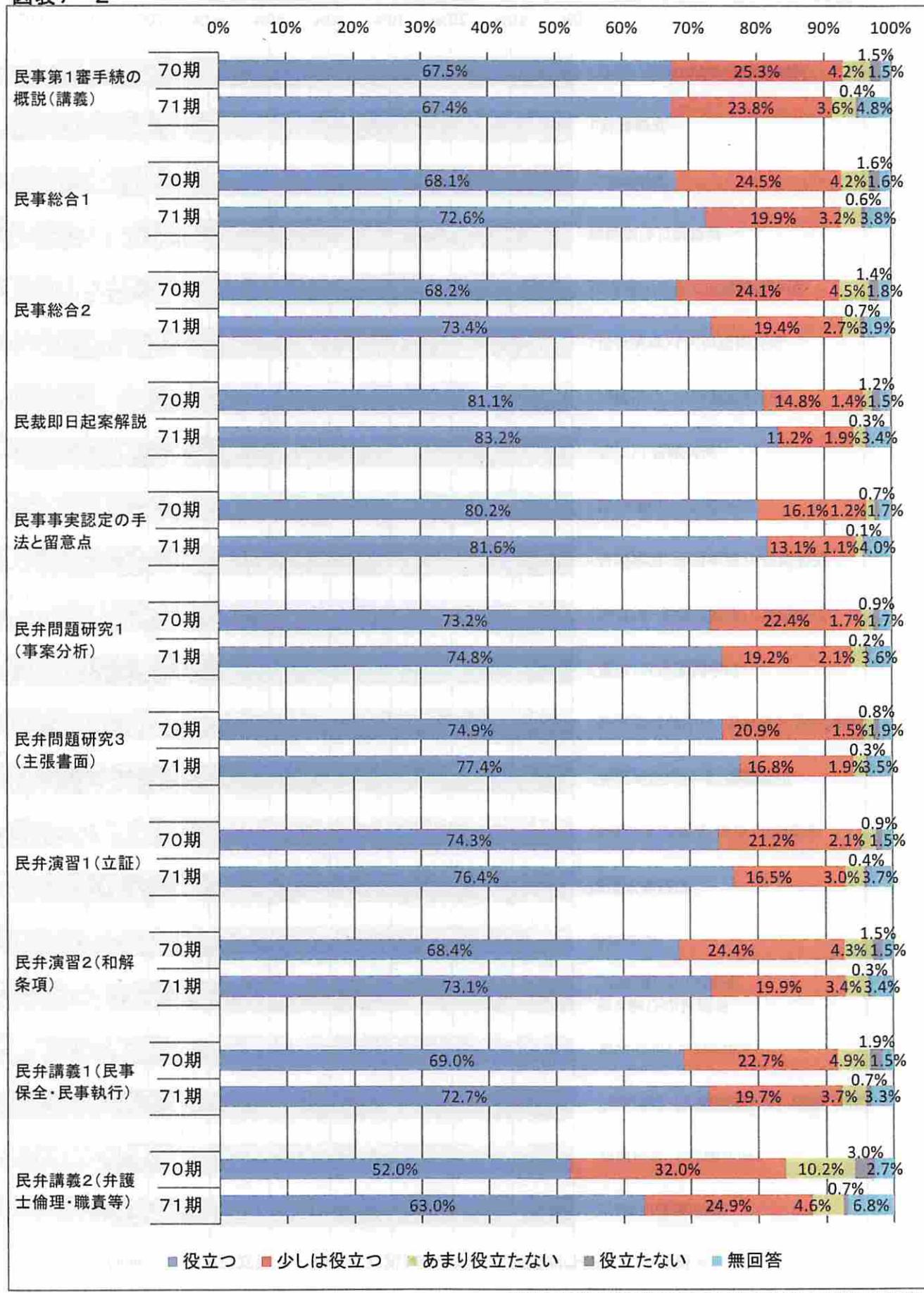
図表7-1



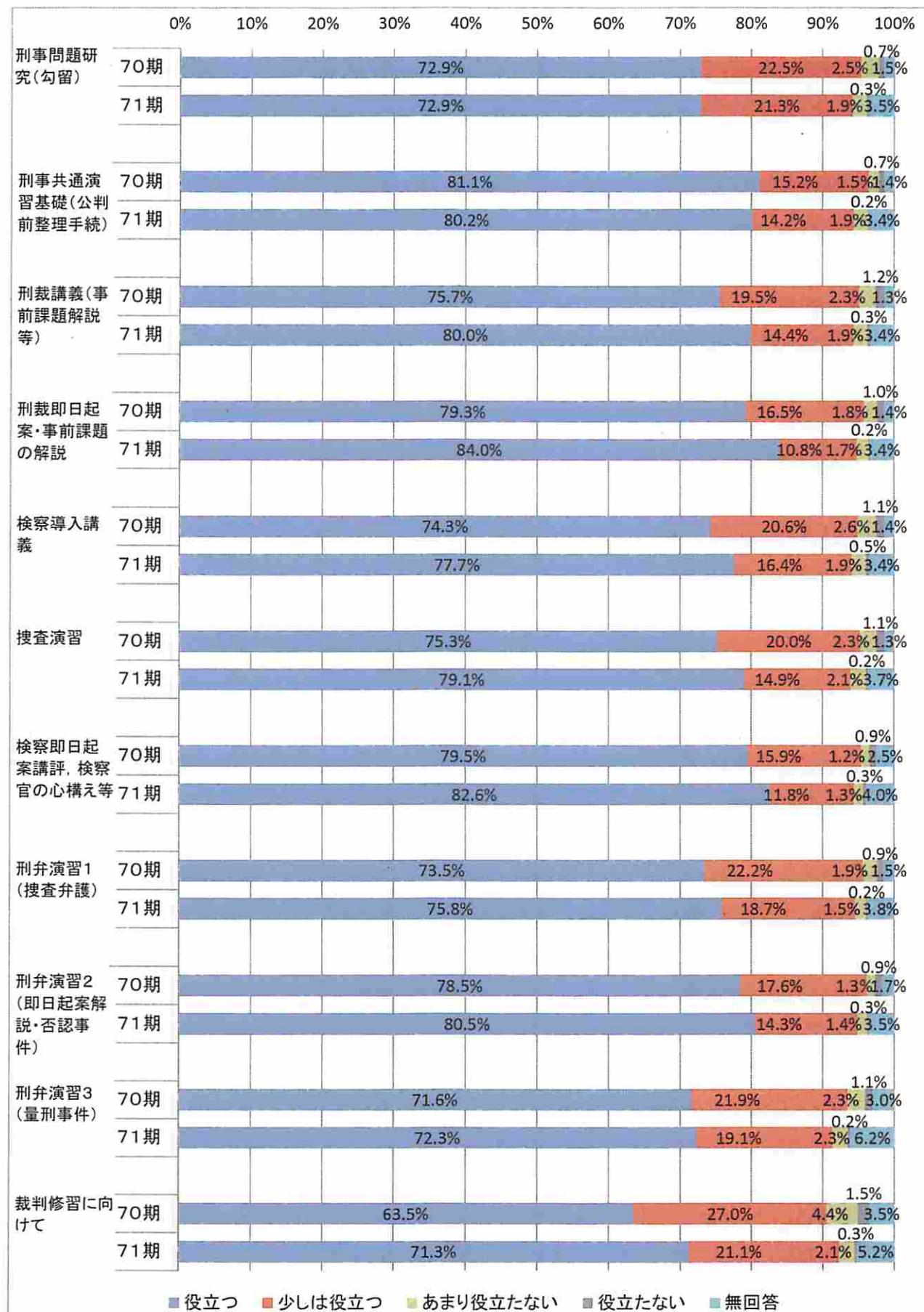
○ 70期との比較

地方法院で立候補選のふるいだしをうけた70期と71期の回答

図表7-2



※「民弁演習2(和解条項)」は70期では「民弁演習2(契約)」



「裁判修習に向けて」は70期では「裁判官の役割・職務等」

組	番号	修習地	班	氏名

導入修習チェックシート(第71期)

- 本シートは、司法修習生が導入修習において自分の知識・能力等に課題があると感じた場合に、これを実務修習期間中の自学自修や分野別実務修習での指導に活かすことを目的として作成するものです(成績評価等には関係ありません。)。
- 本シートは、司法研修所から、分野別実務修習の指導担当者に送付され、クラス担当教官にも交付されます(司法修習生はコピーを手元に保有しておいてください。)。
- 下記1~5の各(3)は、課題を感じた各項目について、自学自修による学修と、分野別実務修習自体による学修を区別して記載するようにしてください。また、自学自修に取り組むに当たって悩んでいること、分からることなどがあれば、それについても記載するようにしてください。

必要事項を記入し、コピーを取った上で、12月20日(水)までに提出してください(全員提出)。

1 民事裁判

- (1) 民事裁判について、課題を感じた知識・能力の項目にチェックを入れてください(複数選択可)。

- 民事実体法の知識 民事訴訟法の知識 要件事実の考え方
 判断者・当事者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解
 主張分析に関する基礎的知識・理解 事実認定に関する基礎的知識・理解
 事実調査に関する基礎的知識・理解 口頭・文章表現能力
 その他()

- (2) どのような場面・理由で課題があると感じましたか(主な項目について記載してください。)。

- (3) 課題を感じた事項について、実務修習期間中、どのような方法で学修したいと考えていますか(前同)。

2 刑事裁判

- (1) 刑事裁判について、課題を感じた知識・能力の項目にチェックを入れてください(複数選択可)。

- 刑事実体法の知識 刑事訴訟手続の知識
 法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解
 主張分析に関する基礎的知識・理解 事実認定に関する基礎的知識・理解
 事実調査に関する基礎的知識・理解 口頭・文章表現能力
 その他()

- (2) どのような場面・理由で課題があると感じましたか(主な項目について記載してください。)。

- (3) 課題を感じた事項について、実務修習期間中、どのような方法で学修したいと考えていますか(前同)。

3 檢察

(1) 檢察について、課題を感じた知識・能力の項目にチェックを入れてください(複数選択可)。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 刑事実体法の知識 | <input type="checkbox"/> 刑事訴訟手続の知識 |
| <input type="checkbox"/> 法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解 | |
| <input type="checkbox"/> 主張分析に関する基礎的知識・理解 | <input type="checkbox"/> 事実認定に関する基礎的知識・理解 |
| <input type="checkbox"/> 事実調査に関する基礎的知識・理解 | <input type="checkbox"/> 口頭・文章表現能力 |
| <input type="checkbox"/> その他() | |

(2) どのような場面・理由で課題があると感じましたか(主な項目について記載してください。)。

(3) 課題を感じた事項について、実務修習期間中、どのような方法で学修したいと考えていますか(前同)。

4 民事弁護

(1) 民事弁護について、課題を感じた知識・能力の項目にチェックを入れてください(複数選択可)。

- | | | |
|--|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 民事実体法の知識 | <input type="checkbox"/> 民事訴訟法の知識 | <input type="checkbox"/> 要件事実の考え方 |
| <input type="checkbox"/> 判断者・当事者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解 | | |
| <input type="checkbox"/> 主張分析に関する基礎的知識・理解 | <input type="checkbox"/> 事実認定に関する基礎的知識・理解 | |
| <input type="checkbox"/> 事実調査に関する基礎的知識・理解 | <input type="checkbox"/> 口頭・文章表現能力 | |
| <input type="checkbox"/> その他() | | |

(2) どのような場面・理由で課題があると感じましたか(主な項目について記載してください。)。

(3) 課題を感じた事項について、実務修習期間中、どのような方法で学修したいと考えていますか(前同)。

5 刑事弁護

(1) 刑事弁護について、課題を感じた知識・能力の項目にチェックを入れてください(複数選択可)。

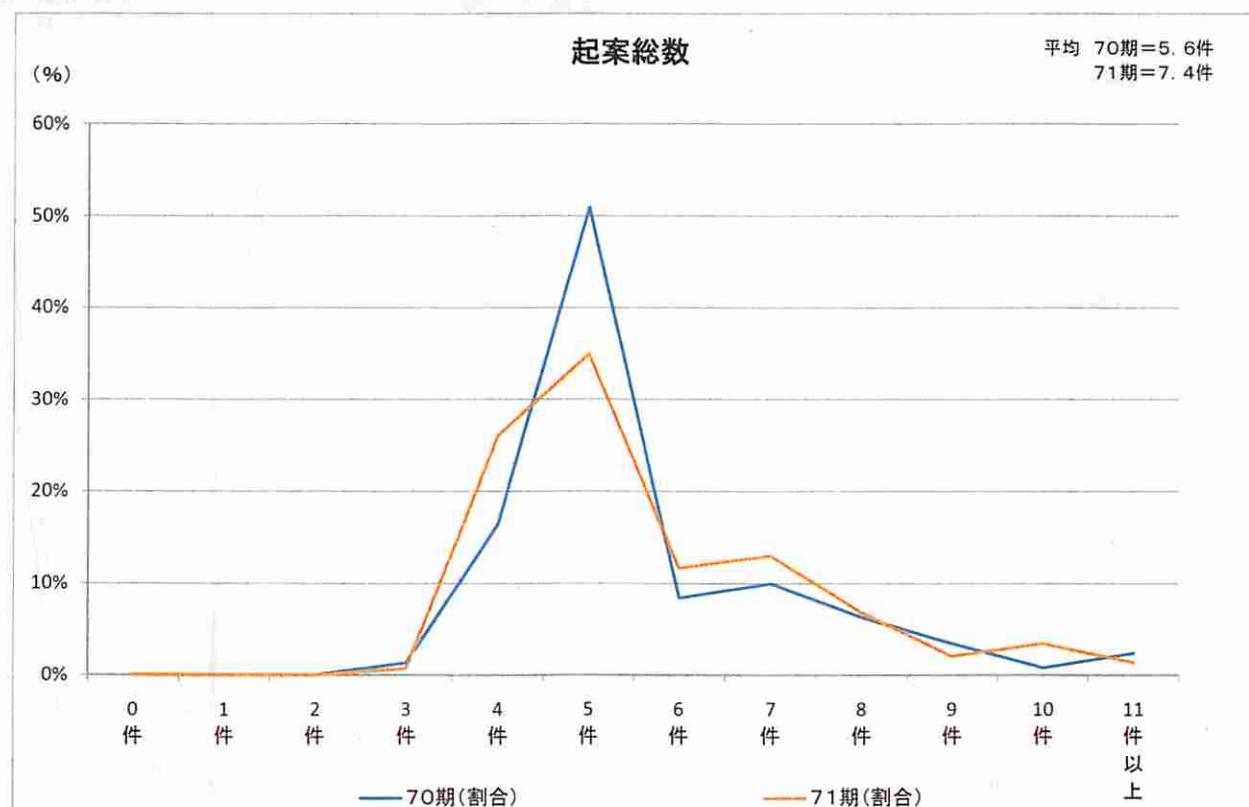
- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 刑事実体法の知識 | <input type="checkbox"/> 刑事訴訟手続の知識 |
| <input type="checkbox"/> 法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解 | |
| <input type="checkbox"/> 主張分析に関する基礎的知識・理解 | <input type="checkbox"/> 事実認定に関する基礎的知識・理解 |
| <input type="checkbox"/> 事実調査に関する基礎的知識・理解 | <input type="checkbox"/> 口頭・文章表現能力 |
| <input type="checkbox"/> その他() | |

(2) どのような場面・理由で課題があると感じましたか(主な項目について記載してください。)。

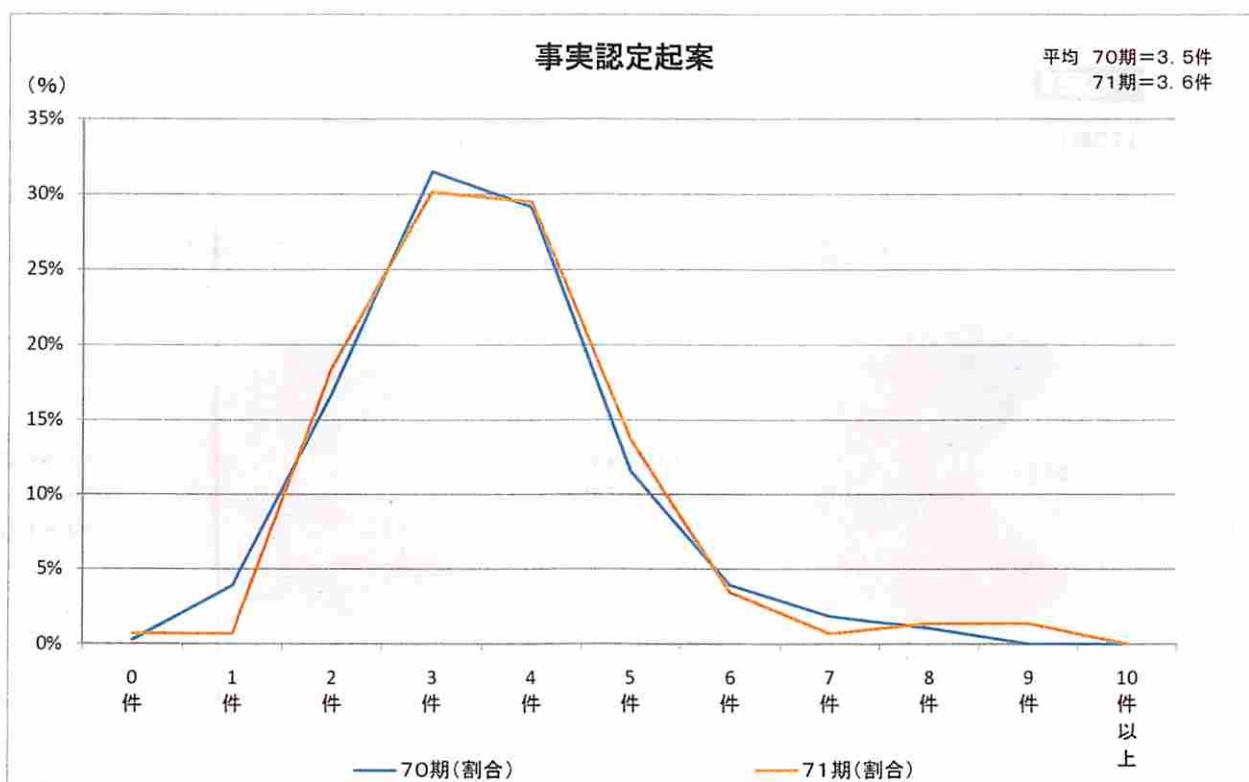
(3) 課題を感じた事項について、実務修習期間中、どのような方法で学修したいと考えていますか(前同)。

修習結果簿(第1クール:民事裁判修習)集計結果

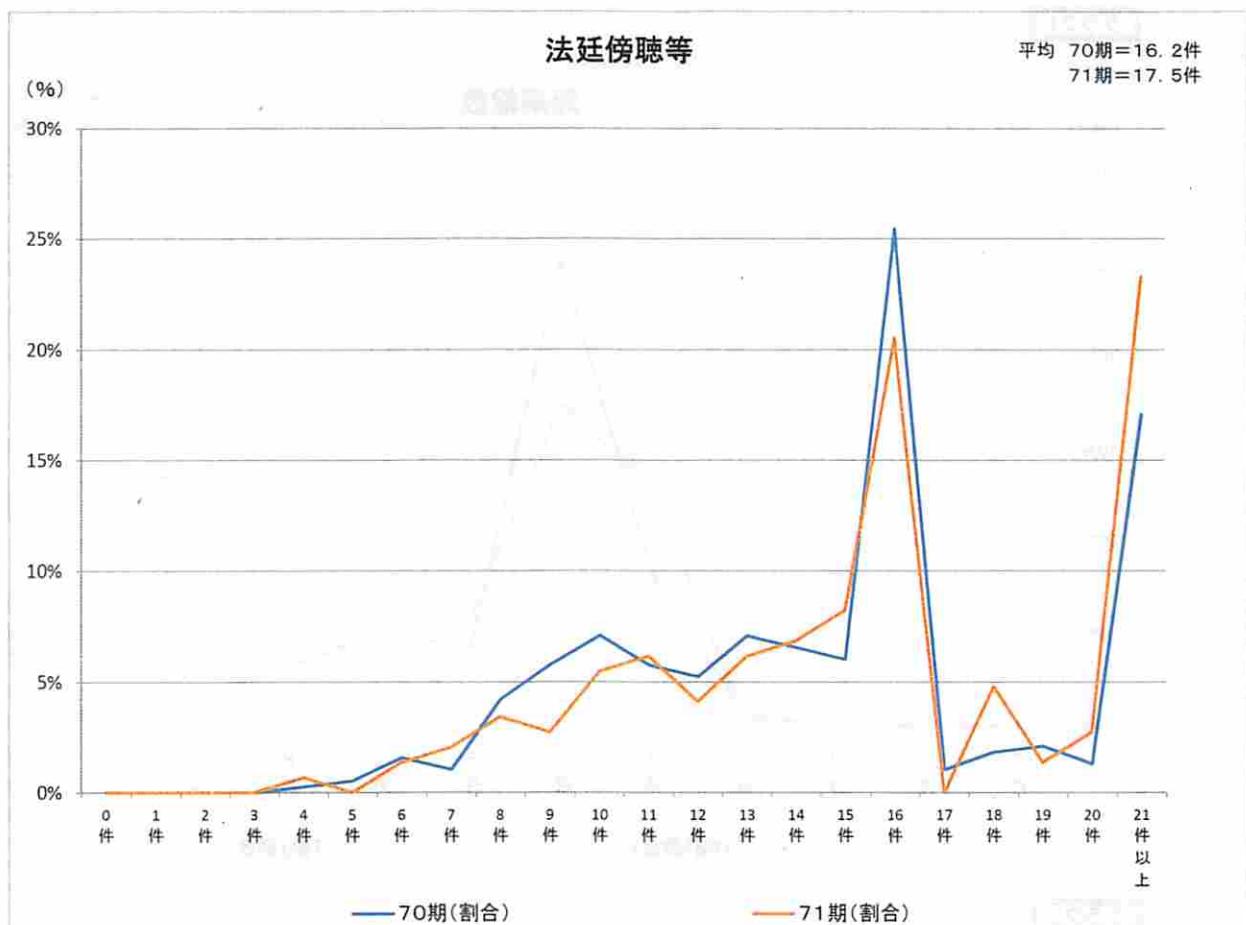
グラフ1



グラフ2

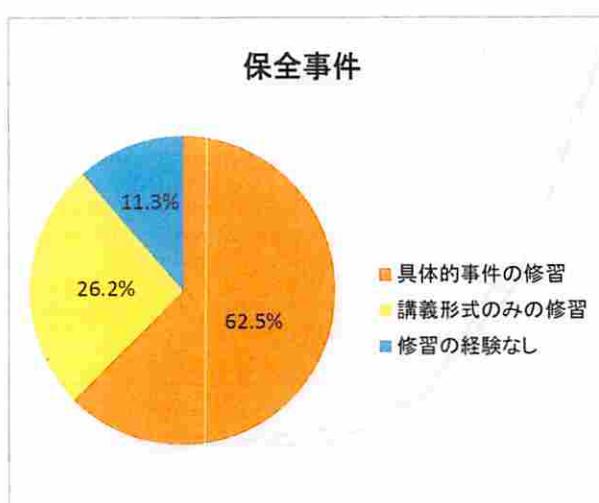


グラフ3

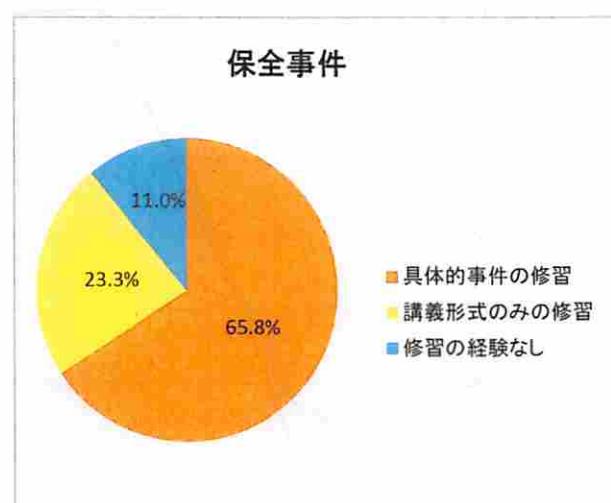


グラフ4

【70期】

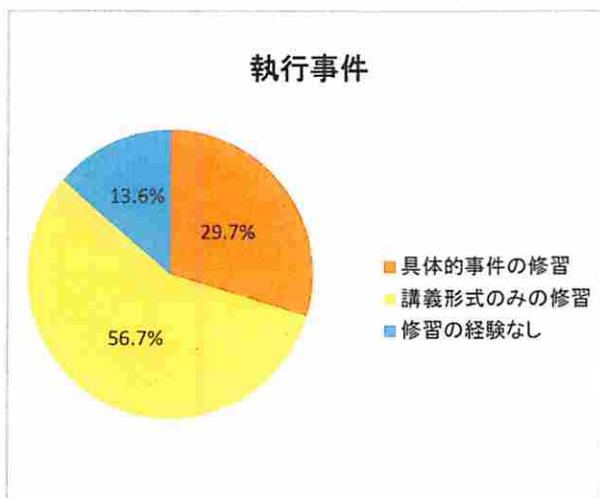


【71期】

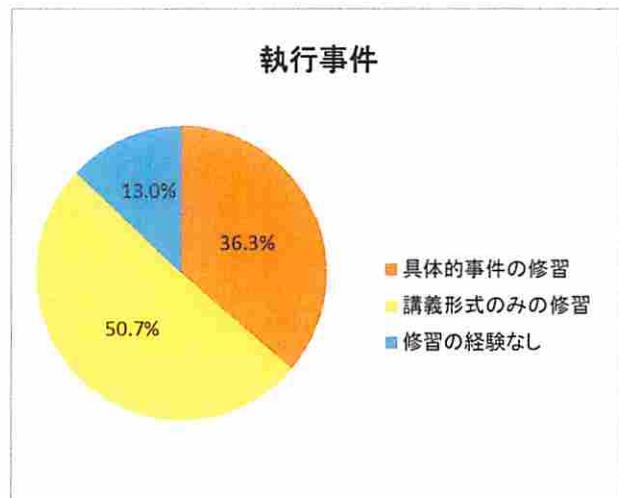


グラフ5

【70期】

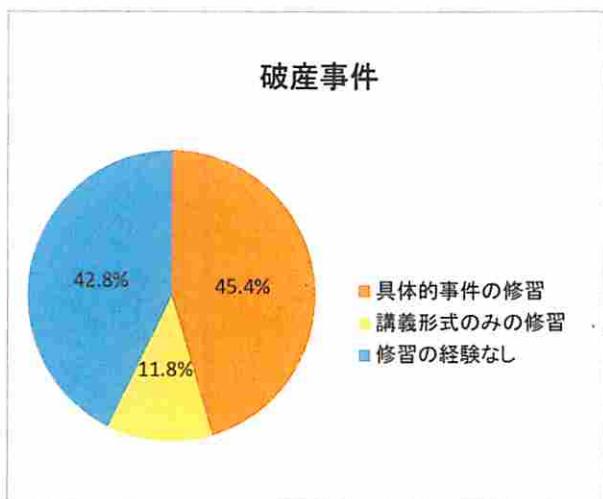


【71期】

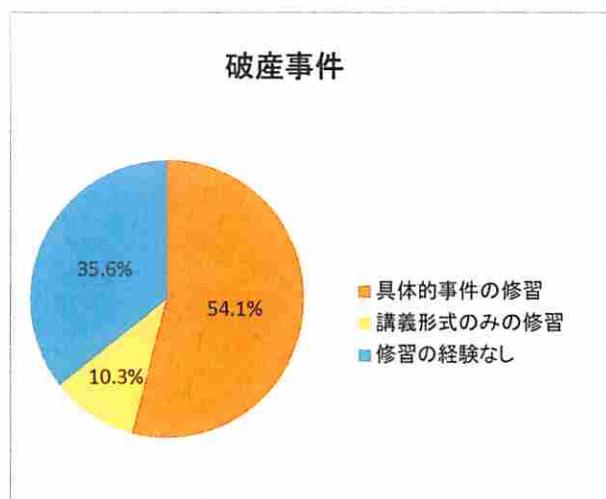


グラフ6

【70期】

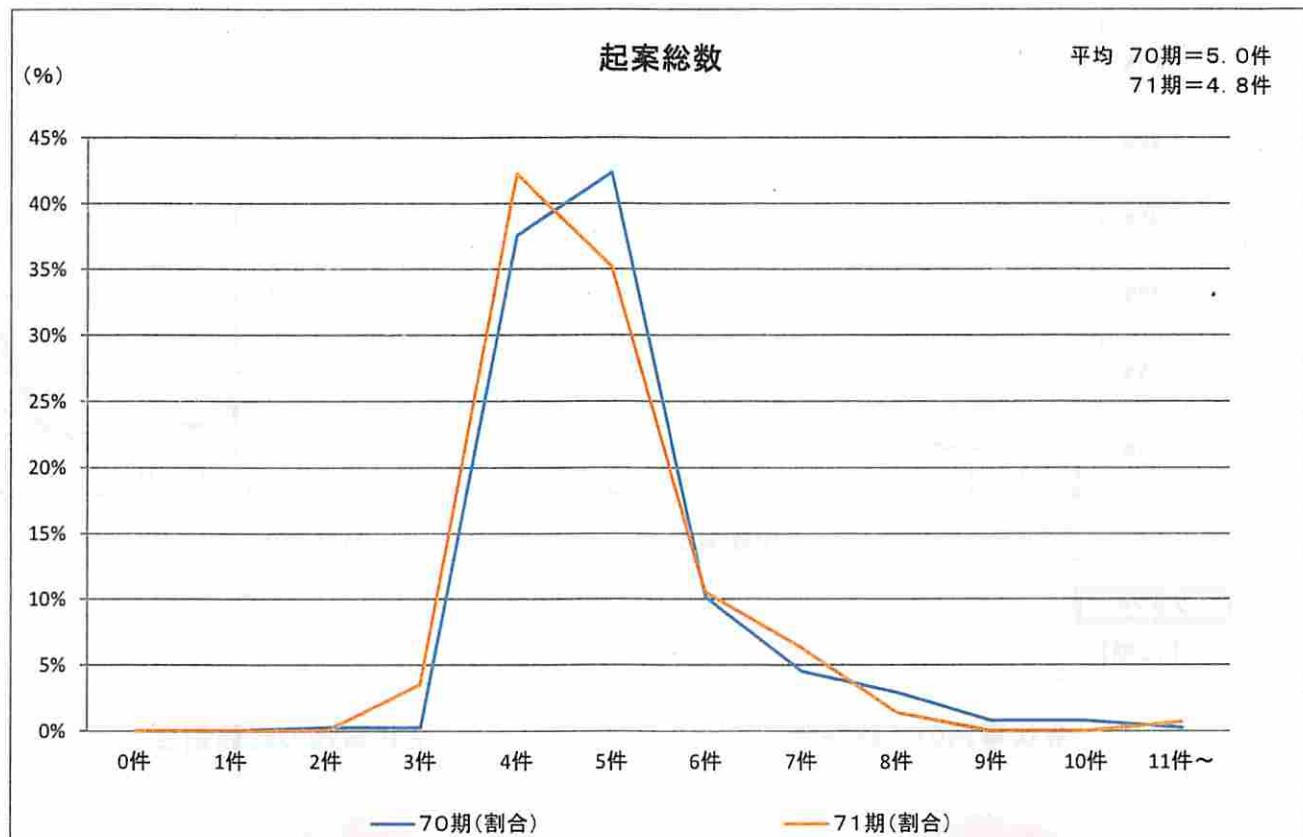


【71期】

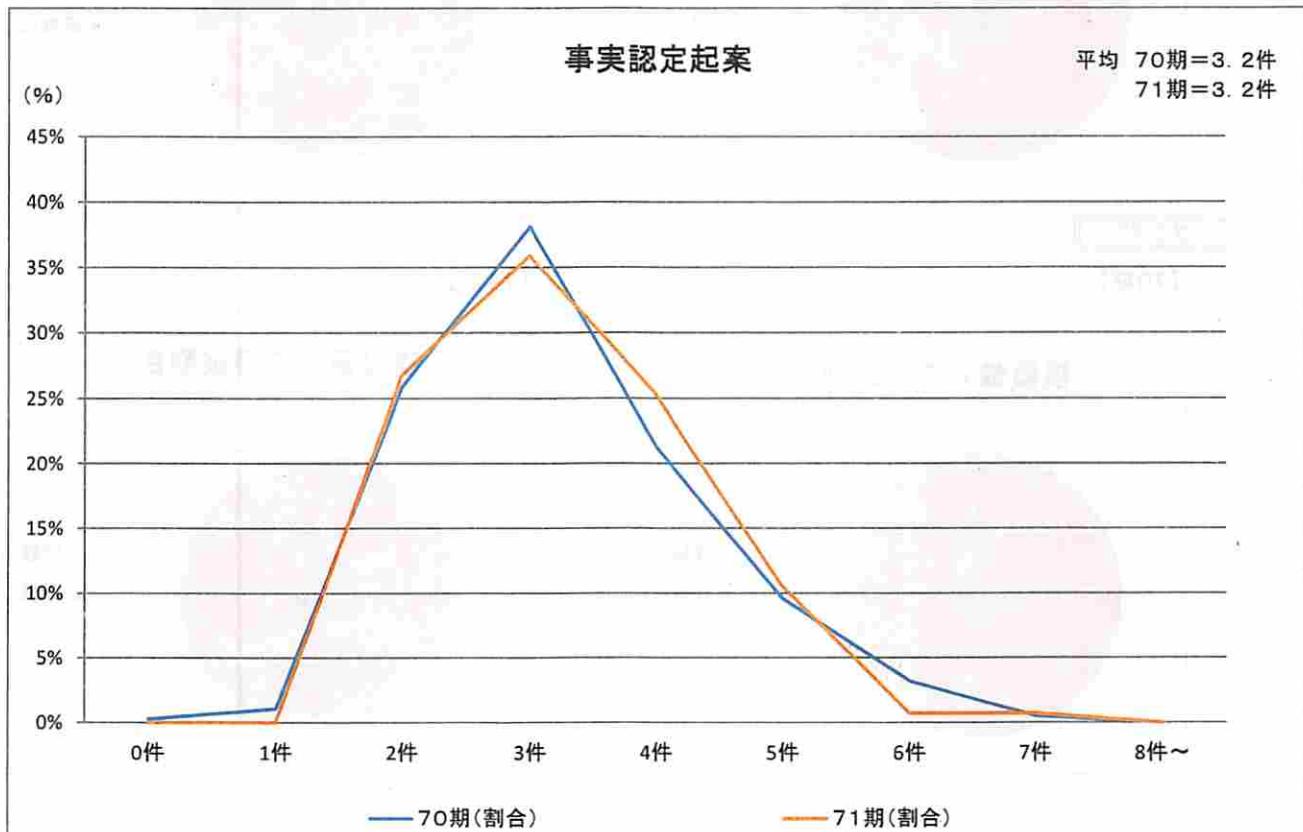


修習結果簿(第1クール: 刑事裁判修習)集計結果

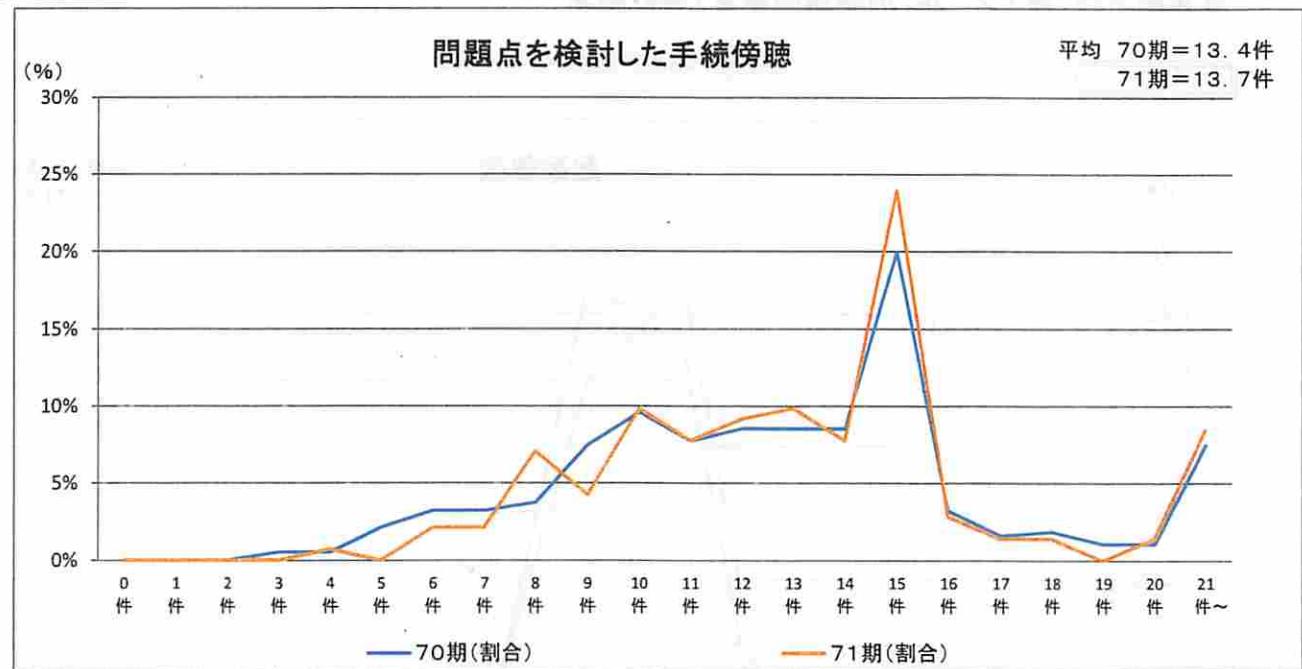
グラフ1



グラフ2

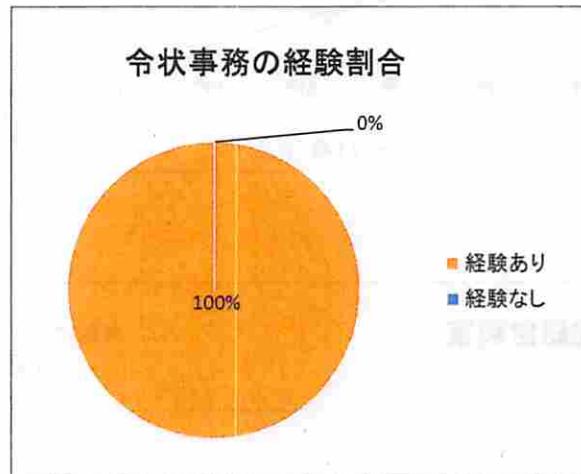


グラフ3

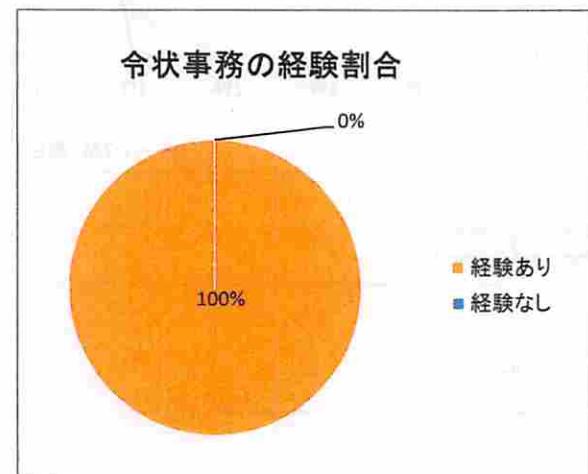


グラフ4

【70期】

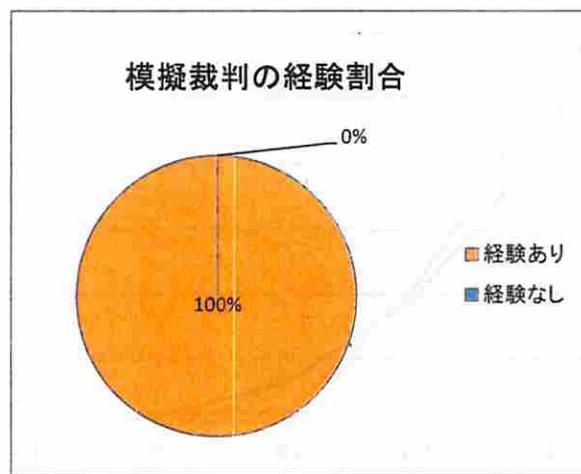


【71期】

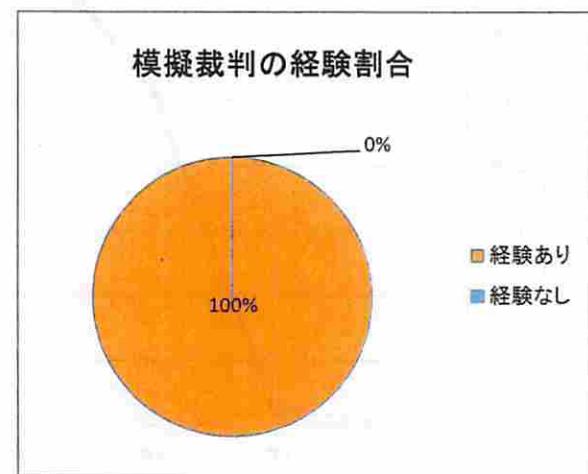


グラフ5

【70期】



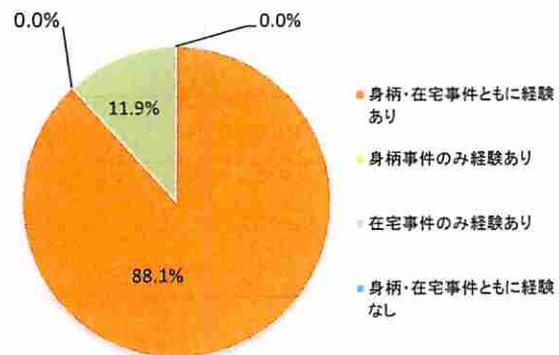
【71期】



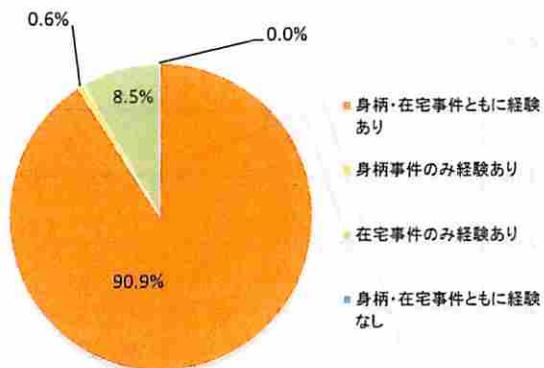
修習結果簿(第1クール:検察修習)集計結果

グラフ1 検査実務修習(身柄・在宅事件の経験割合)

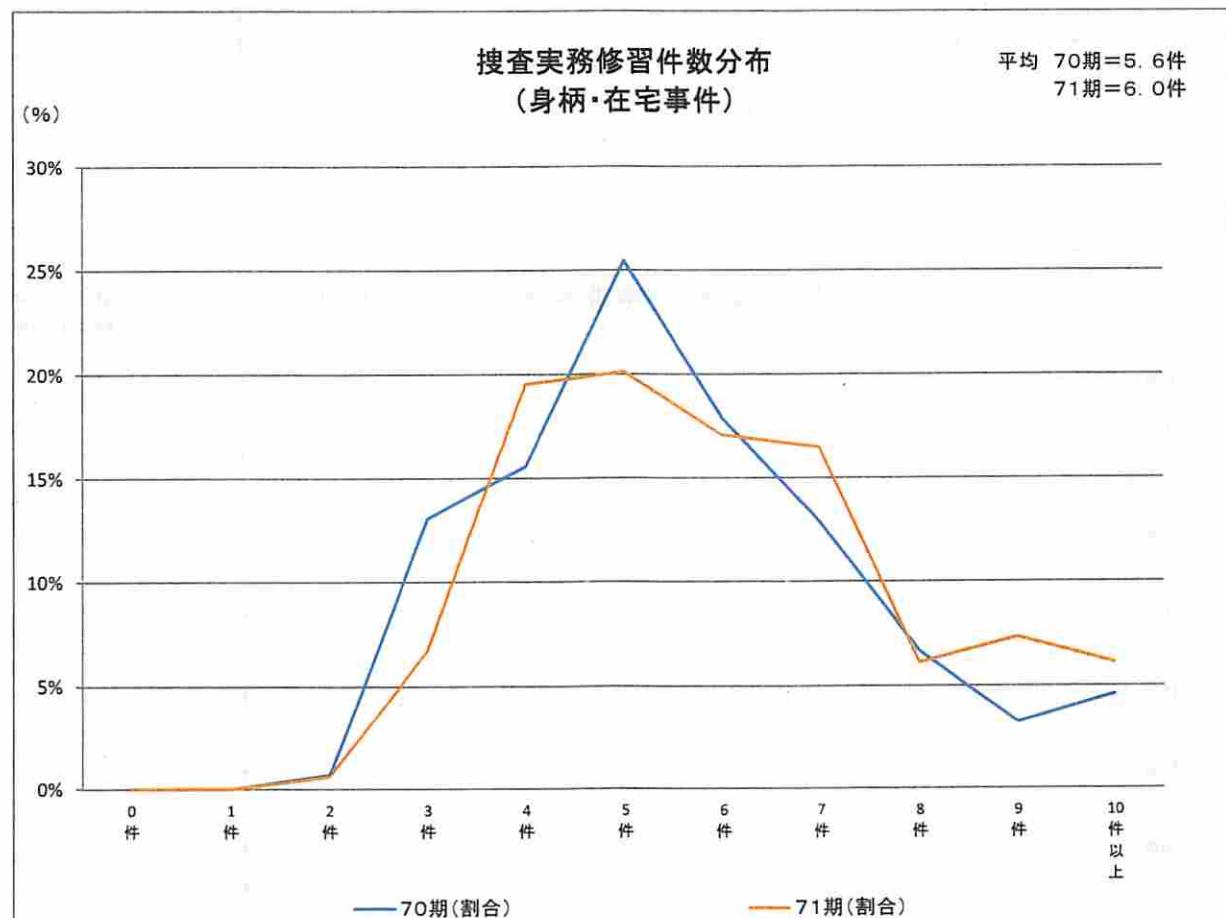
【70期】



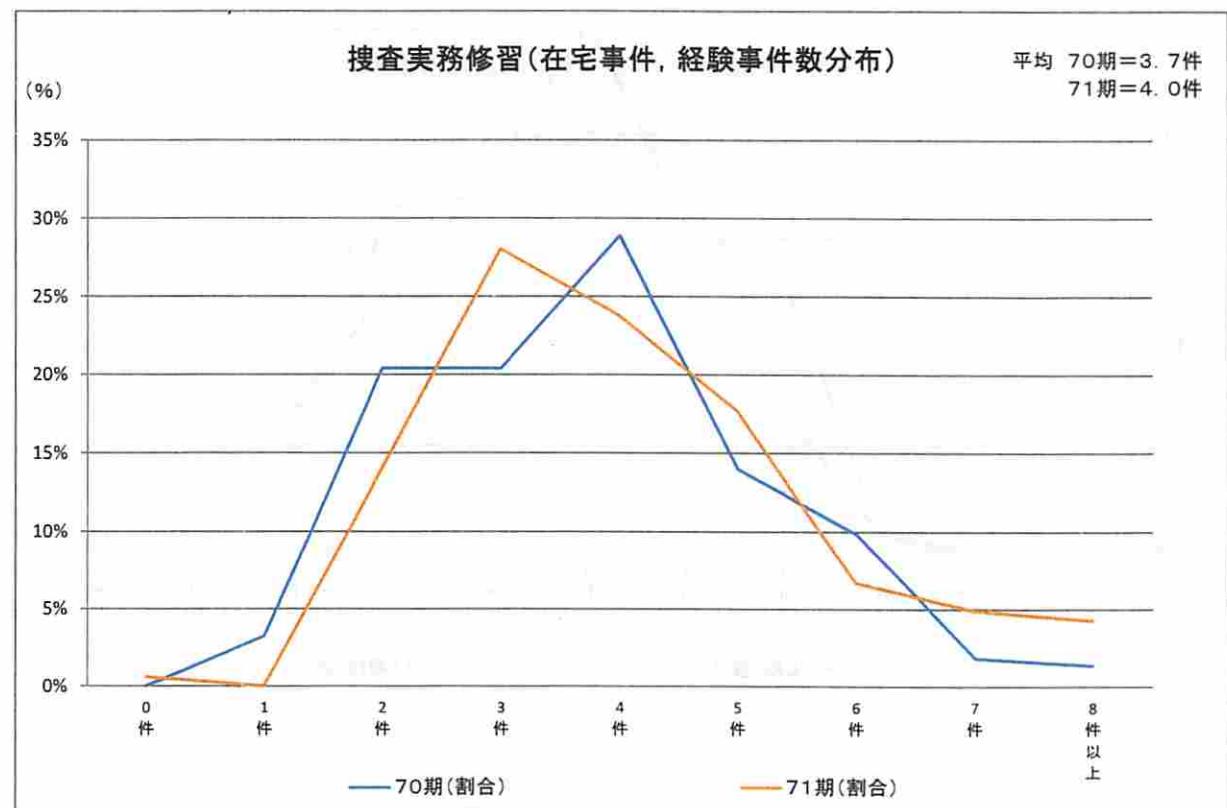
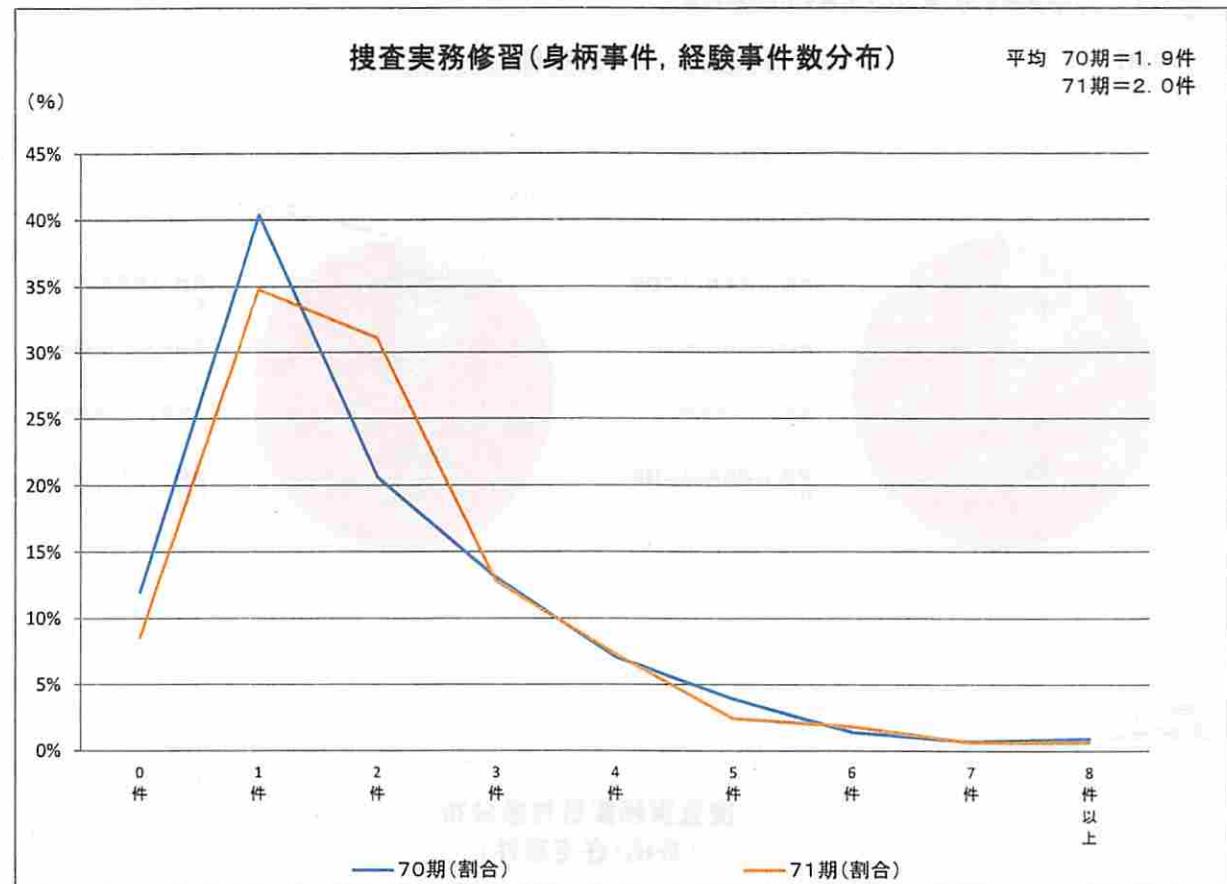
【71期】



グラフ2

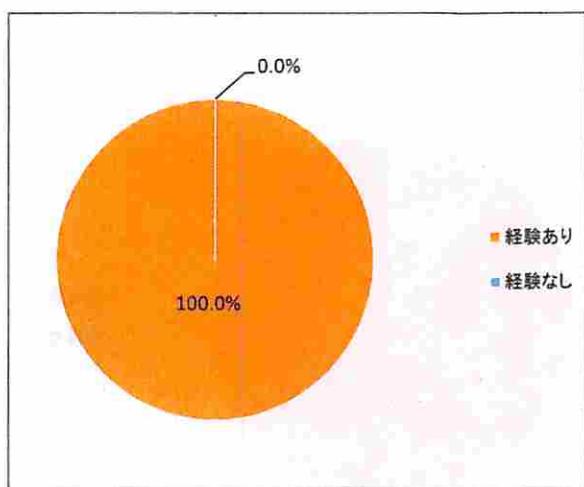


グラフ3

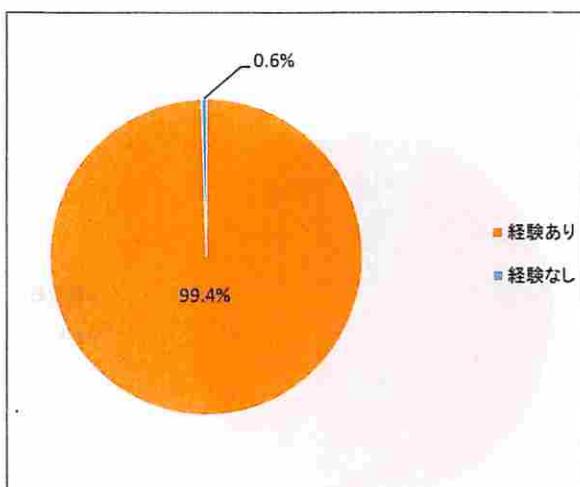


グラフ4 公判実務修習の経験

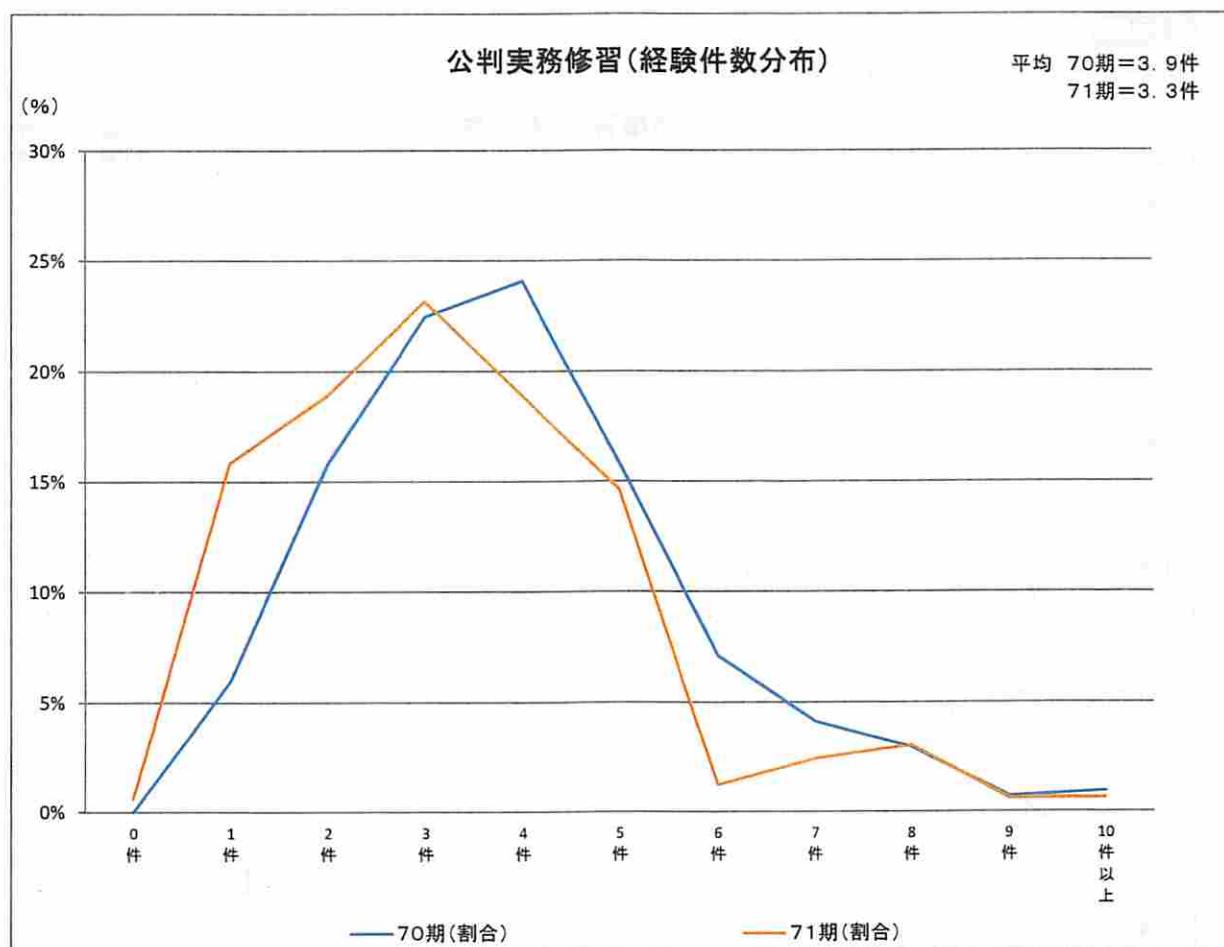
【70期】



【71期】

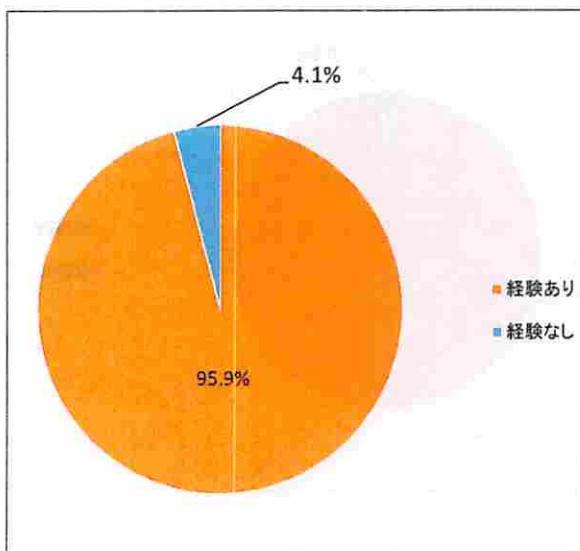


グラフ5

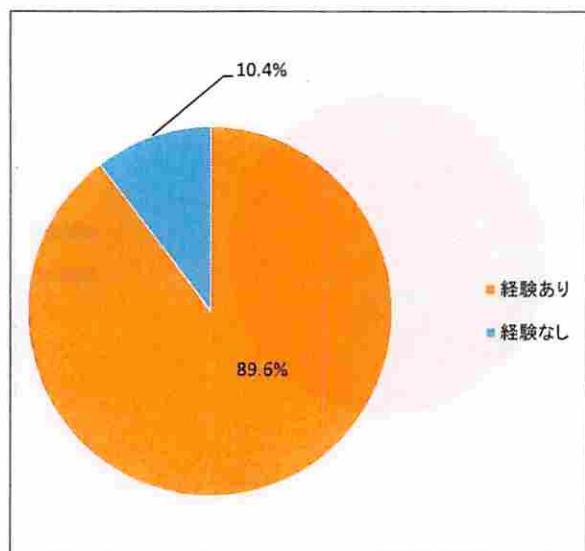


グラフ6 公判実務修習(起案の経験)

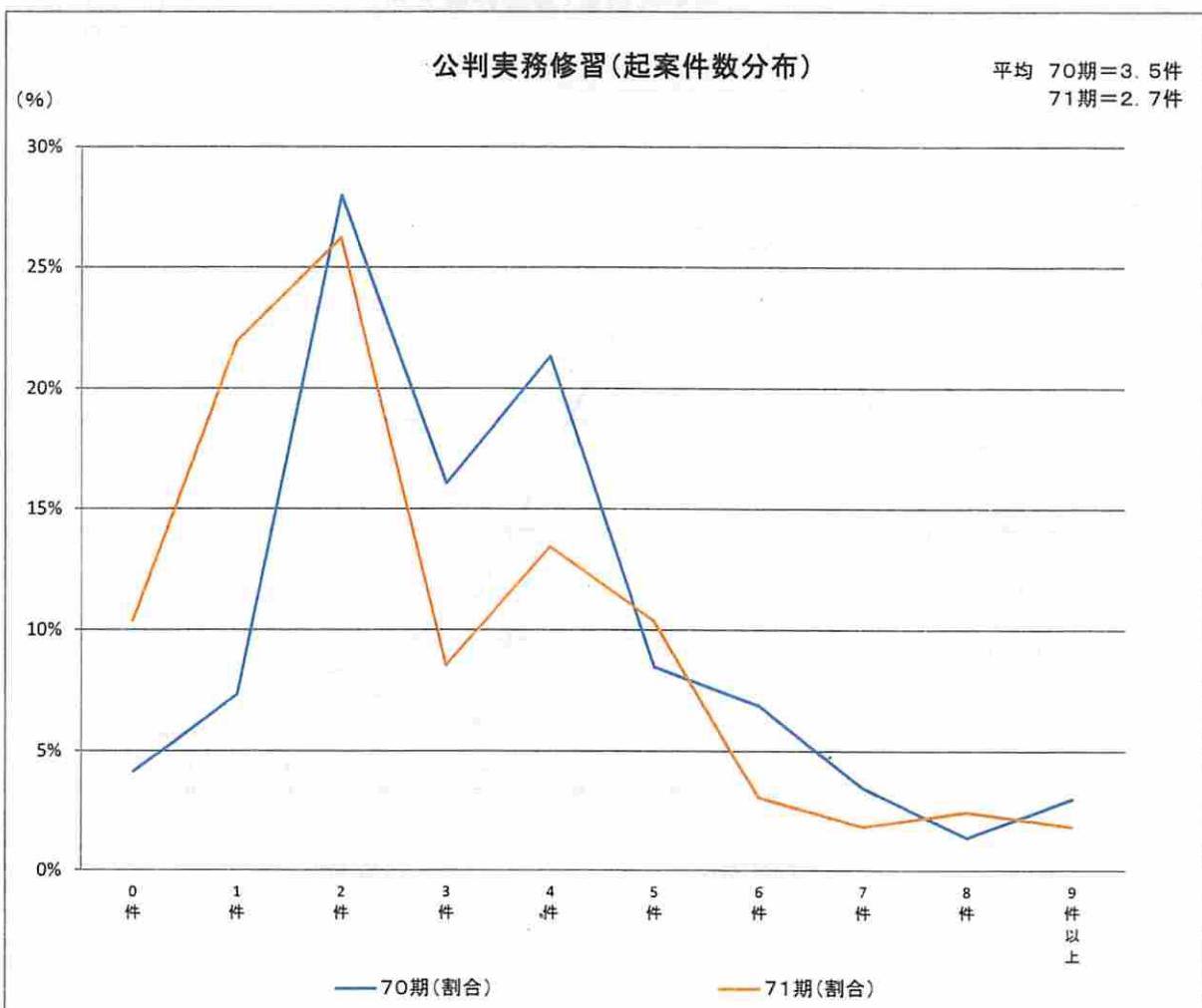
【70期】



【71期】

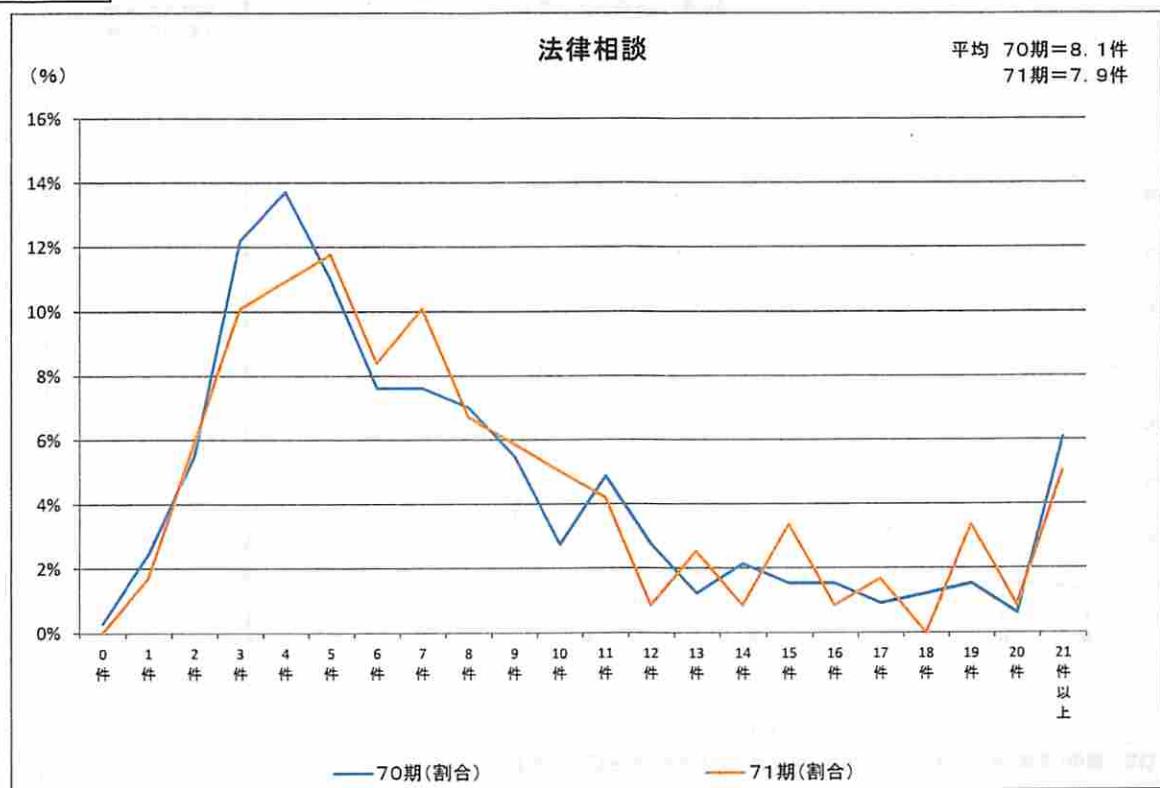


グラフ7



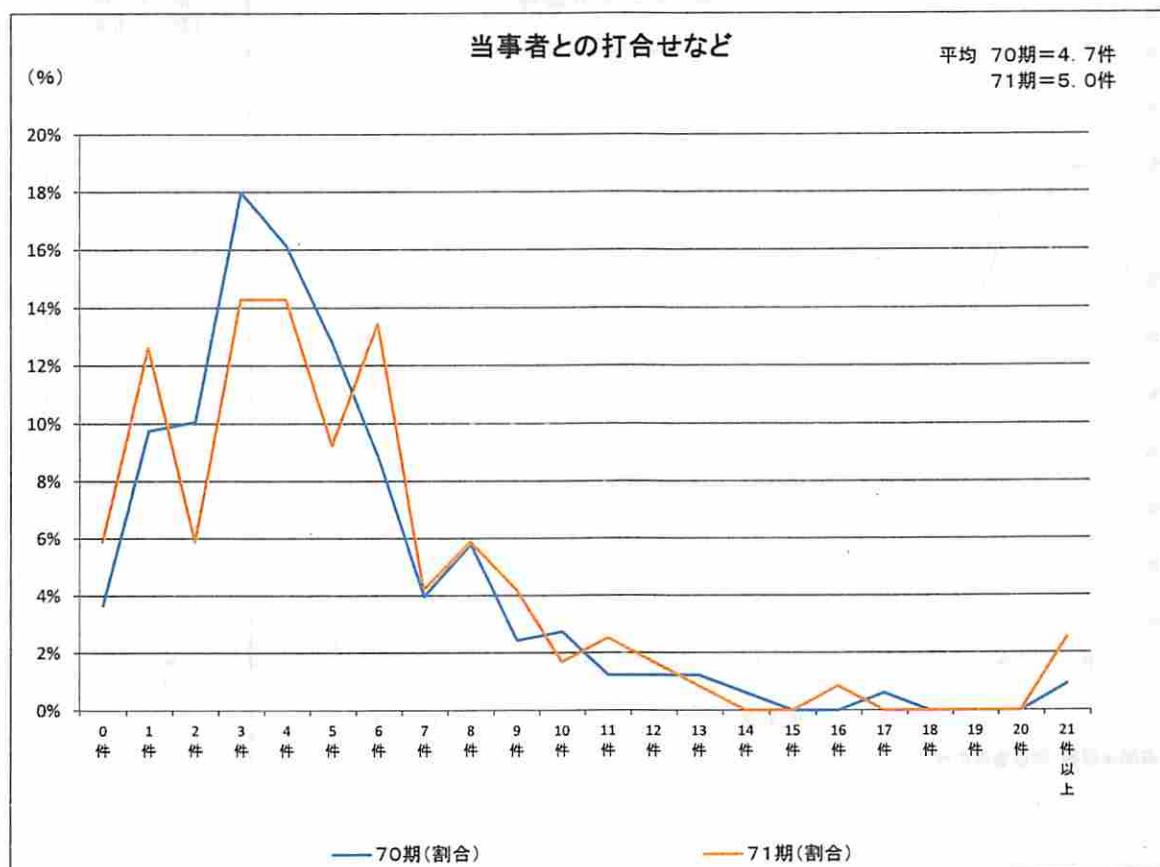
修習結果簿(第1クール:弁護修習)集計結果

グラフ1-1

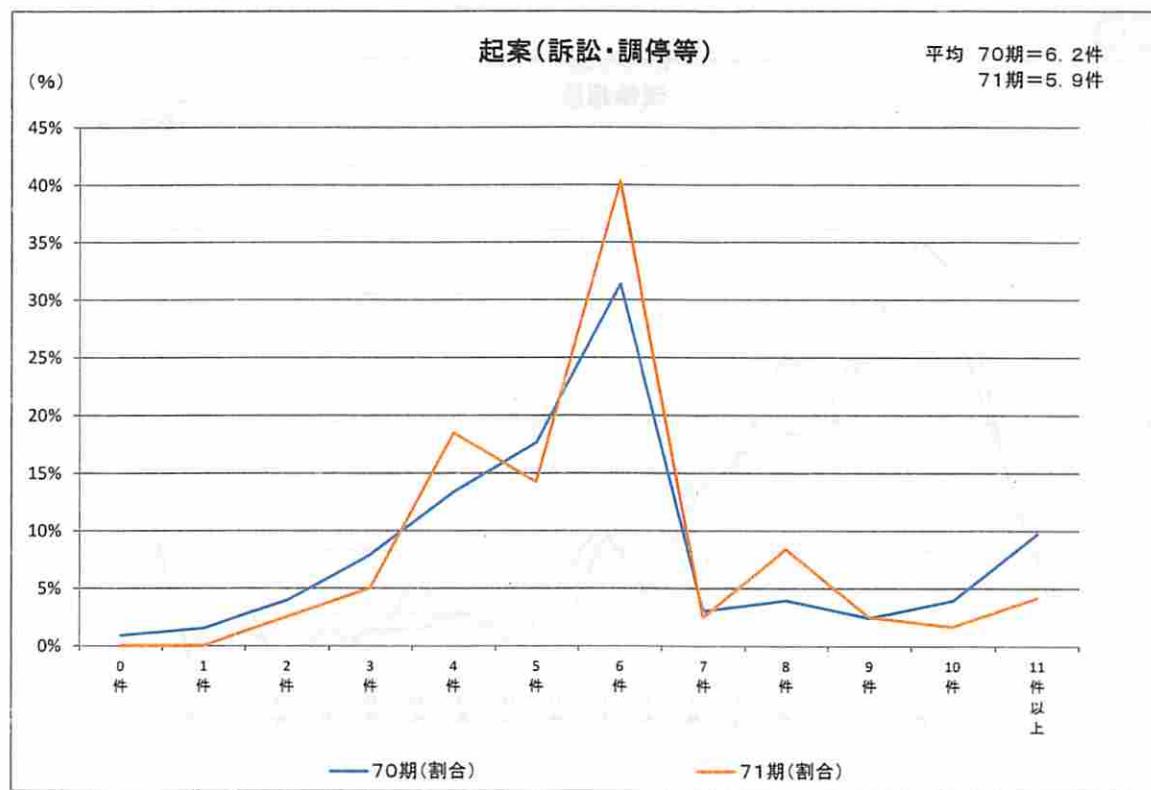


※ 法律相談(弁護士会、自治体及び事務所等におけるもの)、交渉、受任等の立会傍聴

グラフ1-2

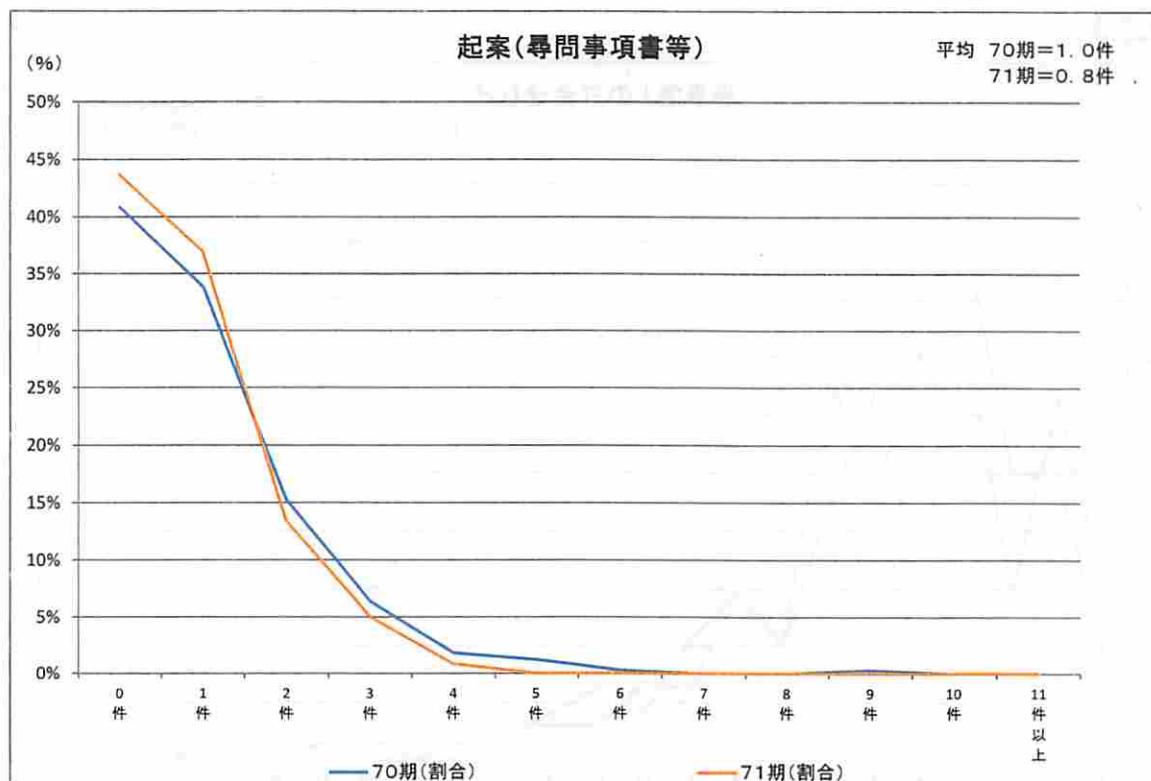


グラフ2-1



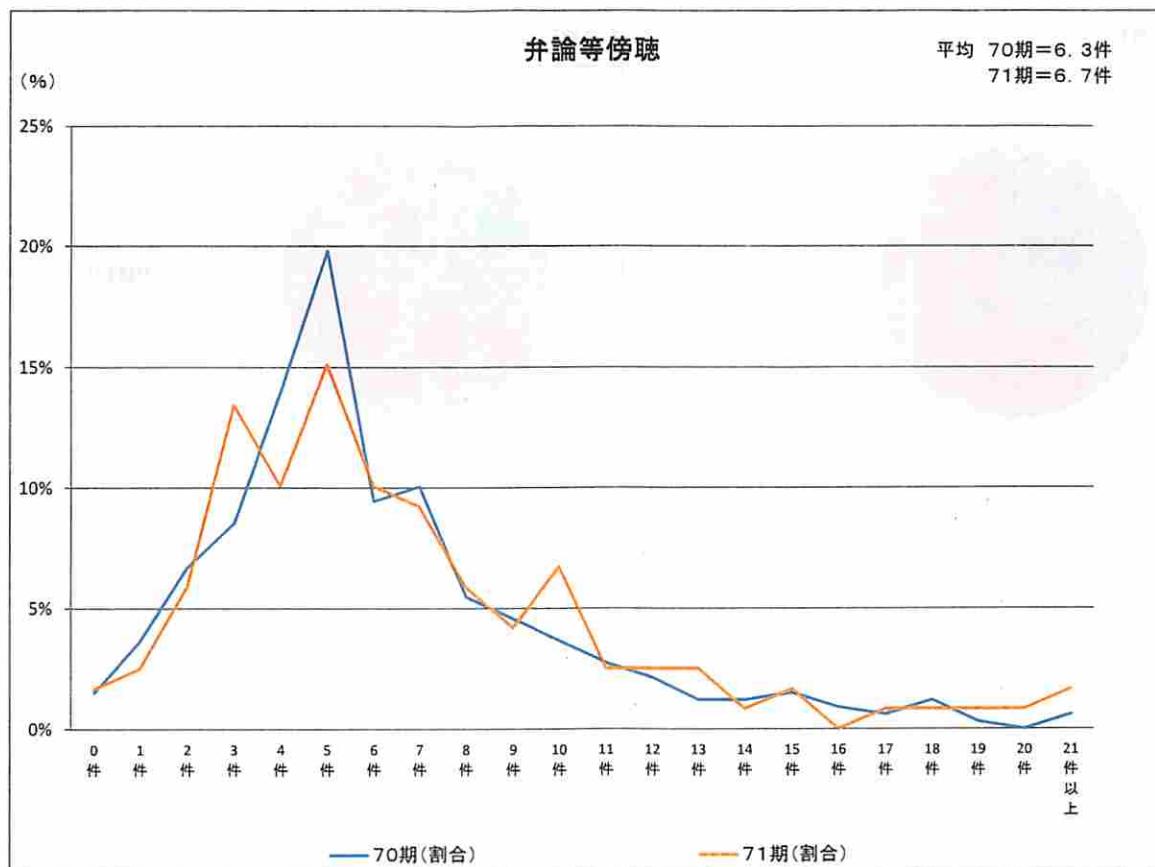
※ 訴訟、調停[民事・家事]、ADR等の訴状、申立書、準備書面、内容証明等の起案

グラフ2-2



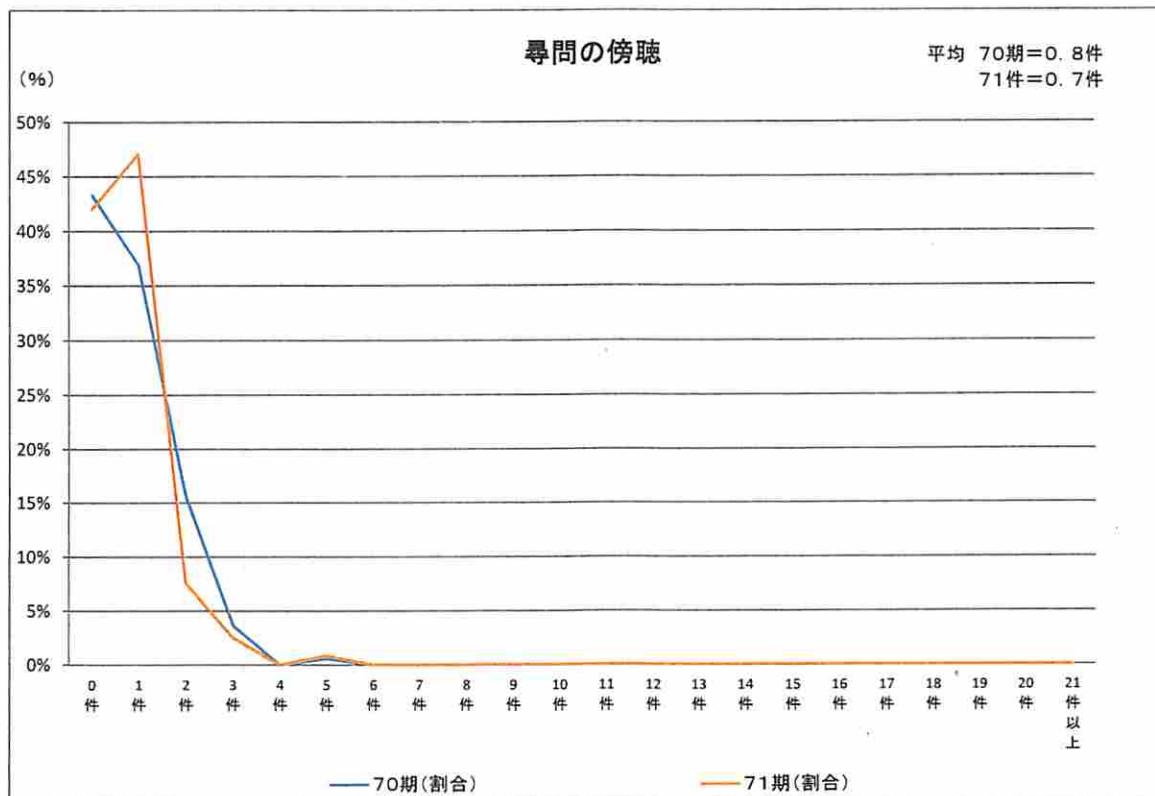
※ 尋問事項書・陳述書等の起案

グラフ3-1



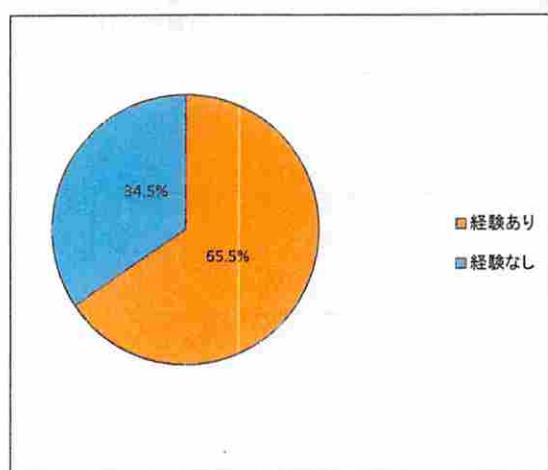
※ 口頭弁論、弁論準備、和解、調停、審判、審尋、裁判官面接等

グラフ3-2

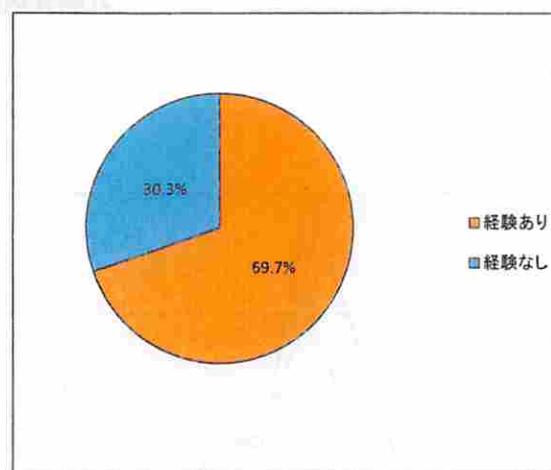


グラフ4 保全・執行の経験有無

【70期】

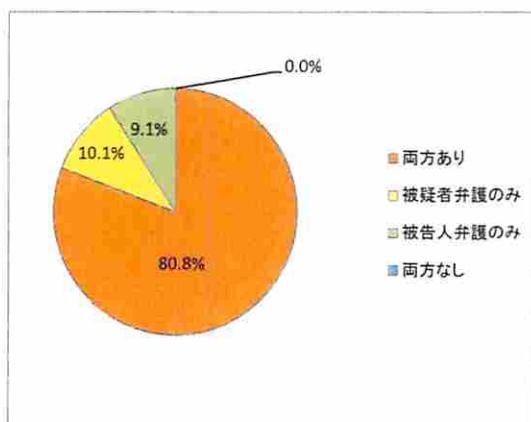


【71期】

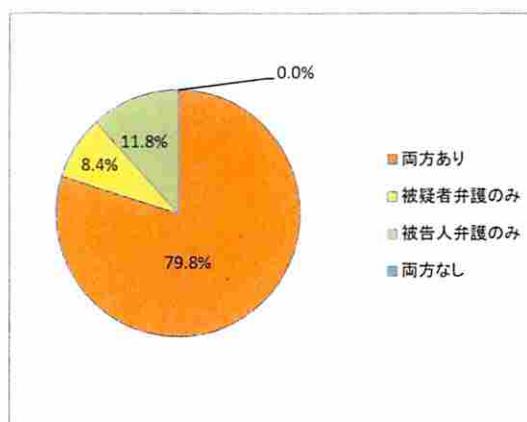


グラフ5 刑事弁護経験(被疑者・被告人弁護)の有無

【70期】

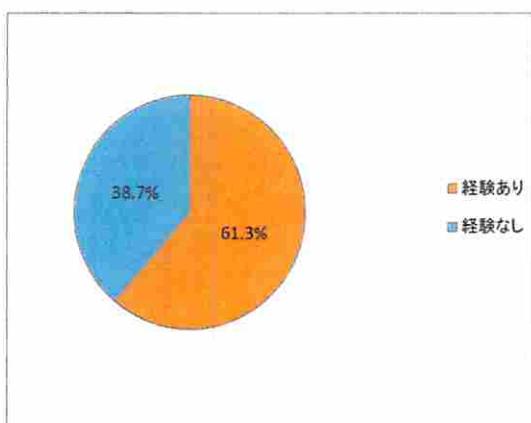


【71期】

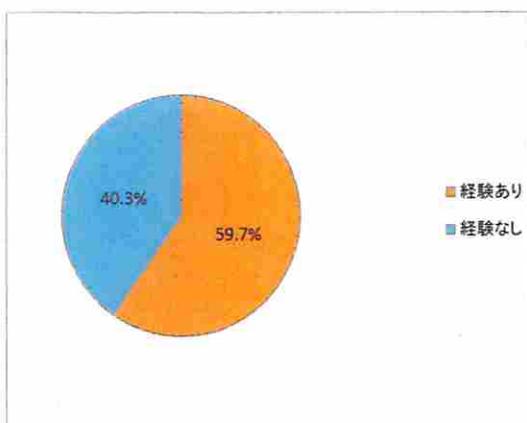


グラフ6 否認事件の経験の有無

【70期】

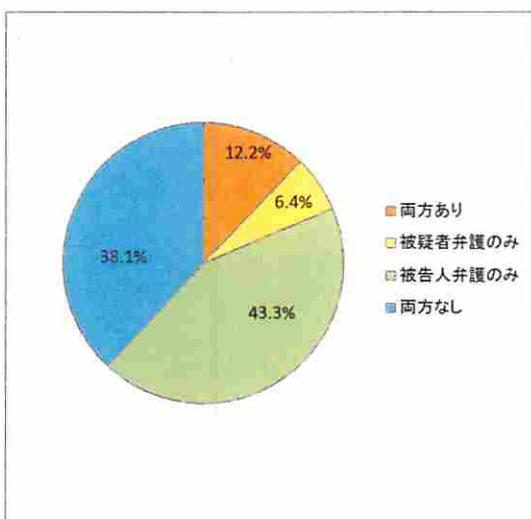


【71期】

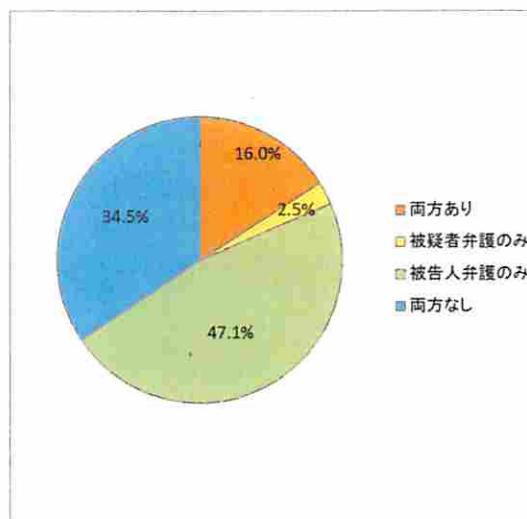


グラフ7 刑事起案経験(被疑者・被告人弁護)の有無

【70期】



【71期】



選択型実務修習 全国プログラム集計(第70期)

庁 会	実施庁会	プログラム名	プログラム数	募集人数	応募人数
裁判所	東京地裁	知 貢	4	80	59
	大阪地裁	知 貢	4	32	18
検察庁	法務省	法務行政	2	70	136
既存プログラム	弁護士会	大規模事務所	6	15	9
		涉 外	7	7	14
		知 貢	2	4	1
		企業法務	2	2	3
	大 阪	涉 外	22	33	17
		知 貢	10	11	2
法テラス			69	111	166
外務省			1	1	8
UNHCR			2	2	12
IOM			1	1	2
JICA			2	4	22
ILO			2	2	8
日弁連国際室			2	2	7
計			138	377	484

選択型実務修習 全国プログラム集計(第71期)

庁 会	実施庁会	プログラム名	プログラム数	募集人数	応募人数
裁判所	東京地裁	知 貢	4	80	62
	大阪地裁	知 貢	4	32	32
検察庁	法務省	法務行政	2	70	151
既存プログラム	弁護士会	大規模事務所	7	20	14
		涉 外	1	1	0
		知 貢	2	4	4
		企業法務	2	2	4
	大 阪	涉 外	20	31	23
		知 貢	6	7	5
法テラス			66	106	121
外務省			1	1	12
UNHCR			2	2	6
IOM			1	1	4
JICA			2	4	11
ILO			2	2	7
日弁連国際室			2	2	9
計			124	365	465

新規プログラム	国		3	6	22
地方自治体			6	7	24
福祉機関			9	12	34
民間企業			15	16	221
公設事務所等			9	9	35
計			42	50	336

合計		180	427	820
----	--	-----	-----	-----

[注]人数はA班とB班の合計

新規プログラム	国		5	14	52
地方自治体			5	5	30
福祉機関			13	15	64
民間企業			16	23	235
公設事務所等			9	9	38
計			48	66	419

合計		172	431	884
----	--	-----	-----	-----

[注]人数はA班とB班の合計

日弁連法1第70号

2018年(平成30年)5月18日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会

事務総長 萩 田 優

(公印省略)

司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティ
に関するルールの改正について(依頼)

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、誠にありがとうございます。近時の情報セキュリティを巡る諸情勢や個人情報保護に係る厳しい社会的要請に鑑み、当連合会では、司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報に関し、必要な情報セキュリティを確保するための対策として、2016年(平成28年)8月8日付で「司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール」を策定しました。なお、裁判修習においては既に同様のルール化と取組が図られております。

昨年11月、裁判修習における情報セキュリティに関するルールが改正されたため、今回、「司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール」も同様の改正を行いました。貴会に配属された司法修習生に対して、別添1及び

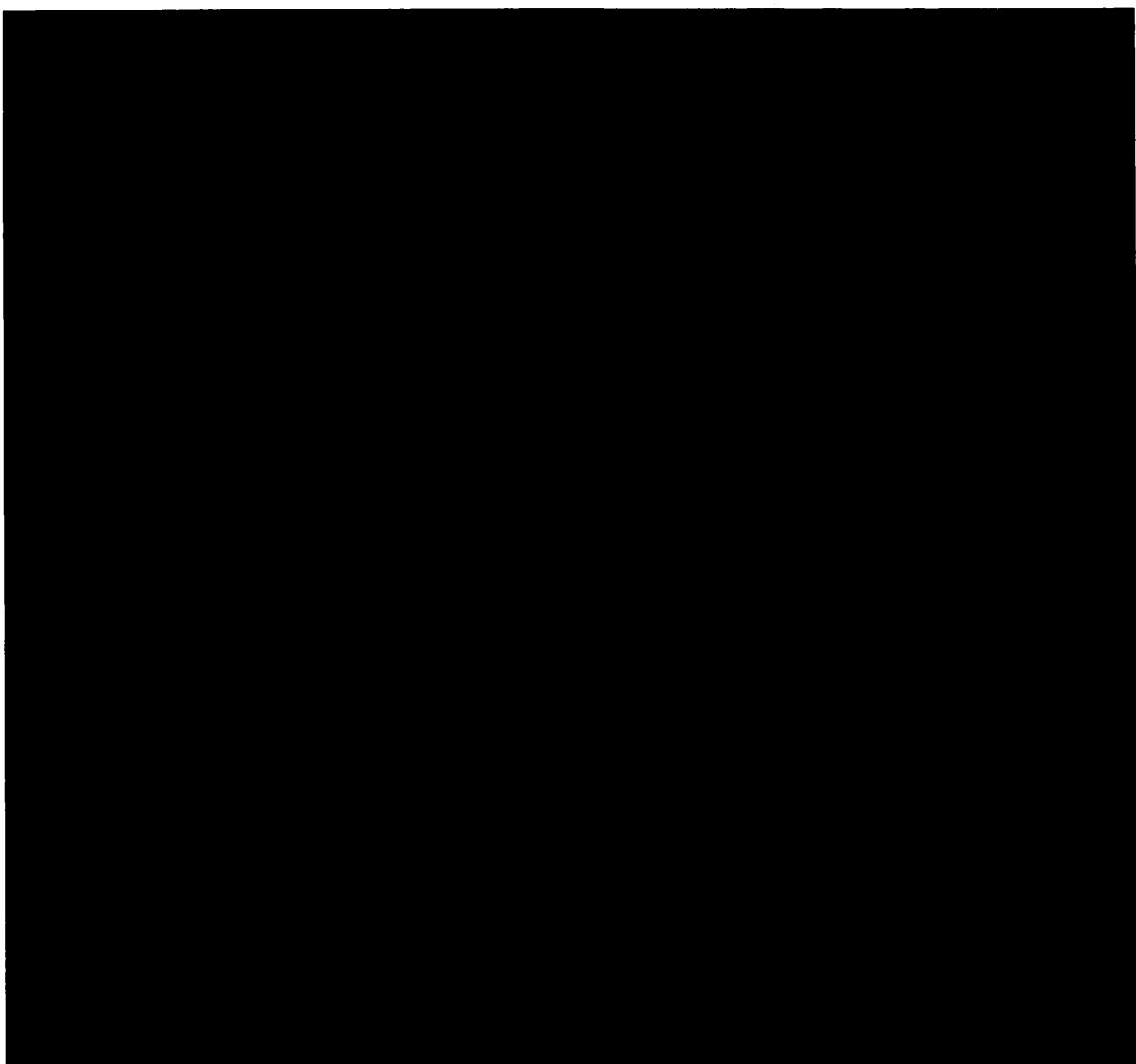
を配布いただくとともに、別紙様式の申請書兼誓約書を提出させるなどの適宜の方法により、所要の措置を講じていただくようお願いいたします。また、貴会の司法修習委員会委員長、個別指導担当弁護士及び選択型実務修習におけるプログラム担当弁護士・外部担当者に対しても、情報セキュリティ確保の重要性や個人情報保護の観点から、本ルールを周知いただきますようお願い申し上げます。

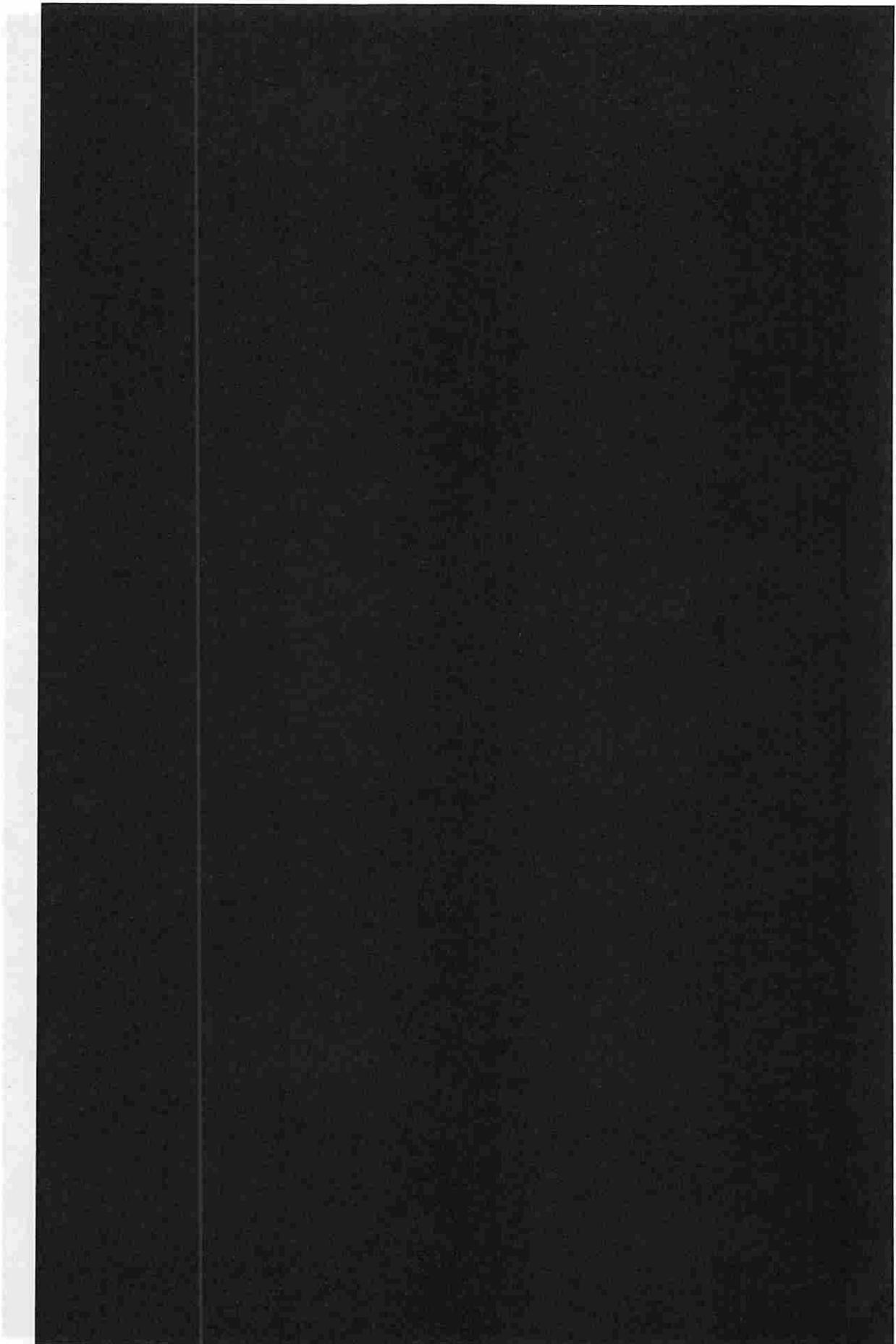
添付資料

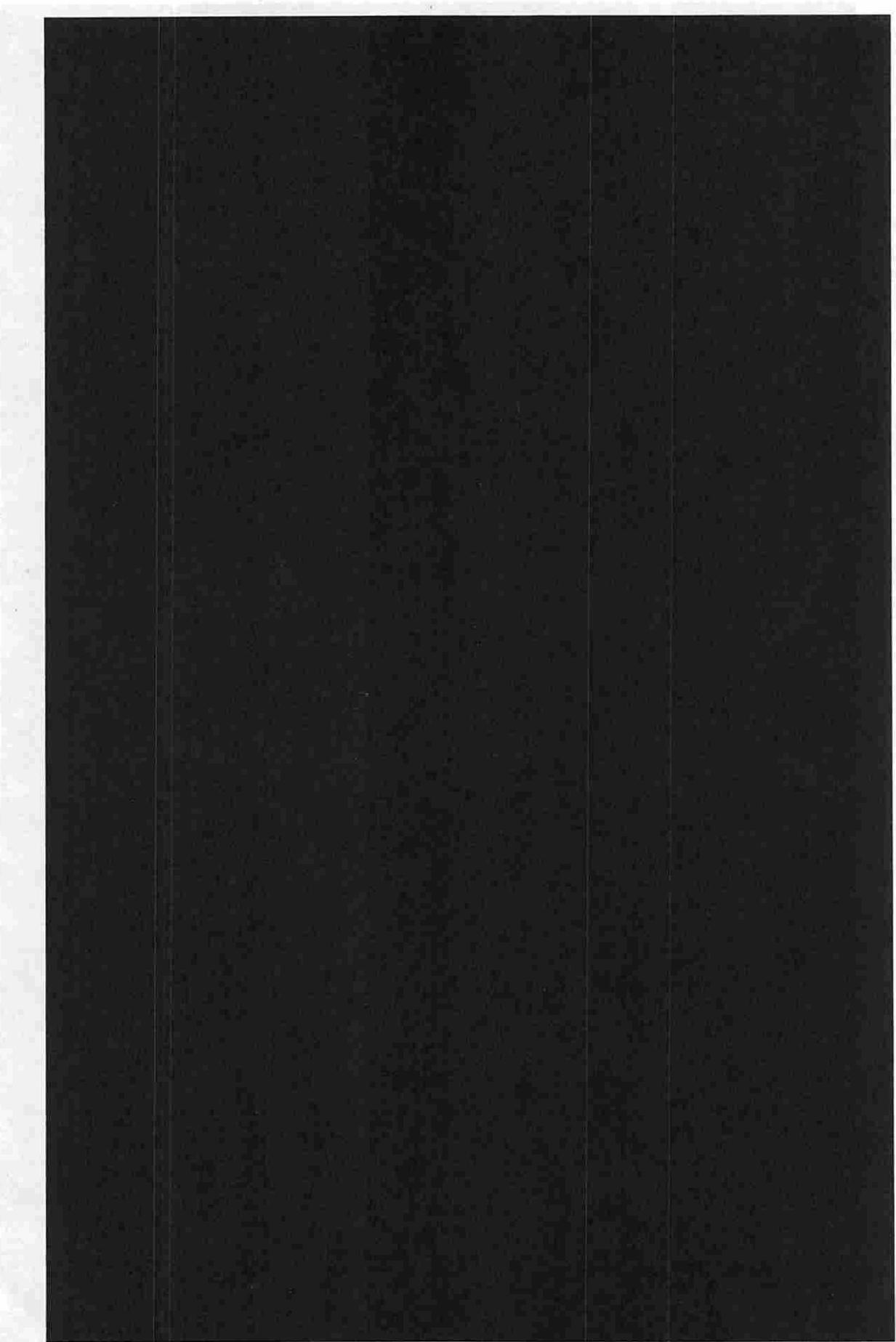
別添1 司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール

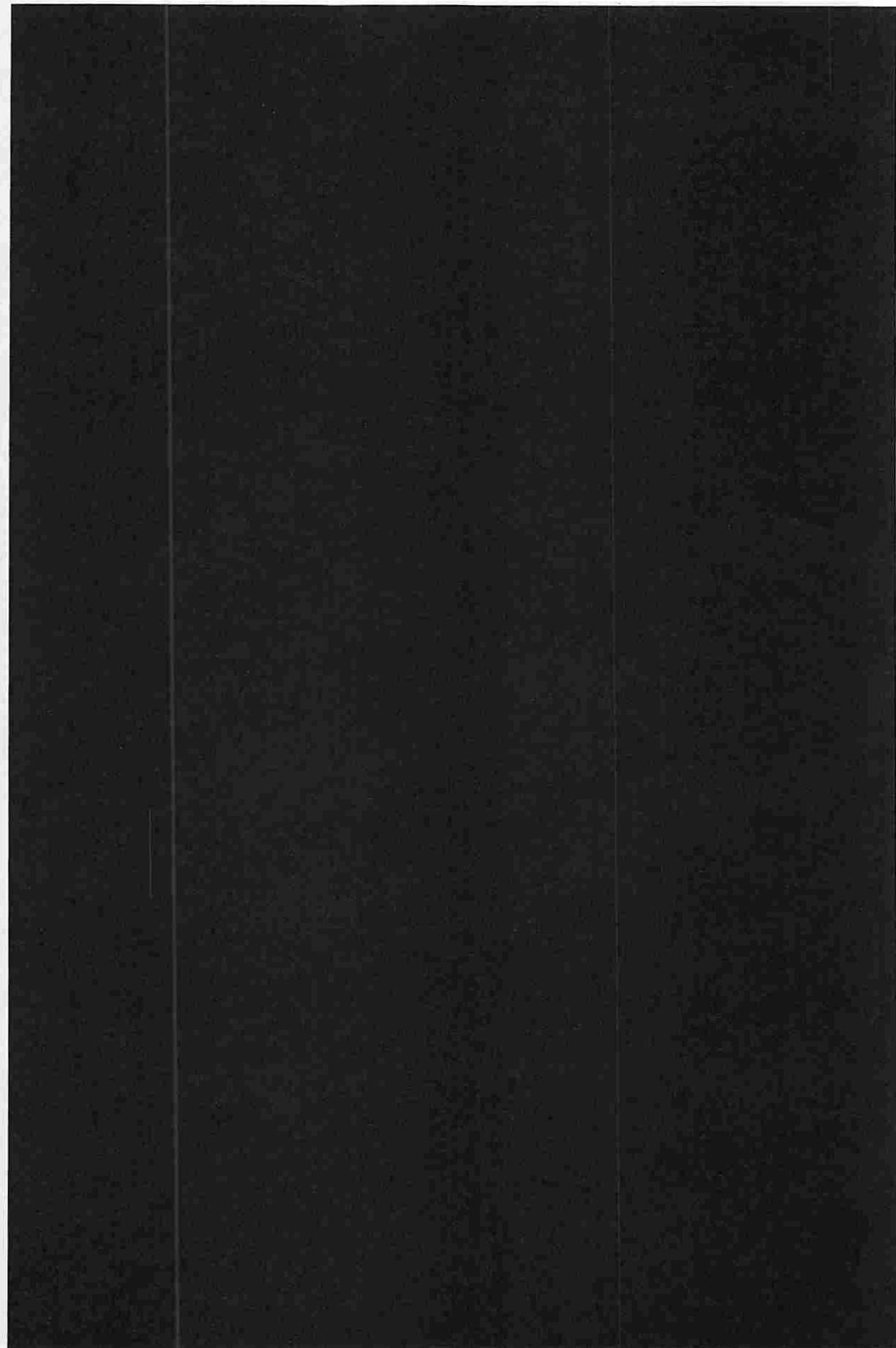
司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール

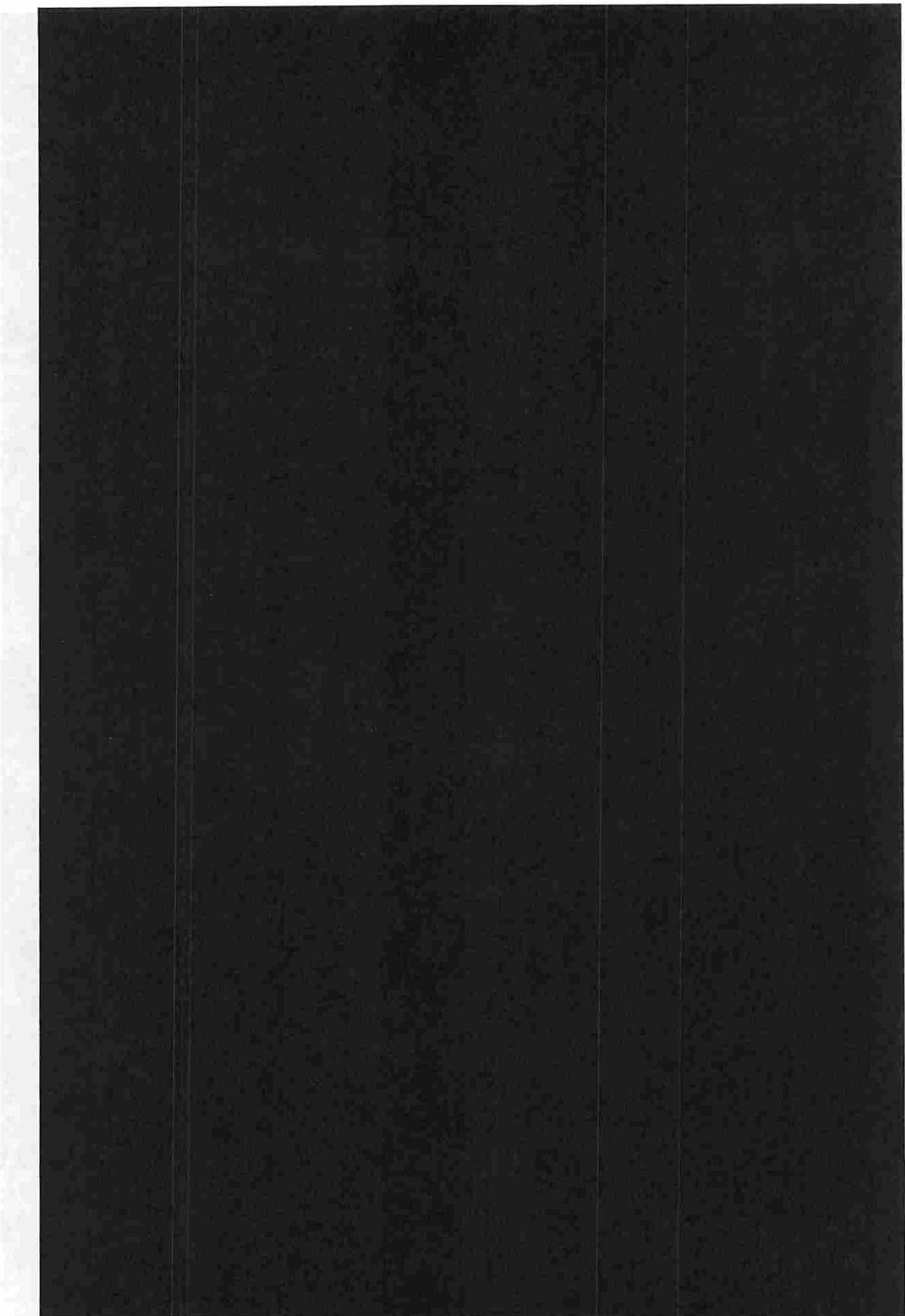
近時、情報化社会の進展に伴う情報セキュリティを巡る諸情勢や個人情報保護に係る厳しい社会的要請に鑑みると、司法修習生が取り扱う弁護修習に関する情報についてセキュリティ対策を講じる必要がある。殊に、弁護修習中、司法修習生は個別指導担当弁護士などが取り扱う生の事件に関する情報に接することとなるが、このような情報が流出・漏洩した場合には、事件の当事者等の関係者に取り返しのつかない損害を与えることとなることはもちろん、当該司法修習生や個別指導担当弁護士にとどまらず、弁護士会や司法研修所の責任が問われることとなり、ひいては、司法に対する国民の信頼も損なわれることとなりかねない。そこで、司法修習生が弁護修習中に取り扱う情報、特に生の事件に関する情報について、その流出・漏洩を防止するとともに、将来法曹となる司法修習生に情報セキュリティの重要性に関する自覚を促すため、以下のとおりルールを定めるものとする。

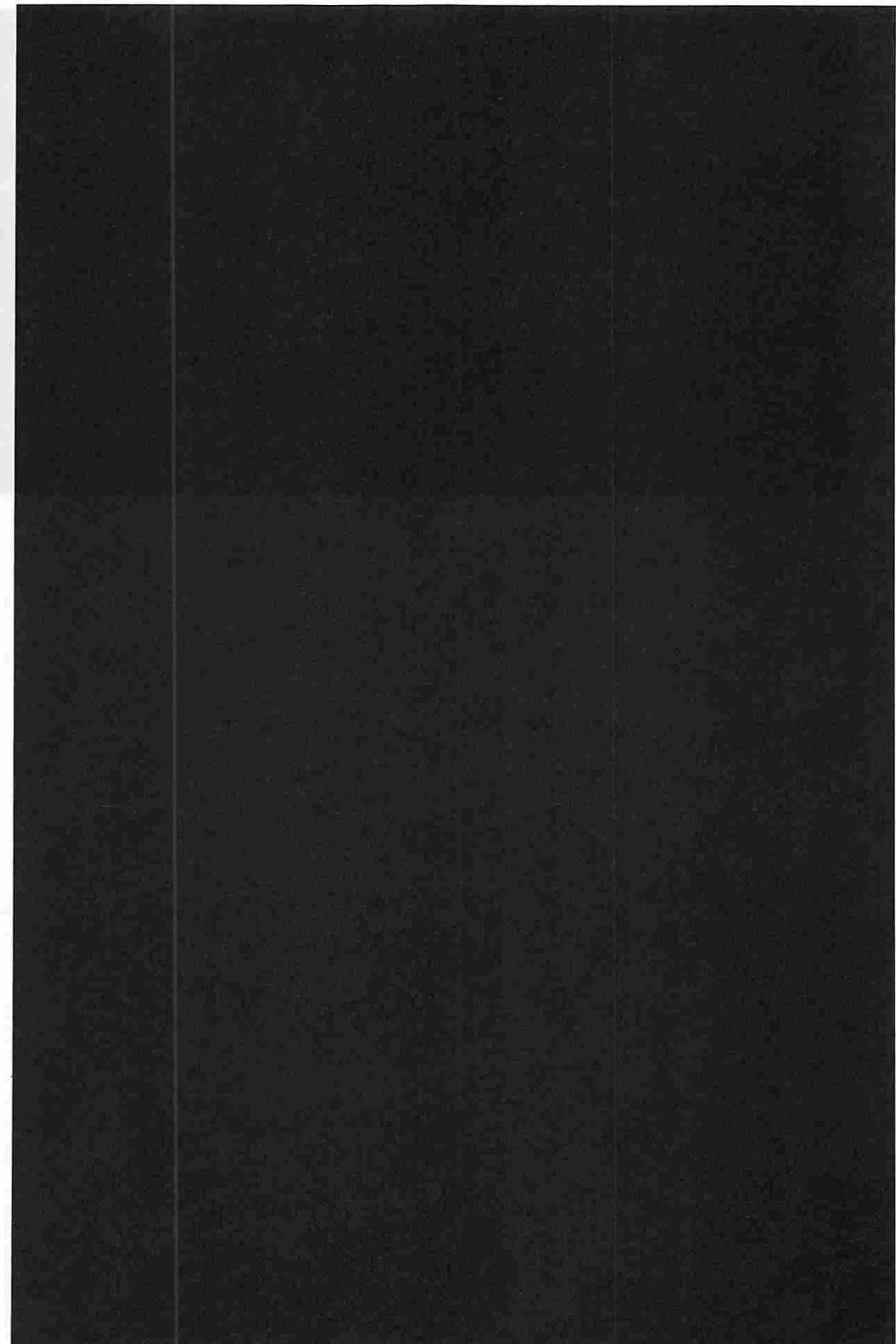


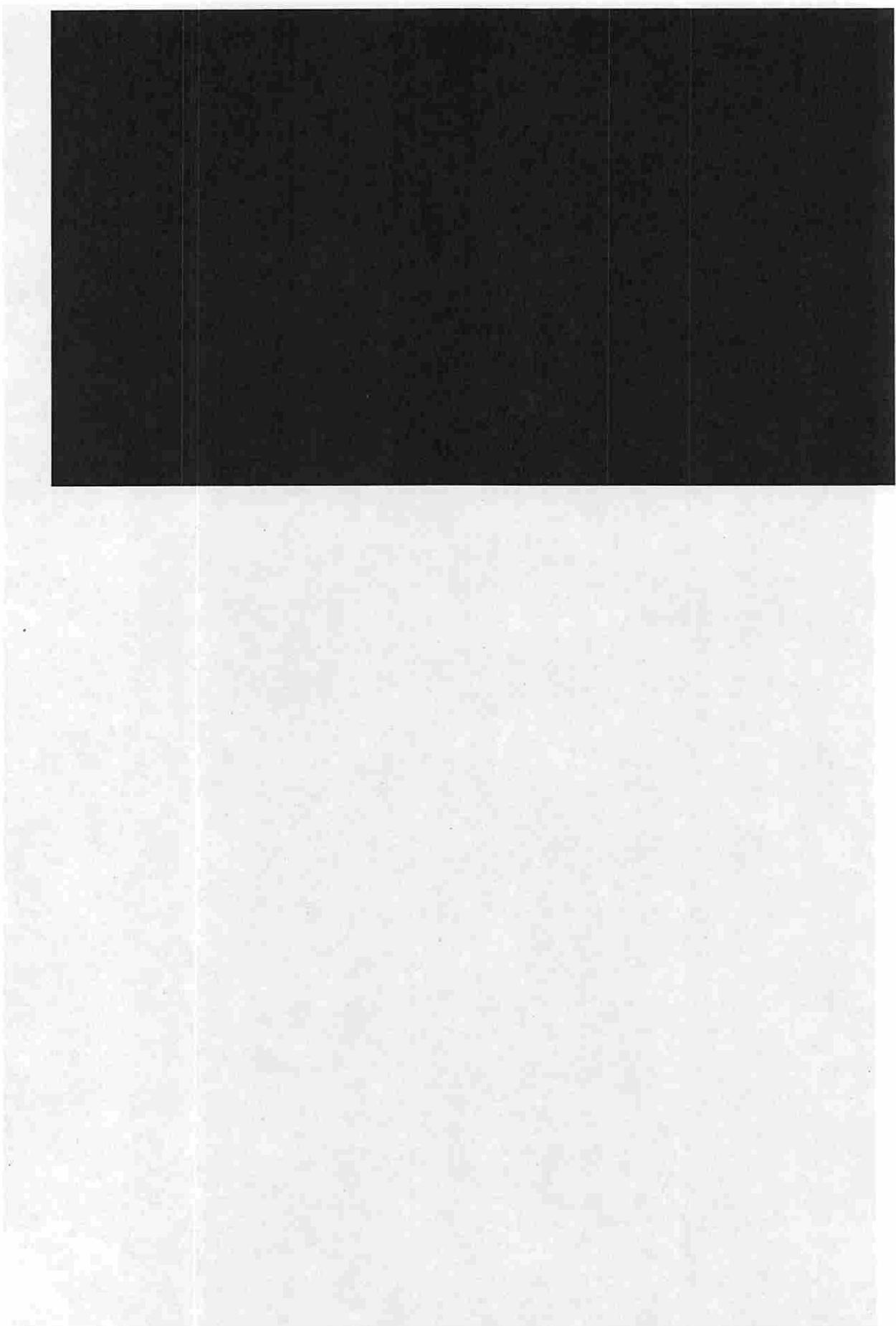


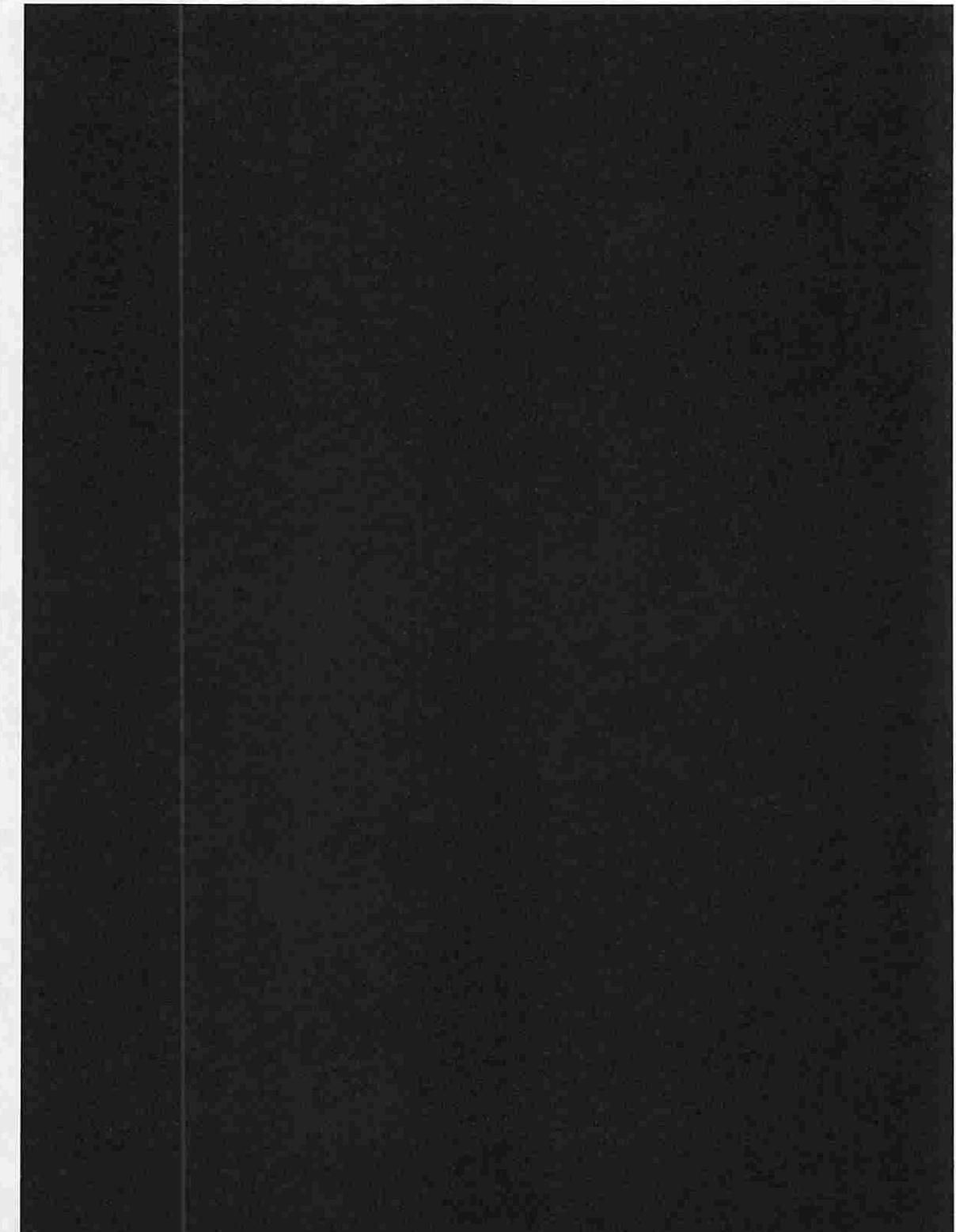


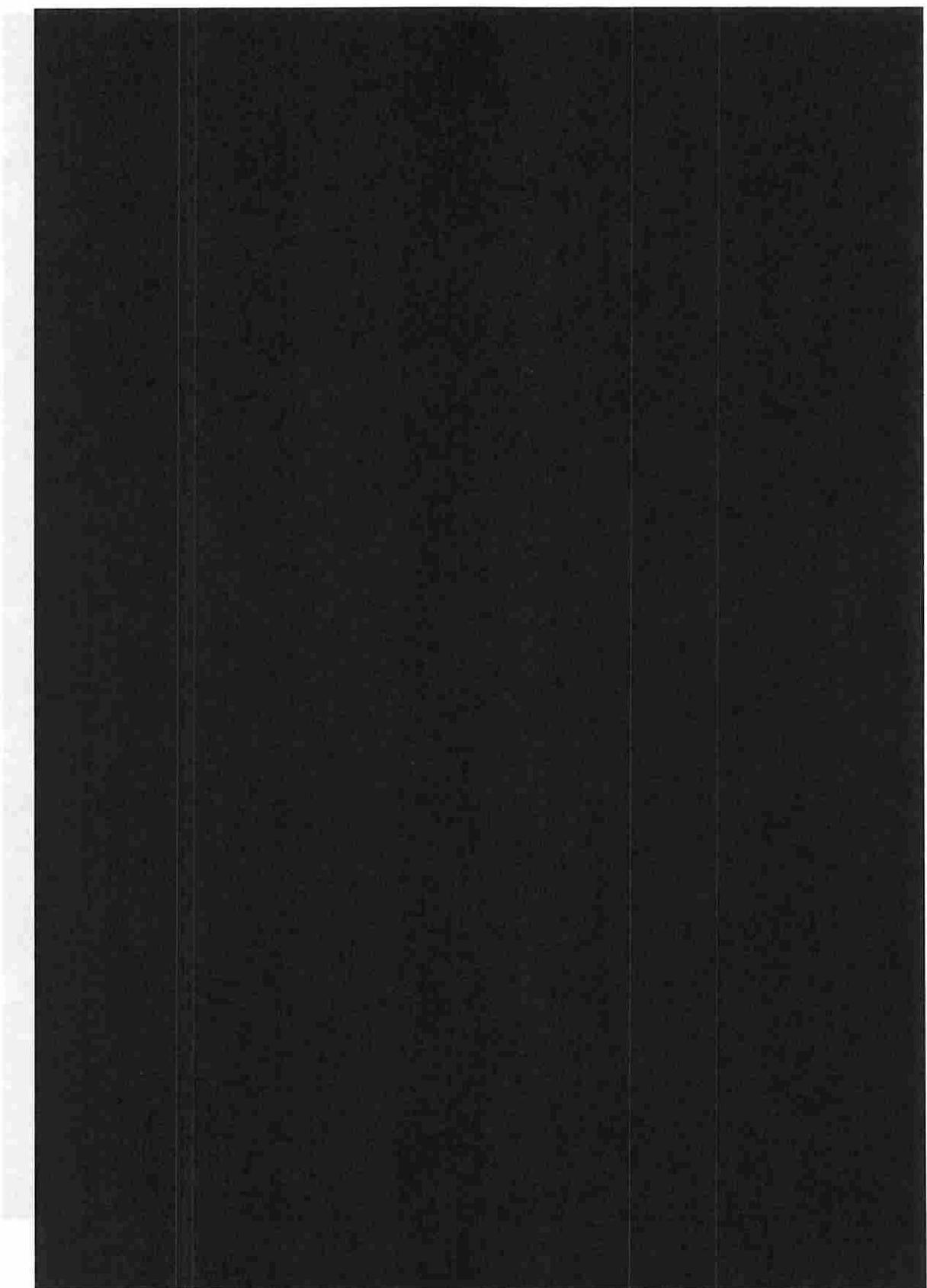


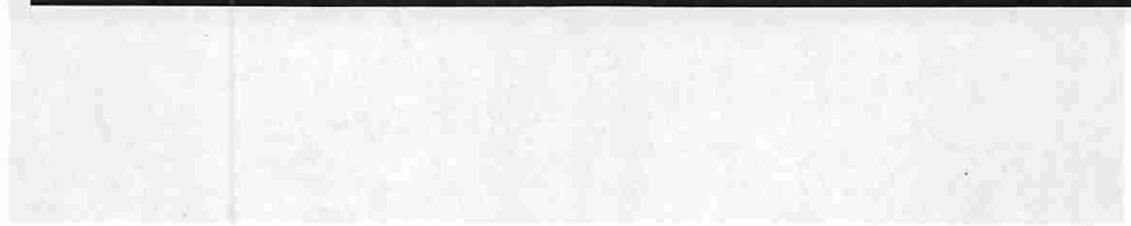
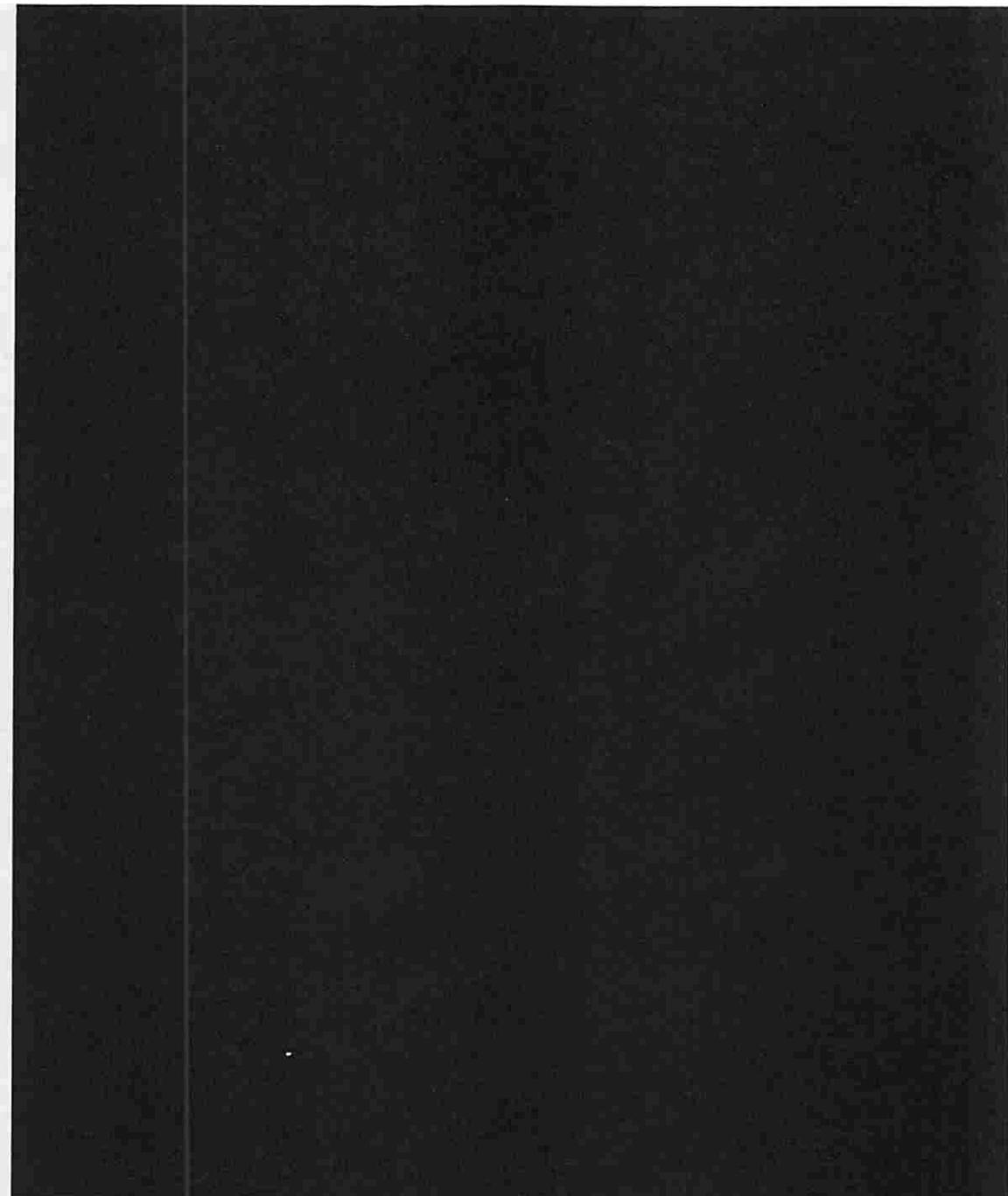


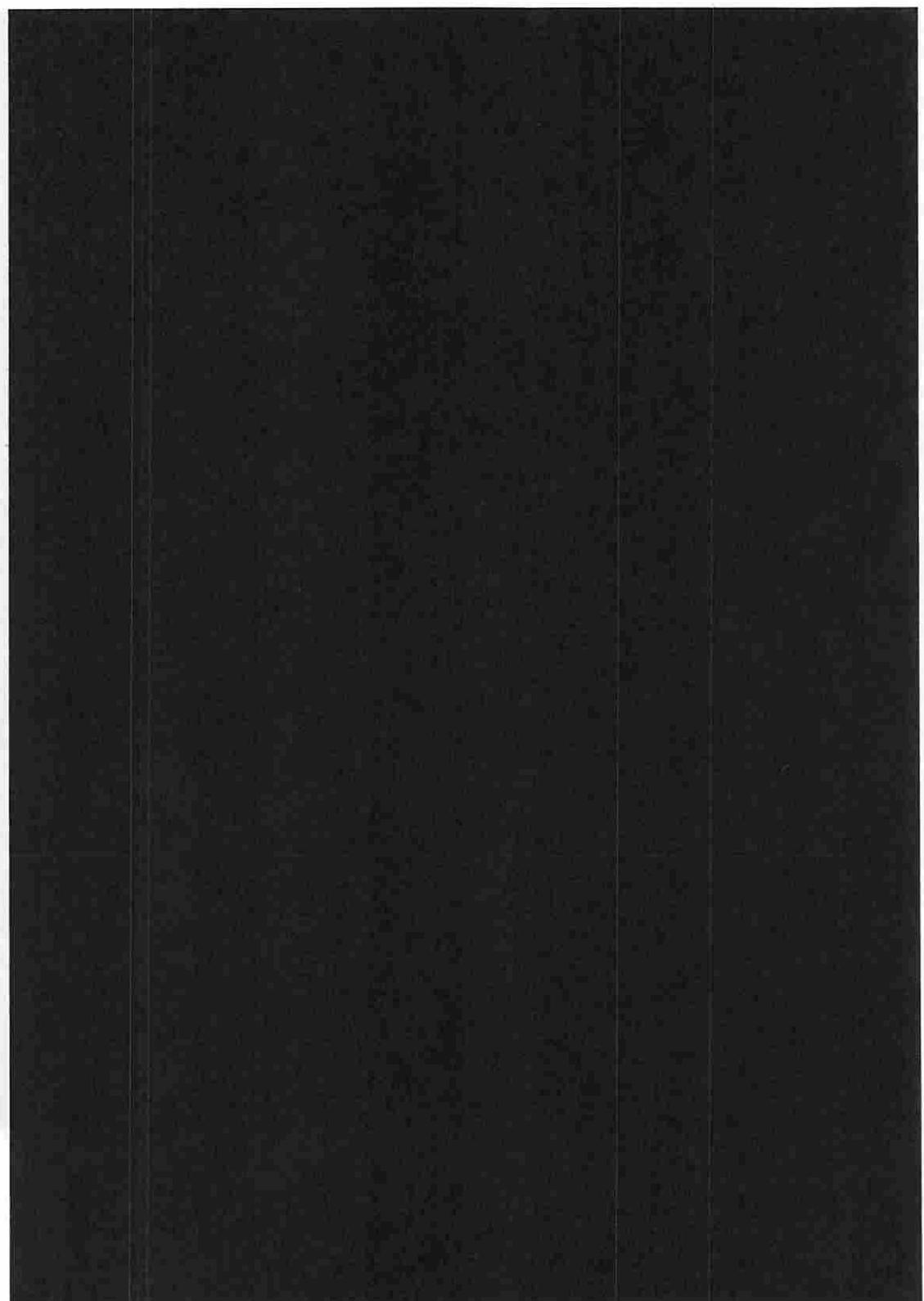


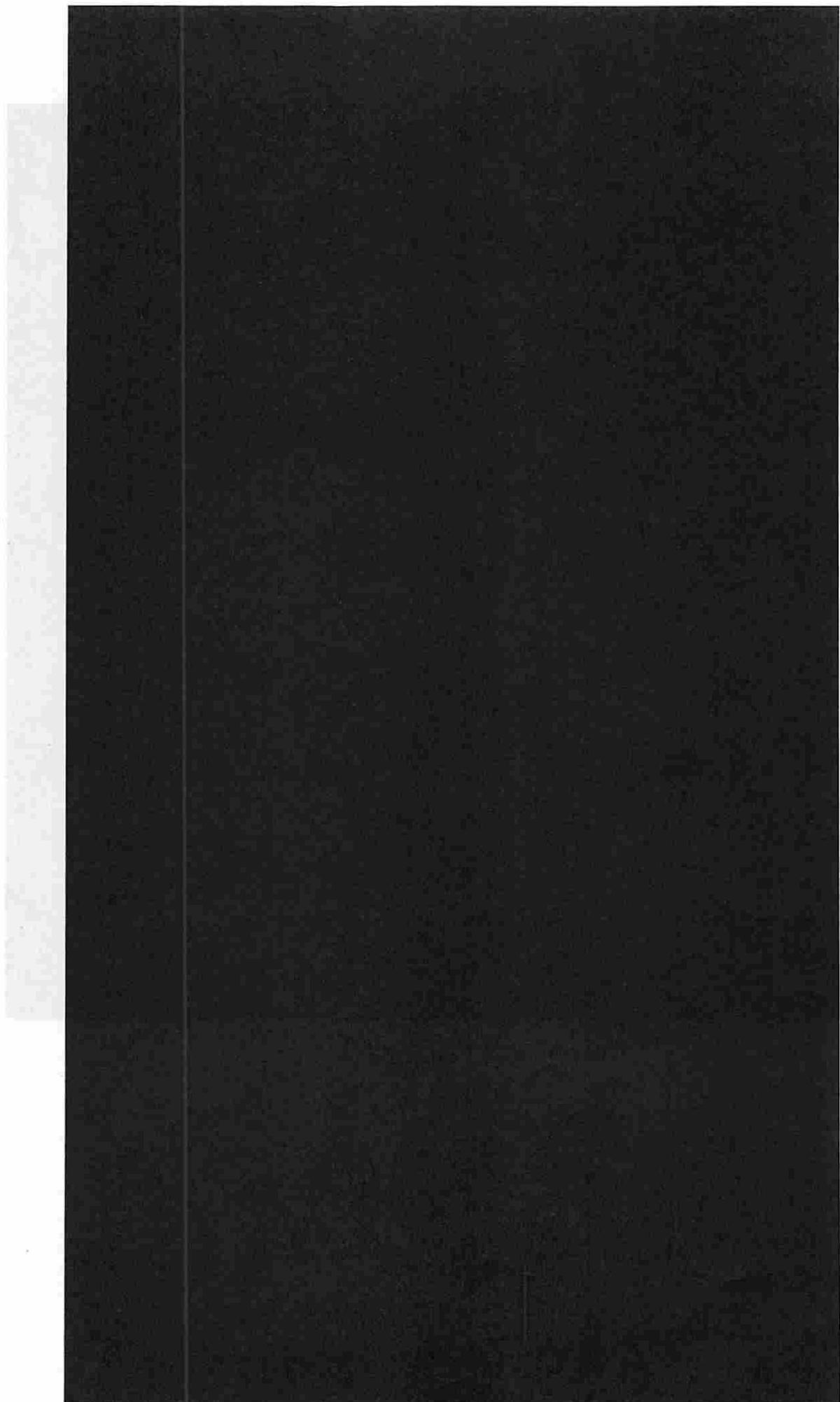


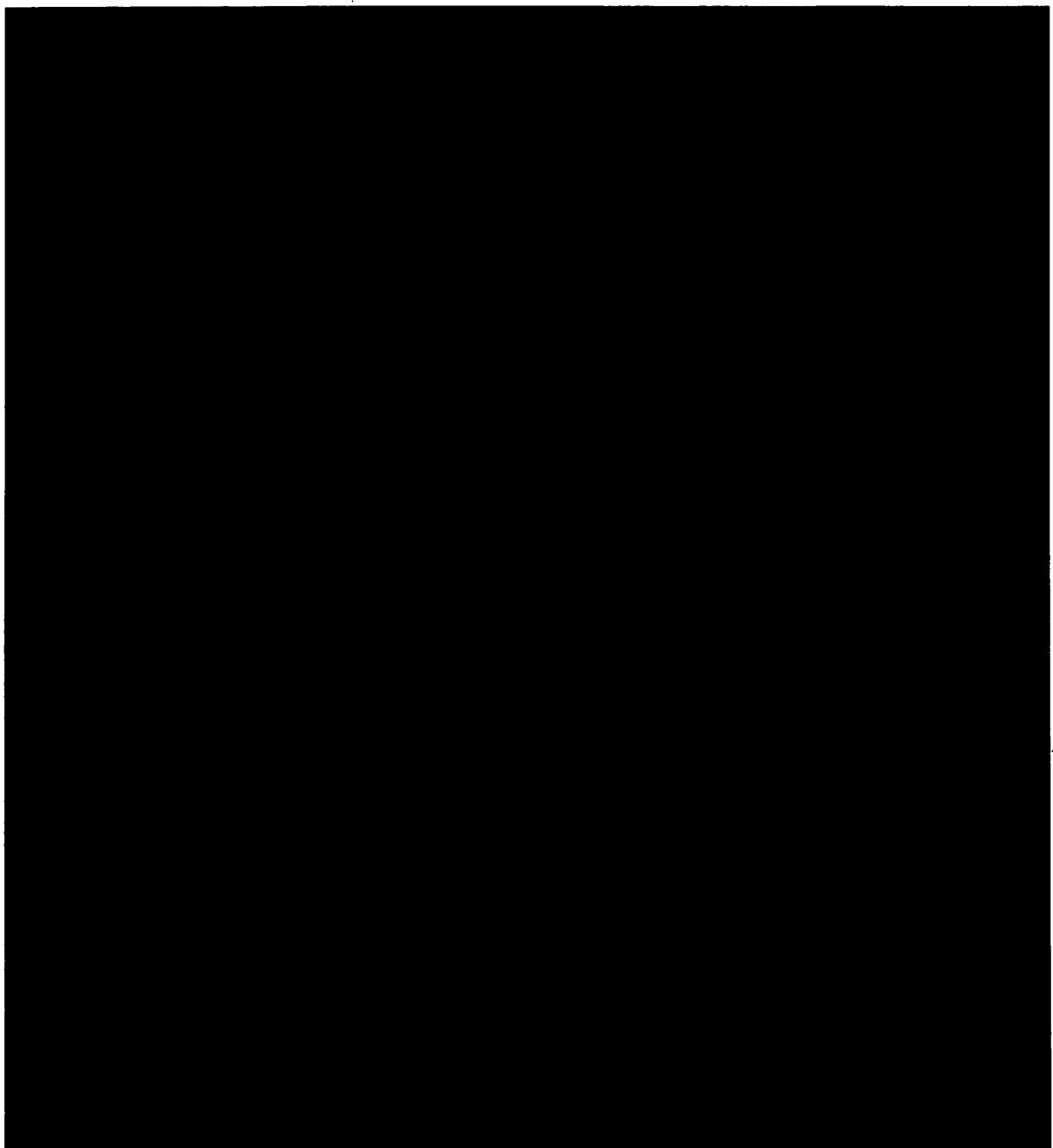


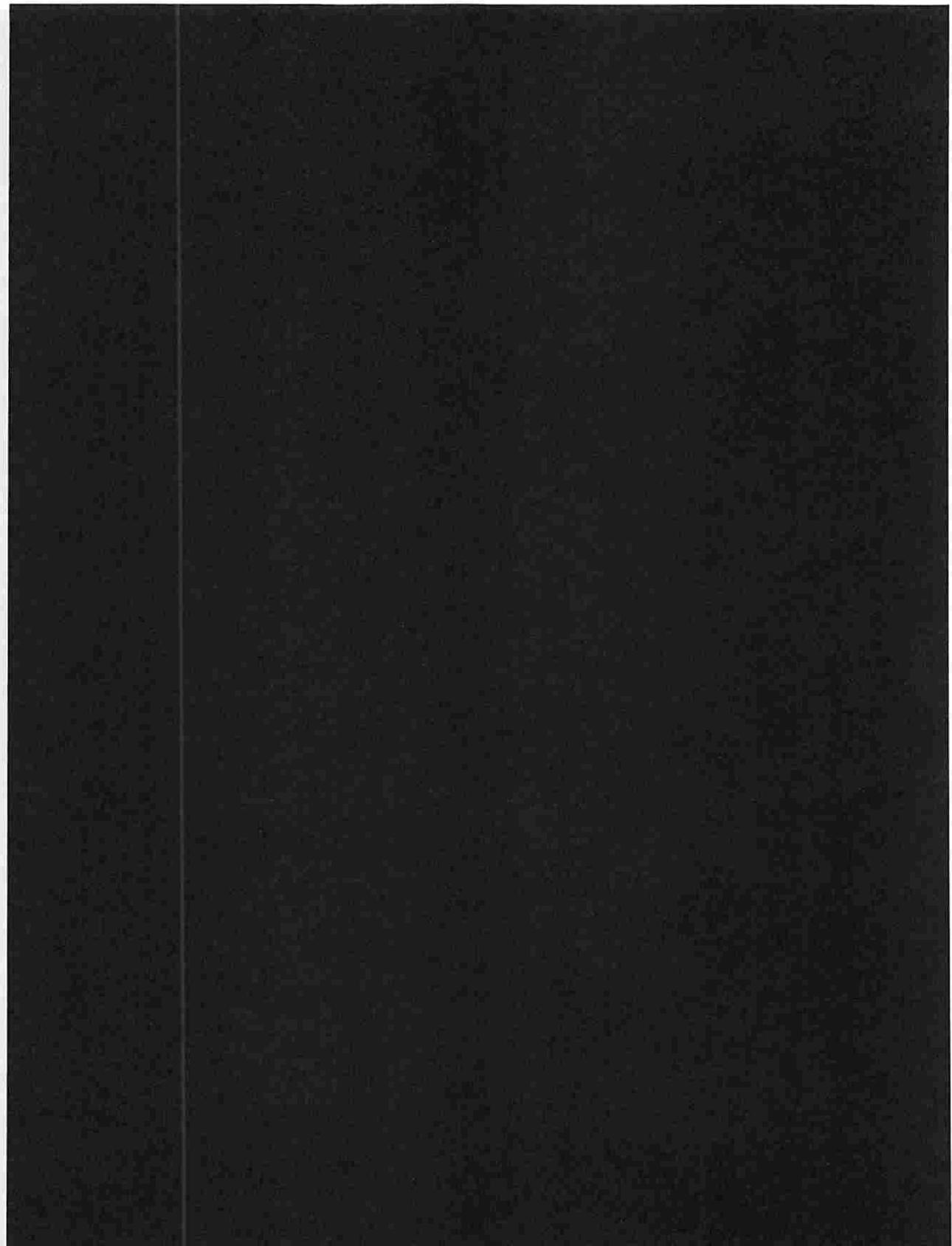


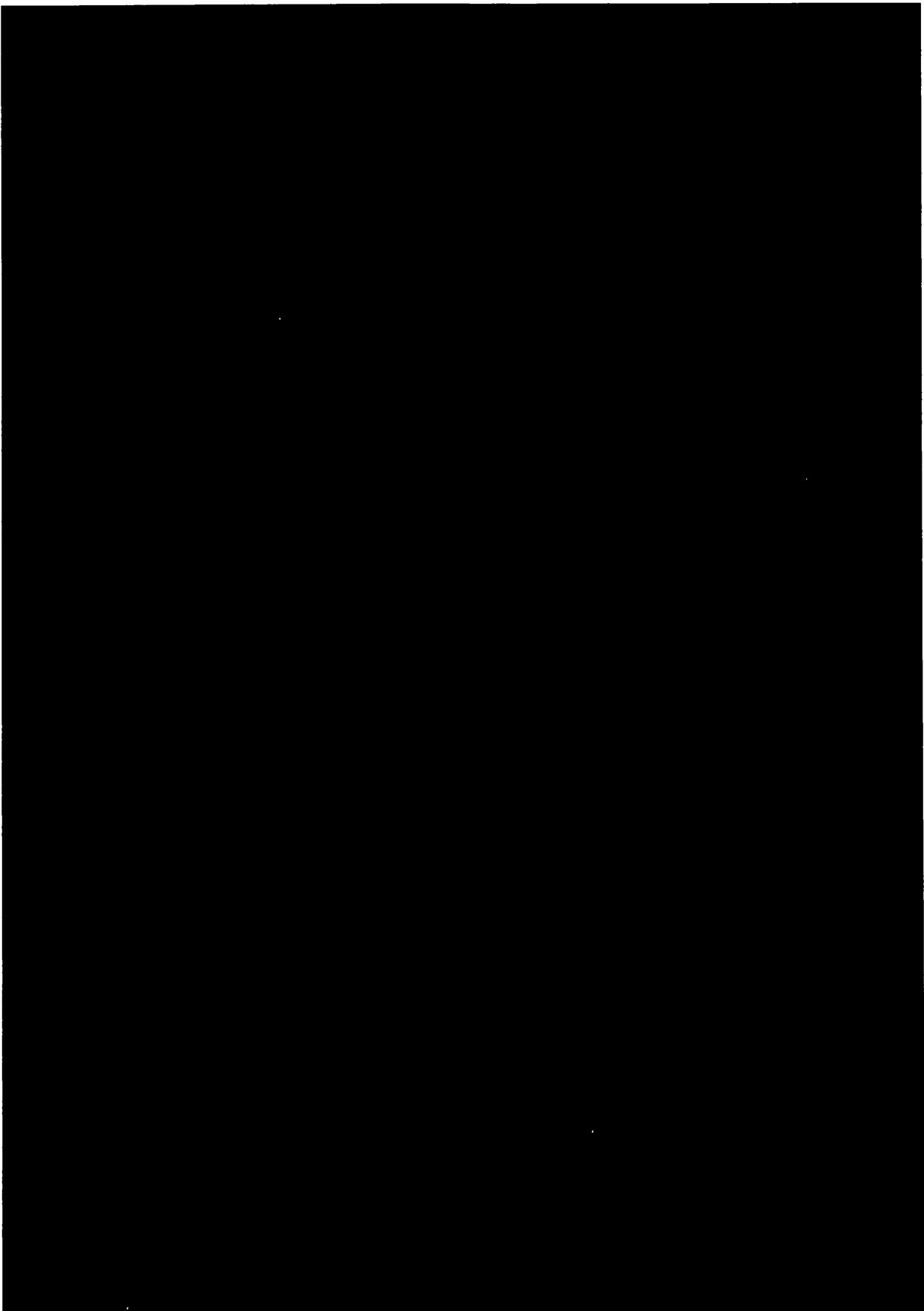


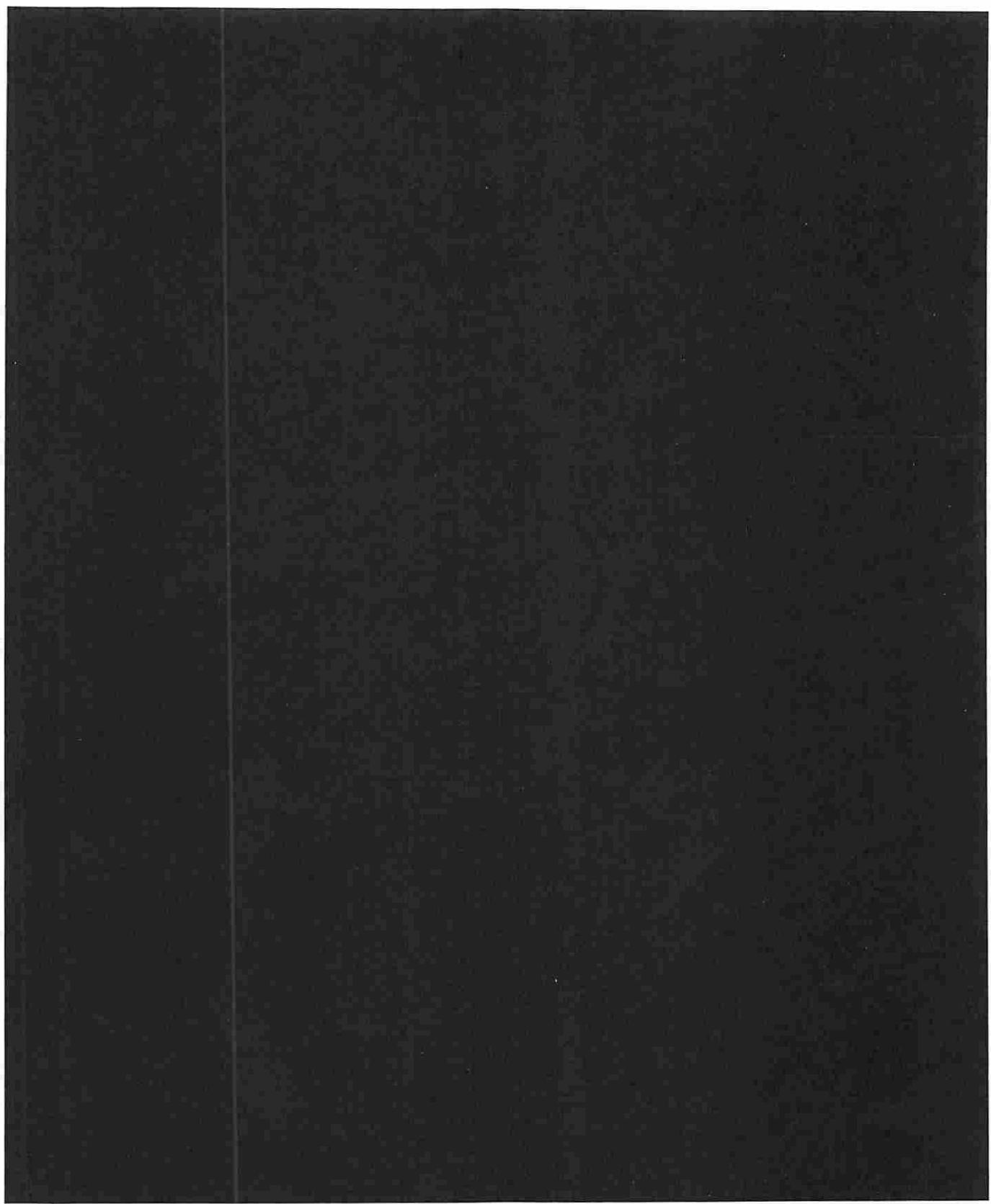












平成30年5月23日

司法修習生 各位

司法研修所事務局長 染 谷 武 宣

司法修習生の情報セキュリティ対策について（事務連絡）

最近、司法修習生が、

などの不適切な事例が続けて発生しました。

裁判実務修習においては、平成29年11月27日付け司研企二第1074号司法研修所長通知「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について」によって、

と定められており、弁護実務修習においても、同様のルールが定められているところ、上記の事例はこうしたルールに違反するものであって、これらの行為があった場合には、非違行為として罷免、修習の停止又は戒告の処分や注意の措置を受けることがあります。

国民の信頼に依拠し、個人の高度なプライバシーを取り扱う司法修習において、情報流出があつてはならないことは言うまでもなく、そのような事態を発生させないよう、修習関連の情報の取扱いには極めて慎重な配慮が必要となります。

については、上記通知等において定められた情報セキュリティルールを改めて確認し、上記で取り上げたもの以外のルールも改めて確認した上で、修習関連の情報の慎重な取扱い及び情報セキュリティ対策を徹底してください。